

14. 4-1074



1200501209933

14.4

74

知愛新 鑑年

年二百六千二元紀



始



有利な……精算拂式

割増金附——徴兵保険の提供

富國徴兵

本社 東京・日比谷
社長 吉田 義輝

火災保險
海上保險
航空保險
運送保險
自動車保險
傷害保險
信用保險
盜難保險
硝子保險
風水害保險
森林保險
利益保險

資本金 壹千萬元
諸積立金 貳千八百貳拾八萬圓
總保險契約高 壹百貳拾六億貳千八百貳拾萬圓

火災保險の開祖

東京火災保險株式會社

取締役社長 林 季彦

本店 東京市麹町區大手町一丁目
支店 大阪京師橫濱神戸名古屋仙台福岡札幌東京
代理店 内地台灣樺太朝鮮支那印度及歐米主要地

日產火災上海保險



火災保險
海上保險
運送保險
傷害保險
自動車保險
信用保險

社長 伊長 伊神 伊神 伊神
副社長 長 長 長 長
相談 投 投 投 投

資本金貳億貳千貳百八十萬圓

日本電力株式會社

社長 高津 啓一

是を望み文化政策

國民の必需品たる健康な娛樂を
 全國各劇場を通じて東寶は捧ぐ!!

東寶直營劇場の陣容

東京 (東京)	東京寶塚劇場	東寶小劇場	東寶四階劇場	日本劇場	日劇小劇場	第一地下劇場	有樂座	日比谷映畫劇場
東横	東横映畫劇場	銀映座	大久保映畫劇場	江東劇場	本所映畫館	後樂園	スポーツ・シネマ	橫濱寶塚劇場
名古屋	名古屋會館	納屋橋映畫劇場	日本映畫劇場	京都寶塚劇場	(神戶)	神戶阪急會館	三宮劇場	三宮小劇場
元町	元町映畫館	静岡寶塚劇場	甲府寶塚劇場	新潟寶塚劇場	松本寶塚劇場	熱海寶塚劇場	熱海銀座劇場	京城寶塚劇場
名古屋 (名古屋)	名古屋會館	名古屋寶塚劇場	名古屋小劇場	名古屋大劇場	名古屋大劇場	名古屋大劇場	名古屋大劇場	名古屋大劇場

☆ 日刊雜誌 東寶



吉本興業株式会社
 東京市京橋區銀座四丁目三番地 電話京橋(66)五七七—九番

吉本興業合名會社
 大阪市南區東清水町三四・電話南(一九三一)一三番
 八二二六—一三番

吉本演藝配給株式会社
 東京市京橋區銀座四丁目三番地 電話京橋(66)五七七—九番

孝 坂 井 長 社

社 會 式 株 斯 瓦 京 東

六ノ一内之丸區町麴市京東

郎 次 菊 島 高 長 社

社 會 式 株 紙 製 子 王

ルビ信三町樂有區町麴市京東 所務事

實 用 百 貨
良 品 廉 價



東 京 上 野
東 京 銀 座
大 阪
名 古 屋
靜 岡



松 坂 屋

原口 の 三大製品

生産ノ合理化ハ國策!

ヤマトイロ-7-

工場・會社ノ出勤ノ御記録ニ……
能率ヲ増進スル機械!



ニュークロン

電氣時計ノ欠陥ヲ是正ス!
正確ナル時間コソ生産能力擴充ノ基本



労働時間ノ正シイ記録
最新型 自動時分記録器

ヤマトイロスタン

逓信省御指定



株式會社

原口電機製作所

東京市品川区大崎本町三丁目

電大崎(49) 4178・4179・4713

第二工場扶桑電機製作所

東京市豊島區西巢鴨三丁目八一四

電話大塚 1773

名古屋特約店瀧本商店

名古屋市中區南大津通一丁目(安田生命館)

電話中(3)3915・3916

大阪營業所

北家堂島濱通一丁目(堂ビル)

電話北代 6330-5

京城代理店 柳谷計器商店

京城府旭町一丁目四二番地

電話(2)5010・2003

カタログ進呈

貨物一般運輸請負業

中村自動車商會

東京市芝區櫻川町廿五番地

電話芝(43)二九六五番

大黒葡萄酒

純國産

卓上瓶 ①・五五

とても美味しい

この一杯が！

栄養を高め快眠を誘ひ

艶々しい血色を齎らします



大黒ぶどう酒は甲州葡萄を近代設備の醸造工場で十年間熟成した國産唯一の優良葡萄酒です
産前産後病氣恢復期冷え性の御婦人方には大黒人登規那葡萄酒をお薦め致します

全国有名食料店
酒店藥局にあり

大黒葡萄酒株式會社 東京市橋下台

特許乾式紙型抄造販賣

旭紙型株式會社

本社 東京市日本橋區本町一ノ二
實業聯合館ビル四階
電話日本橋(42)四四二〇九番
工場 東京市王子區志茂町一ノ二七五
電話赤羽二三〇三番



慰問袋！

前戦へ銃後の感謝を……

兵隊さんや水兵さんに喜ばれる慰問品を取揃へ
御發送其の他萬般の御用を承ります。

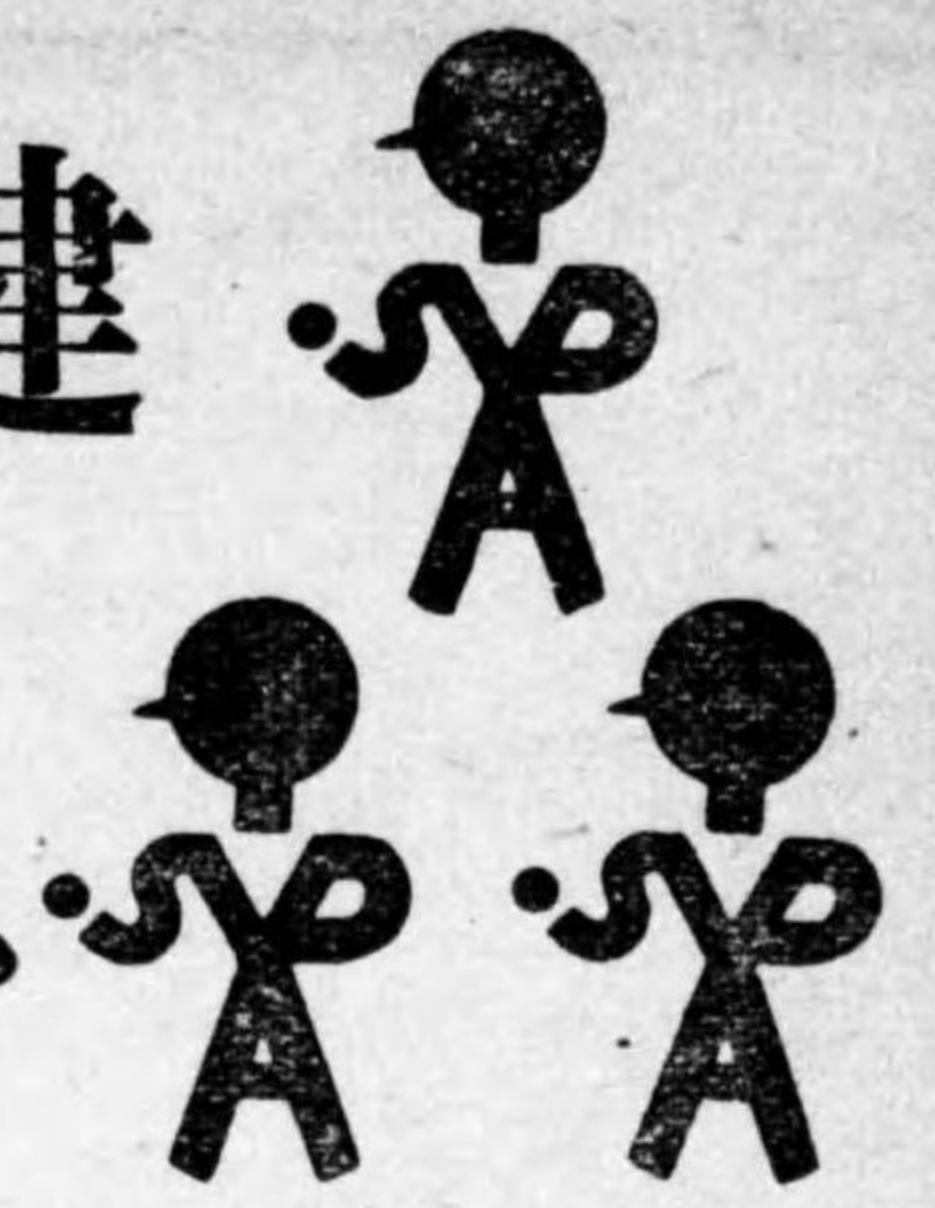
(地一階 慰問品賣場)



東京・日本橋
高島屋



健康の増進に
てつ學家一
球一日一



●ビタミンA Dが健康の増進、疲勞の回復、腺病質・夜盲症の克服、妊婦及び授乳中の母子の保健、兒童の健全な發育生長等に多量に要求されることは最早常識となつて居ります

●ビタミンックスはホルミユス氏が創めてビタミンAの結晶を抽出したといふ日本産深海魚の純精肝油に精製加工をほどこした本邦最高單位ビタミンA D球であります、最少量を以つて最大効果を發揮し、

●左の二大特長を備へてゐます
一日一球で足りる。
お子様にもたやすく飲め、服用後不快なゲップをもよほす虞れがない。

・症應適・
良不養榮
質體病腺
症盲夜
炎眼性操乾
病傷恂
症化軟骨
期長成育發
妊・童兒の
乳兒胎及婦
等健保の兒

球一カ の價	ビタミンA・一萬國際單位 (大人用)	七千國際單位 (小人用)
	ビタミンD・二千國際單位 (大人用)	七百國際單位 (小人用)

資生堂の最高單位 **ビタミナD剤**

スグツミタビ



東京 銀座

資生堂

内地薬價 百分日分 大人用三円 小人用二円



日本曹達株式會社

東京市麴町區大手二ノ八

二	梯	田	和	大	長社役締取
春	政	田	花	役締取務常	
郎	二	弟	出	役締取務常	
雄	義	野	中	役締取務常	
雄	邦	口	樋	役締取務常	

有價證券引受業

資本金壹千萬圓 (全額拂込済)
 積立金 五百八拾五萬圓
 繰越金

本社電話 (66) 自三二四一 三二五三
 茅場町 至三一四九

本社 東京市日本橋區兜町一丁目
 京橋支店 京橋區第一相互館一階
 淺草出張所 淺草區雷門一ノ四

△山一證券株式會社

取締役社長 木下 茂

支店出張所

札幌、仙臺、新潟、横濱、濱松、名古屋
 京都、大阪、神戸、岡山、廣島、高松
 福岡、小倉、京城、奉天、臺北

昭和十七年版



味のデパート



株式會社 三福

東京市四谷區新宿三丁目

電話四谷一六五四九番・二八八三番

14.4
1074

小 二 四 六 九 十一	大正天皇祭 十二月二十五日	新嘗祭 十一月二十三日	明治節 十一月三日	神嘗祭 十月十七日	秋季皇靈祭 九月二十四日	天長節 四月二十九日	昭 和 十 七 年 壬 子 略 曆 西 曆 二 六 〇 二 年	四方拜	元始祭	新年宴會	紀元節	春季皇靈祭	神武天皇祭	
								一月一日	一月三日	一月五日	二月十一日	三月二十一日	四月三日	
								小	大	節	立	雨	啓	春
滿洲國建國九年 九月十八日	支那事變記念日 七月七日	滿洲國建國九年 九月十八日	滿洲國建國九年 九月十八日	滿洲國建國九年 九月十八日	滿洲國建國九年 九月十八日	滿洲國建國九年 九月十八日	滿洲國建國九年 九月十八日	滿洲國建國九年 九月十八日	滿洲國建國九年 九月十八日	滿洲國建國九年 九月十八日	滿洲國建國九年 九月十八日	滿洲國建國九年 九月十八日	滿洲國建國九年 九月十八日	滿洲國建國九年 九月十八日

分蜜糖
精製糖
角糖
酒精



明治製糖株式會社

社長 相馬 半治

本社 臺灣臺南州曾文郡麻豆街

東京事務所 東京市京橋區京橋二

大
一
三
五
七
八
十
十二
岸 彼 三月十八日
九月廿一日
用 土 一月十八日
七月二十日
社 三月廿六日
九月廿二日

昭和十七年略曆
昭和十七年鑑
目次

宮廷

昭和十七年略曆 三〇
大日本皇室 三〇
皇族 三〇
朝鮮王族及公族 三〇
臣降下の皇族 三〇
華族に降嫁せられたる皇族 三〇
皇宮 三〇
御所 三〇
離宮 三〇
御用邸 三〇
御獵場 三〇
宮中席次 三〇
前官禮遇 三〇
歷代官内大臣 三〇
内大臣府 三〇
樞密院の職掌 三〇
歴代樞密院議長 三〇
帝室授勳員 三〇
歌會 三〇
歌會始 三〇
高級勳章 三〇
高級勳章 三〇
爵位・勳章 三〇
有爵戸數 三〇

有地位人員

高勳有地位者 三〇
旭日勳章年金 三〇
記章佩用人員及賜杯 三〇
褒章受領人員 三〇
褒狀、賞杯、金員表彰 三〇
金鷲勳章年金 三〇
勳章佩帶人員 三〇
勳章 三〇
記章 三〇
褒章 三〇
文化勳章 三〇
勳章略綬の改正 三〇
勳記の御稱號を統一 三〇
國葬令 三〇
文化勳章受者 三〇
御歴代皇居及御陵 三〇
世界重要事年記 三〇
紀元二千六百年 三〇
紀元二千六百年式典 三〇
紀元二千六百年奉祝會 三〇
西園寺公國葬 三〇
元老西園寺公國葬 三〇

東亞一年史

概観 三〇
新體制準備會終了 三〇
皇軍北滿軍へ進駐 三〇
日獨伊三國同盟成立 三〇
大政翼賛會發會式 三〇
元老西園寺公薨去 三〇
日華基本條約締結 三〇
平沼騫一郎男入閣 三〇
經濟新體制確立要綱案決定 三〇
臨時中央協力會議 三〇
内閣第二次補強 三〇
文官制度改正 三〇
第七十六通常議會 三〇
泰佛印の調停成立 三〇
大政翼賛會改組 三〇
第三次内閣補強 三〇
日ソ中立條約成立 三〇
汪國民政府主席來朝 三〇
重要國策決定 三〇

支那事變

支那事變日誌 三〇
陸軍綜合戰果 三〇
聖戰四ヶ年の綜合戰果 三〇
航空部隊の戰果 三〇
昭和十五年に於て敵軍に與へたる損害 三〇
昭和十六年一月以降六月下旬迄の綜合戰果 三〇
海軍 三〇
海軍の作戰經過並に成果の概観 三〇
作戰概要 三〇
陸軍 三〇
江南作戰 三〇
漢水作戰 三〇
第二期晉中作戰 三〇
西方作戰 三〇
天津附近冬季掃蕩戰 三〇
陸水作戰 三〇
豫南作戰 三〇

土地・人口

本邦各地層面積 三〇
世界の高山 三〇
世界の主な島嶼 三〇
世界の主な湖沼 三〇
世界の主な運河 三〇
世界の大川 三〇
各大陸本土の極點 三〇
人口 三〇
昭和十年國勢調査人口 三〇
帝國の世帯及び人口 三〇
産業別人口 三〇
婚姻年齡別 三〇
婚姻・離婚・出生・死亡 三〇
累年表 三〇
婚姻種類別 三〇
婚姻の狀態 三〇
夫婦關係期間別離婚數 三〇
出生別身分別 三〇
乳兒死亡累年表 三〇
北海道アイヌ人口 三〇
死亡原因別 三〇
死亡年齡別 三〇
内地在留外人數 三〇
海外在留内地人數 三〇
内地在留外人職業別 三〇
各大陸の面積、人口 三〇
列國平均初婚年齡 三〇
列國の出生死亡率 三〇
人口政策確立の要綱 三〇

政治・行政

政治 三〇
歴代内閣更迭表 三〇
歴代内閣 三〇
議 三〇
歴代貴族院議長及副議長 三〇
議會並衆議院議長副議長 三〇
衆議院解散一覽 三〇
衆議院議員黨派別 三〇
衆議院議員年齡別 三〇
衆議院議員職業別 三〇
貴族院議員數 三〇
多額納税議員 三〇
衆議院議員選舉 三〇
第二十回衆議院選舉全國有権者數 三〇
貴族院に於ける各派の頭數 三〇
衆議院議員選舉人名簿登錄人員數 三〇
錄人員數 三〇
全國各道府縣投票者並棄権歩合調々 三〇
選舉區 三〇
法定選舉運動費用額調 三〇
貴族院勳勳議員表彰 三〇
選挙運動期間 三〇
列國議員及選舉有権者 三〇
第七十六議會通過法律案一覽 三〇
行政 三〇

天文・氣象

全國氣象摘要表 三〇
風力 三〇
昭和十五年中の内地に於ける最高最低氣壓氣溫及最大降水量 三〇
地震現象 三〇
地方別地震表 三〇
地震の強さ 三〇
日本の地震帶 三〇

論功行賞

獻金・慰問袋 三〇

香呂ル一ト邊境作戰

蘇北作戰 三〇
雷州ル一ト邊境作戰 三〇
晋南作戰 三〇
淮南作戰 三〇
錦江作戰 三〇
太湖西方作戰 三〇
上陸封鎖作戰 三〇
中原作戰 三〇
江北作戰 三〇
東江作戰 三〇
冀東作戰 三〇
海軍 三〇
北支方面 三〇
中支方面 三〇
南支方面 三〇
封鎖作戰の影響 三〇

香呂ル一ト邊境作戰

蘇北作戰 三〇
雷州ル一ト邊境作戰 三〇
晋南作戰 三〇
淮南作戰 三〇
錦江作戰 三〇
太湖西方作戰 三〇
上陸封鎖作戰 三〇
中原作戰 三〇
江北作戰 三〇
東江作戰 三〇
冀東作戰 三〇
海軍 三〇
北支方面 三〇
中支方面 三〇
南支方面 三〇
封鎖作戰の影響 三〇

香呂ル一ト邊境作戰

蘇北作戰 三〇
雷州ル一ト邊境作戰 三〇
晋南作戰 三〇
淮南作戰 三〇
錦江作戰 三〇
太湖西方作戰 三〇
上陸封鎖作戰 三〇
中原作戰 三〇
江北作戰 三〇
東江作戰 三〇
冀東作戰 三〇
海軍 三〇
北支方面 三〇
中支方面 三〇
南支方面 三〇
封鎖作戰の影響 三〇

道行政區劃
國語を解する本島人
歲入 歲出
耕地面積
各道面積と現住戸口
現在戸口累年別
農業者戸口
主要農産物
特用作物生産高
職業別人口
林野面積
林産物
家畜及家禽
桑田面積
養蠶
水産
會社
許可鑛區數
工業額
國有鐵道
私設鐵道
船隻
保險業
簡易生命保險
郵便貯金
神社・宗教
學校
警察官署及職員
各刑務所所在人員
警察衛生機關

一〇七
一〇八
一一〇
一一一
一一二
一一三
一一四
一一五
一一六
一一七
一一八
一一九
一二〇
一二一
一二二
一二三
一二四
一二五
一二六
一二七
一二八
一二九
一三〇
一三一

傳染病
電氣・瓦斯
對外貨物輸出入額
對內貨物輸出入額
輸移入重要品價格
輸移出重要品價格
沿 海
沿革
歷代臺灣總督
位 置
本島の地勢・氣候
現在人口
國語を解する本島人
主要都市人口
官公吏員人員
歲入 歲出
國稅總覽
田畑面積
農産物
林産物
林野面積
製鹽
水産
礦産
工業
貿易
港別輸出入額
教育

一三二
一三三
一三四
一三五
一三六
一三七
一三八
一三九
一四〇
一四一
一四二
一四三
一四四
一四五
一四六
一四七
一四八
一四九
一五〇
一五一
一五二
一五三
一五四

會社
醫藥機關
傳染病
距離
樟 太
沿革・地誌
歷代樺太廳長官
位 置
土地處分面積
現在人口
戸口累年表
樺太文官人員
歲入 歲出
耕地面積
生産額
林産物
農産物
鐵區數
入港船隻及降客
臘胎
水産物
輸出入額
移出額
礦産
養蠶
會社
銀行
工業

一五五
一五六
一五七
一五八
一五九
一六〇
一六一
一六二
一六三
一六四
一六五
一六六
一六七
一六八
一六九
一七〇
一七一
一七二
一七三
一七四
一七五
一七六
一七七
一七八

電氣事業
學校
神社・寺院
宗教・寺院
主要市街地
關東州
位 置
民政署市會街屯數
人口動態
日本人渡航者數
現在人口總數
國籍別人口
鐵道附屬地人口累年表
歷代關東州長官
歲入 歲出
關東州文官人員
農産物
耕地面積
穀類類作付別
農産物收穫高及價額
家畜及家禽數
林野面積
漁獲物
製鹽
礦産
工場數
工業
工場面積
大連港輸出入總額
內國貿易價額

一八〇
一八二
一八三
一八四
一八五
一八六
一八七
一八八
一八九
一九〇
一九一
一九二
一九三
一九四
一九五
一九六
一九七
一九八
一九九
二〇〇
二〇一
二〇二

在日外島人
職業紹介事業
名古屋市
廣 袤
土地種別
建物棟數
宅地買賃價格
宅地賃賃價格
面積
昭和十五年度國勢調查人口數
歷代市長
市財政
市債
市内物價指數
歲入 歲出累年表
上水道
醫療機關
傳染病
墓地
市立小學校兒童數・教員數
市立幼稚園
市立中等學校
縣立中等學校
縣立私立中等學校
高等專門學校大學
圖書館
青年學校
名古屋青年團
名古屋市青年團
選舉有權者確定數

商工業
主要工業總額
工場勞動者數及生産額
外國貿易
輸 入
輸出
入港船舶
國道乘降人員
電車・バス
市内神社一覽
宗 教
名古屋の史蹟名勝
京都市
廣 袤
歷代市長
民有地
財政
人口
交通及運輸
銀行
會社
神社・寺院
醫療機關
傳染病
公園
觀光里程表
橫濱市
廣 袤

二〇三
二〇四
二〇五
二〇六
二〇七
二〇八
二〇九
二一〇
二一一
二一二
二一三
二一四
二一五
二一六
二一七
二一八
二一九
二二〇
二二一
二二二
二二三
二二四

面積
歷代市長
財政
諸稅負擔額
在日外國人數
外國貿易
交通
社會事業總覽
水 道
傳染病
瓦斯事業
選舉有權者
名所舊蹟
神戶市
廣 袤
面積
土地種別
土地高低
人口
歷代市長
財政
銀行
會社
乘降總數
外國貿易
上水道消費量
醫療機關

二二五
二二六
二二七
二二八
二二九
二三〇
二三一
二三二
二三三
二三四
二三五
二三六
二三七
二三八
二三九
二四〇
二四一
二四二
二四三
二四四
二四五
二四六
二四七
二四八
二四九

社 寺
校園總覽
圖書館
在日外國人
入港外國汽船國籍別
市營電車成績
諸稅負擔一世代當平均
工業總額
市基本財產及積立金
市有財產
市債
社會事業施設
電燈電力
昭和十四年度神戶市魚類
主要附屬別取扱高
昭和十四年六大都市
傳染病患者死亡調査
外地大觀
氣候・風土
住 民
面積
現在人口種別
婚姻及離婚數
出生・死亡數
朝鮮
沿革
歷代朝鮮總督
位 置

二五〇
二五一
二五二
二五三
二五四
二五五
二五六
二五七
二五八
二五九
二六〇
二六一
二六二
二六三
二六四
二六五
二六六
二六七
二六八
二六九
二七〇
二七一
二七二

國民禮法

- 日滿電報 五五
- 日華電報 五五
- 外國電報 五五
- 内國電話 五五
- 郵便爲替 五五
- 振替貯金簿料 五五
- 郵便制度の改正 五五
- 臨時郵便取締令 五五
- 第一章 姿勢 五五
- 第二章 最敬礼 五五
- 第三章 拜禮 五五
- 第四章 敬禮・挨拶 五五
- 第五章 言葉遣 五五
- 第六章 起居 五五
- 第七章 受渡し 五五
- 第八章 包詰び 五五
- 第九章 服制 五五
- 皇室・國家に對する禮法 五三
- 第一章 皇室に對し奉る心得 五三
- 第二章 拜謁 五三
- 第三章 御先導 五三
- 第四章 行幸啓の節の敬禮 五三
- 第五章 神社參拜 五三
- 第六章 祝祭日 五三
- 第七章 軍旗・軍艦旗・國旗・國歌・萬歳 五三

家庭生活に關する禮法

- 第八章 居常 五五
- 第九章 屋内 五五
- 第十章 服裝 五五
- 第十一章 食事 五五
- 第十二章 訪問 五五
- 第十三章 應接・接待 五五
- 第十四章 通信 五五
- 第十五章 紹介 五五
- 第十六章 贈品 五五
- 第十七章 招待 五五
- 社會生活に關する禮法 五五
- 第十八章 近隣 五五
- 第十九章 公衆の場所 五五
- 第二十章 公共物 五五
- 第二十一章 道路・公園 五五
- 第二十二章 交通・旅行 五五
- 第二十三章 集會・會議 五五
- 第二十四章 會食 五五
- 第二十五章 競技 五五
- 第二十六章 雜 五五
- 帝都鎮名及所在地 五五
- 江戸時代の將軍 五五
- 年中行事 五五
- 日當支那語 五五

英國

- アメリカ合衆國 五五
- メグイェト聯邦 五五
- 新獨立國家成立 五五
- 年齡千支早見表 五〇
- 職員錄 五五
- 内閣 五三
- 樞密院 五五
- 内大臣府 五五
- 宮内省 五五
- 外務省 五五
- 内務省 五五
- 陸軍省 五五
- 海軍省 五五
- 司法省 五五
- 文部省 五五
- 農林省 五五
- 商工省 五五
- 逓信省 五五
- 鑛務省 五五
- 拓務省 五五
- 厚生省 五五
- 會計検査院 五五
- 行政裁判所 五五
- 貴族院 五五

八名錄

- 衆議院 六三
- 大政翼贊會 六三
- 朝鮮總督府 六四
- 臺灣總督府 六四
- 關東局 六五
- 南洋廳 六五
- 警視廳 六五
- 地方總職員一覽 六七
- 六大都市高級職員 六九
- 東京市 六九
- 大阪市・名古屋 七〇
- 京都市・橫濱市 七〇
- 神戸市 七一
- 貴族院職員一覽 七二
- 衆議院職員一覽 七二
- 有價者一覽 七一
- 朝鮮華族 七一
- 神社宮司一覽 七一
- 文藝家 七一
- 日本畫家 七一
- 洋畫家 七一
- 影刻家 七一
- 工務家 七一
- 全國商工業所一覽 七四
- 全國團體一覽表 七四
- 新聞・通信社 七四

大日本皇室

天皇陛下

第四百二十四代、御名裕仁、大正天皇第一皇男子に
ましまし、明治卅四年四月廿九日御誕生、同五月五日御命名、迪宮と
稱し奉る。同四十二年四月八年歳を以て學習院に御入學、大正元年
九月九日陸軍歩兵少尉及海軍少尉に御任官、同三年四月學習院初等科
御卒業、爾後東京御所内東宮御學問所にて御修學、同三年十月卅一日
陸軍歩兵中尉及海軍中尉、同五年十月卅一日陸軍歩兵大尉及海軍大尉
に御任官、同五年十一月三日立太子式御舉行、同八年五月七日御成年
式御舉行、同九年十月卅一日陸軍歩兵少佐及海軍少佐に御任官、同十
年三月五日御外遊、同九年九月三日御歸朝、同十一年十一月廿五日攝政御就
任、同十二年十月卅一日陸軍歩兵中佐及海軍中佐、同十四年十月卅一日
陸軍歩兵大佐及海軍大佐に御任官、大正十五年十二月二十五日御踐
祚、昭和三年十一月十日即位禮を擧げさせ給ふ。

皇后陛下

御名貞子、故久邇宮邦彦王第一女子、明治三十六
年三月六日御誕生、同四十二年四月十一日學習院女學部初等科御入學、
大正七年御年十六歳にて東京御所内の御養育あり、學習院女學部中等
科御退學、爾後御學問所にて御修學、大正十三年一月二十六日御入興
皇太子妃殿下とならせられ、大正十五年十二月二十五日皇后殿下とな
らせ給ふ。

皇太后陛下

御名節子、故從二位大勳位公卿九條道孝第四女子
明治十七年六月二十五日御誕生、同廿三年御年六歳を以て華族女學校
に御入學、同卅二年八月御退學、同卅三年五月十日御入興、皇太子妃

殿下とならせられ、大正元年七月三十日皇后陛下、大正十五年十二月
二十五日皇太后陛下とならせ給ふ。

皇太子殿下

御名明仁、憲宮と稱し奉り、會上陛下第一皇男子
にまします。昭和八年十二月二十三日御誕生、同十二年二十九日御命
名、昭和十五年四月學習院御入學、初等科第二學年御在學中。

皇男子

御名正仁、義宮と稱し奉り、今上陛下第二皇男子にま
します。昭和十年十一月二十八日御誕生、同十二月四日御命名。

皇女子

第一皇女子、太子内親王、憲宮と稱し奉り、大正十四
年十二月六日御誕生、女子學習院中等科第四學年御在學中。

皇三皇女子

太子内親王、憲宮と稱し奉り、昭和四年九月三十日御誕生、
女子學習院初等科第六學年御在學中。

皇四皇女子

太子内親王、憲宮と稱し奉り、昭和六年三月七日御誕生、
女子學習院初等科第五學年御在學中。

皇五皇女子

太子内親王、憲宮と稱し奉り、昭和十四年三月二日御誕生

皇弟

雍仁親王、大正天皇第二皇男子(別項「皇族」の中に記し
奉る)。

皇叔母

房子内親王、明治天皇第七皇女子(別項「皇族」の中に
記し奉る)。

皇叔母

房子内親王、明治天皇第九皇女子(別項「皇族」の中に記し奉る)。

Table with columns for names, dates, and locations. Includes entries for 毛陽孝成, 天光多孝, 岳陽多孝, etc., listing various figures and their associated dates and places.

世界重要事年紀

紀元

- 元 正月朔神武天皇履原宮に即位
元 齊桓公歿し五公子國を争ふ
元 新パピロニア王國興る

西曆

- 三三 プラトーン歿す
三二 歴山大王即位を征す
三一 歴山大王パピロンに歿す

西曆紀元

- 一六六 ローマ支那と交通す
一六五 黄市の賊起る
一六四 神功皇后三韓を征す

世界重要事年紀

三五

三四

世界重要事年記

- 三三九 巴里講和會議開催。英陸相キツナ、元帥致す。
- 三三〇 パルチザン尼港大虐殺。國際聯盟正式に成立（一月十日）
- 三三一 皇太子殿下歐洲御漫遊。皇太子殿下攝政御就任。華盛頓軍備制限會議開催。
- 三三三 埃及獨立。希臘革命皇帝退位。張作霖英倫幸戦ふ。
- 三三三 佛蘭セル地方占領。土耳古王朝廢止共和國成立。關東大震災（九月一日）東京過半焼失。
- 三三四 英國に労働黨内閣出現す。
- 三三五 日露條約成る。東京放送局婦女放送。陸軍四箇師團廢止。普魯案賣。米兩院通過。
- 三三六 大正天皇崩御（十二月二十五日）今上天皇即位。
- 三三七 山陰大震災（三月）。日英米三國軍縮會議開會（六月）
- 三三八 今上陛下御即位式（十一月）。濟南事件突發（五月）
- 三三九 ツェツペリン伯爵世界一周飛行を完了（八月）
- 三四〇 金解禁發行（一月）。倫敦海軍々々會議開會（一月）。濱口首相遭難（十一月十四日）
- 三四一 滿洲國變遷突發（九月十八日）。ハルビン

- 三四二 インドン、パンダボーン兩氏太平洋無著陸横斷飛行に成功。犬養内閣成立し金輸出再禁止を斷行（二月）。スペイン政體變遷共和國となる（四月十四日）
- 三四三 滿洲國正式に成立（三月一日）犬養首相暗殺（五月十五日）帝國滿洲國承認（九月十五日）東大平山博士太陽中の新ガスを發見
- 三四三 國際聯盟より帝國廢退（三月二十七日）。世界最大の飛行船アクロン號（米）墜落し七十餘名死亡（四月四日）
- 三四四 滿洲國帝政實施、サルバドル共和國滿洲國を承認。東海元帥薨去（五月三十日）國葬儀行はる。ユーゴスラヴィア國王アレキサンドル一世陛下フランス訪問の途次兇彈の爲め崩御（十月十日）御年十一歳の皇太子殿下御踐祚、ピーター二世と稱せらる。獨逸大統領ヒンデンブルグ元帥薨去、同時にヒットラー首相後任大統領に就任（八月二日）
- 三四五 シヤム國王 プラジャヤーディボツク陛下御退位（三月二日）三月七日アナンダ・マヒドル陛下御踐祚。滿洲國皇帝陛下御來訪（四月六日）

- 三四六 滿洲間に北滿鐵道讓渡成立（三月二十三日）。伊大利東阿遠征軍二十二萬五千エチオピア領進軍開始（八月）。永田軍務局長刺殺（八月十二日）
- 三四七 ロンドン海軍會議に於ける我が國通最大限の根本方針通過見込なく會議散退（一月十六日）
- 三四八 英國皇帝ジョージ五世陛下崩御、寶算七十一（二月二十日）
- 三四九 エドワード八世陛下御即位（一月二十二日）
- 三四九 内大臣齋藤實子、大蔵大臣高橋是清氏、教育總監渡邊錠太郎大將、の三重臣は一部青年將校に襲撃され即死、侍從長鈴木實太郎大將は重傷、前内大臣牧野伸顯伯は危く難を免る（二月二十六日）右事件に依り岡田内閣掛冠、廣田内閣成立（三月十日）エチオピア首都アシス・アベバ陥落。ハイレ・セラシー一世蒙塵（五月八日）
- 三四九 西班牙に内亂勃發す（七月）日獨防共協定調印完了、政府聲明書を發表（十一月二十五日）英國皇帝エドワード八世退位、皇弟ヨーク公踐祚、ジョージ六世と奉稱（十二月十三日）

三三三

蒋介石西安に於て張學良のため監禁され世界震撼す（十二月十二日）
 蔣夫妻二十五日生還。
 二月二十三日廣田内閣總辭職。三月二日林内閣成立。五月三十一日挂冠。六月四日近衛内閣成立。
 七月七日北京郊外盧溝橋に於て宋哲元麾下廿九軍兵の不法射擊事件に端を發し日支關係惡化竟に舉國一致暴支脅威の聖戰に皇師北支、上海に進撃す。
 日・獨・伊防共協定成立（十一月六日）
 上海陥落（十一月九日）
 宮中に大本營設置せらる（十一月二十日）
 伊大利政府、滿洲國を承認（十一月二十九日）
 我が教國、フロンコ教權を承認（十二月一日）
 滿洲國・フロンコ政府相互承認の公文書交換（十二月二日）
 伊大利政府、國際聯盟脫退（十二月十一日）
 南京城占領（十二月十三日）
 中華民國臨時政府遷生す（十二月十四日）
 伊地納三國プタレスト會議はフロンコ

世界重要事年記

三四一

ソ政権承認、防共協定贊成の共同聲明發表（一月十二日）
 帝國政府は爾後國民政府を相手とせず新獨支那政権の成立發展に期待し云々の重大聲明發表（一月十六日）
 獨・境合邦（三月十三日）
 國家總動員法案成立（三月二十四日）
 英・米・佛三國倫敦海軍會議に基きエスカレーター條項發動に關し米は英・佛に正式通告（三月二十二日）
 航研機・周航一萬一千六百六十七キロ二八、飛行時間六十二時間一九三分の二世界記録を樹立（三月十五日）
 徐州陥落（三月十八日）
 中華民國維新政府成立（三月二十八日）
 獨・境合邦の賛否を問ふ國民投票贊成得票九割九分を以て大獨逸の完成に成功（四月十日）
 支那軍黃河を决潰（六月十一日）
 張鼓峰事件勃發（七月）
 伊政府、猶太人の退去命令を決議（九月一日）
 チエツコ問題に關し獨伊英佛ミユン

三四二

ンヘン會議開かる（九月廿日）
 漢口陥落（十月廿五日）
 武昌城陥落（十月廿六日）
 帝國政府、國際聯盟との一切の關係斷絶を通告（十一月三日）
 近衛内閣總辭職、平沼騏一郎男組一党關の大命を拜す（一月四日）
 洪牙利、防共協定に參加（一月十三日）又、滿洲帝國も防共協定に參加す（一月十六日）
 フロンコ軍、バルセロナに入城（一月二十六日）
 我陸海軍協力、海南島に無血上陸（二月十日）
 獨・チエツコ事實上併合（三月十五日）メーメル地方、獨逸領に復歸（三月廿二日）スロウアキア國獨の保護國となる（三月二十三日）
 アルバニア國王プロサナへ脱出伊軍首都チラナ入城（四月八日）
 ゴー・スラヴィア、獨伊と同一行動を誓約（四月廿三日）
 獨伊政治軍事協定成立（五月七日）
 外蒙國境ノモンハンにソ蒙軍不法越境（五月十一日）
 日英東京會議開かる（七月十五日）
 會議四十餘日事實上決裂、獨・ソ不可侵條約成立、世界爲に驚倒

(八月二十二日) ポリウイア大統領ベセツラ・ブツシユ氏ビストル自殺(八月二十三日)
 日獨伊防共協定打ち切り(八月廿五日)
 阿部内閣成立(八月三十日)
 汪派の國民黨上海に全國大會を開く(八月廿八日―廿九日)
 ベルギー・オランダ兩國元首、歐洲六國會議を提唱(八月廿九日)
 獨波兩軍遂に砲火を開く(九月一日)
 獨伊國境に戦端開始(九月四日)
 波蘭政府首都ワルソーを放棄(九月五日)
 米國中立法發動(九月五日)
 日蘇兩國ノモハン停戦協定調印(九月十六日)
 波蘭大統領等雜國へ亡命(九月十七日)
 獨蘇間に波蘭分割協定成立(九月二十日)
 汪精衛氏新中央政府樹立に關し聲明す(九月二十一日)
 波都ワルソー陥落(九月二十八日)
 波新内閣成立(九月三十一日)
 瑞典皇帝北歐元首會議を御提案

(十月三十一日) 伊空軍本土最初の爆撃政行(十月二十四日)
 希臘總動員令布告、英に武力援助を要請(十月二十九日)
 伊、希兩國交戦状態に入る(十月二十八日)
 日滿支經濟建設要綱骨子閣議で決定(十一月五日)
 ルーズヴェルト氏米大統領に三選(十一月六日)
 紀元二千六百年式典舉行(十一月十日)
 ハンガリー、日獨伊三國同盟に参加(十一月二十日)
 西園寺公麿去。スロバキア國三國同盟に参加(十一月二十四日)
 白耳義領コンゴ對伊宣戰を布告(十一月二十六日)
 日支國交調整條約締結(十一月三十日)
 ハンガリー・ユーゴ友好條約締結(十二月十二日)
 泰佛印紛争調整交渉開かる(十二月二十七日)
 モスクワにて獨ソ新經濟協定正式調印(一月十日)
 米、全艦を太平洋、大西洋、アジ

(十月十三日) 帝國政府磅リンクを離脱、圓貨弗リンクに變更(十月二十四日)
 舊波領蘇聯邦歸屬を表明(十月二十五日)
 米國新中立法遂に成立(十一月三日)
 皇軍南寧縣城占領(十一月二十三日)
 蘇聯分蘭に對し國交斷絶(十一月二十九日)
 日蘇間漁業暫定協定調印(一月一日)
 蔣蘇通商協定成立(一月廿四日)
 靜岡市大火、焼失六千五百戸(一月十五日)
 米内閣成立(一月十六日)
 英艦淺間丸より獨船客廿一名拉致(一月二十一日)
 獨蘇新通商協定漸く成立(二月十二日)
 ドイツ赤十字社代表グータ大公殿下來朝(二月十七日)
 ソ芬平和協定成立(三月十三日)
 國民政府成立(三月三十日)
 丁抹政府ドイツの保護を受諾(四月十日)
 諸威海洋沖台の英獨大海戦(四月

アの三艦隊に編成替(二月八日)
 タイ、佛印停戦協定成立(二月三十一日)
 英、ルーマニアに國交斷絶を通告(二月十日)
 プレガリア、トルコ間に不侵略協定成立(二月十七日)
 プレガリア、三國同盟に正式参加(三月一日)
 武器貸與法案、米上院を通過(三月八日)
 三國同盟にユーゴ参加(三月二十五日)
 ソ聯、ユーゴと不侵略條約を締結(四月五日)
 獨軍サロニカを占領アルバニアに達す(四月九日)
 獨軍ユーゴ首都ベルグラードに突入(四月十日)
 日ソ中立條約成る(四月十三日)
 ユーゴ無條件降伏(四月十七日)
 皇軍福州を完全占領(廿一日)
 獨軍アテネ入城(四月廿七日)
 ブルガリア國、滿洲國を承認(五月十四日)
 獨伊軍、クレタ島を完全占領す(五月三十一日)
 帝國、クロアチア國承認(六月七

十日)
 國民政府遷都式典(四月二十六日)
 獨逸軍は白蘭國境に電撃的進入を開始した(五月十日)
 和蘭政府は英國へ移轉、女皇も亦ロンドンに避難遊ばされた(五月十三日)
 獨逸軍巴里入城(六月十四日)
 佛國遂に獨逸に降伏(六月十七日)
 滿洲國皇帝陛下御來朝(六月二十二日)
 第二次近衛内閣成立(七月二十二日)
 英駐支軍撤退(八月九日)
 北白川宮永久王殿下、蒙疆に於て御戦死遊ばさる。(九月四日)
 小林蔭相以下の特派使節團蘭印に到着(九月十二日)
 日獨伊三國同盟成りベルリンにて調印(九月廿七日)
 ヒットラー獨逸總統、ムソリーニ伊首相北伊ブレネルに會談(十月四日)
 紀元二千六百年特別大觀禮式横濱沖にて舉行さる(十月十一日)
 英國ビルマルトを再開す(十月十八日)
 紀元二千六百年觀兵式舉行さる

日)
 クロアチア三國同盟に参加(十五日)
 獨、對ソ宣戰を布告、進撃開始同時に伊、羅國對ソ宣戰を布告(六月廿二日)
 ファインランド對ソ宣戰布告(廿五日)
 ハンガリー對ソ宣戰布告(廿七日)
 御前會議に於て帝國の重要國策を決定す(七月二日)
 米海軍、アイスランドに進駐(七月七日)
 第二次近衛内閣總辭職(七月十六日)
 第三次近衛内閣成立(七月十八日)
 英米兩國、日本資産を凍結す(七月二十一日)
 チャーチル英首相とルーズヴェルト大統領、大西洋上の會談を終へ英ソ兩軍、イラン國に侵入(八月ナチ打倒を共同宣言す(八月十四日)
 日泰間に大使を交換と決定す(八月十六日)
 英ソ兩軍、イラン國に侵入(八月二十五日)
 ヒットラー、ムソリーニ東部戰線にて重要會議を遂く(八月廿日)

紀元二千六百年

紀元二千六百年式典

紀元二千六百年を壽ぐ曠古の盛典、紀元二千六百年式典は天皇陛下御即位の佳日として、昭和十五年十一月十日午前十一時から宮城外苑に、天皇、皇后兩陛下の行幸啓を仰いで、盛大且つ嚴肅に舉行された。

民草の代表、五萬五千の奉迎申上くる中に、天皇、皇后兩陛下には式殿に出御、近衛内閣總理大臣、正面中央階段前に參進、式典開始の旨を恭しく奏上した。

次いで、天皇、皇后兩陛下立御、諸員最敬禮の後、一同「君が代」を奉唱、終つて近衛内閣總理大臣正面の階段を昇つて御前に參進、恭しく壽詞を奏し奉つた。

内閣總理大臣壽詞

臣文鷹謹ミテ言ス伏シテ惟ミルニ
皇祖國ヲ肇メ統ヲ垂レ
皇孫ヲシテ八洲ニ君臨セシメ錫フニ 神勅ヲ以テ
シ授クルニ
神器ヲ以テシタマフ寶祚ノ隆天壤ト窮リ無ク以テ
神武天皇ノ聖世ニ及ブ乃チ 天業ヲ恢弘シテ

皇都ヲ橿原ニ奠メ宸極ニ光登シテ 徳化ヲ六合ニ敷キタマヒ
歷朝相承ケテ天基ヲ築クシ洪猷ヲ壯ニシ
一系連綿止ニ紀元ニ

千六百年ヲ迎フ國體ノ尊嚴萬邦固ヨリ比類ナシ
皇謨ノ宏遠四海豈匹儔ヲランヤ臣文鷹誠
懃誠慶頓首頓首
恭シク惟ミルニ天皇陛下聰明聖哲允ニ文允ニ武
鳳ニ
祖宗ノ丕顯ヲ紹キタマヒ宵旰治ヲ圖リ文教ヲ弘
メ武備ヲ整ヘ 威烈ノ光被スル所昭明ノ化普
率ニ洽ク徳兆臣民皆南壽ノ惠澤ニ浴ス方今世
局ノ變遷ナルニ臨ミ或ハ六師ヲ異域ニ出シ或
ハ盟約ヲ友邦ニ結ビ以テ東亞ノ安定ヲ確立シ
以テ世界ノ平和ヲ促進シタマハントス洵ニ絶
代ノ盛徳曠古ノ大業トシテ

皇祖肇國ノ 宸意ト
神武天皇創業ノ 皇謨トニ契合セザルハナシ臣
等生ヲ昭代ニ享ケ此ノ隆運ヲ仰ギ感激捧擲ノ
至リニ堪ヘズ曠古ノ佳節ニ當リ
億萬ナル 聖詔ヲ拜シ恐懼措ク能ハズ臣等協
心、戮力誓ツテ大勲ニ率由シ益々國體ノ精華
ヲ發揮シテ非常ノ時艱ヲ克服シ八紘一字ノ
皇謨ヲ翼賛シテ宏大無邊ノ 聖恩ニ奉對セン
コトヲ期ス本日此ノ式典ヲ舉グルニ際シ
天皇陛下、皇后陛下ノ 臨御ヲ 辱クス臣等更ニ

皇都ヲ橿原ニ奠メ宸極ニ光登シテ 徳化ヲ六合ニ敷キタマヒ
歷朝相承ケテ天基ヲ築クシ洪猷ヲ壯ニシ
一系連綿止ニ紀元ニ

勅語

茲ニ紀元二千六百年ニ膺リ百僚衆庶相會シ
之レカ慶祝ノ典ヲ舉ケテ朕國ノ精神ヲ昂
揚セントスルハ朕深ク焉レヲ嘉尚ス
今ヤ世局ノ激變ハ實ニ國運隆替ノ由リテ以
テ判カルル所ナリ爾臣民其レ克ク懃ニ降々
シシ宜諭ノ趣旨ヲ體シ我カ惟神ノ大道ヲ中
外ニ顯揚シ以テ人類ノ福祉ト萬邦ノ協和ト
ニ寄與スルアラント期セヨ

朗々たる玉音を拜し、參列者一同恐懼感激、胸裡に深く至誠奉公を誓つたのであつた。

次に陸海軍樂隊、東京音樂學校生徒による紀元二千六百年頌歌の齊唱があり、終つて近衛内閣總理大臣正面南側階段を降つて正面階下に參進、「天皇陛下萬歲」を發聲、諸員これに和して萬歳の聲は大内山に轟き渡つた。時に午前十一時二十

五分。近衛内閣總理大臣の發聲はラヂオによつて全國に中繼放送され、萬歳の聲は津々浦々にまで轟き渡つた。かくて諸員最敬禮内閣總理大臣式典終了の旨を奏上して兩陛下には便殿に入御、榮えある紀元二千六百年式典は芽出度く終了した。

紀元二千六百年奉祝會

紀元二千六百年奉祝會は、式典に引き續いて翌十一日午後二時から、宮城外苑に、再び、天皇、皇后兩陛下の行幸啓を仰いで舉行された。

近衛紀元二千六百年奉祝會長正面階下に參進して奉祝會開始の旨を奏上、天皇、皇后兩陛下には立御、諸員最敬禮、君が代奉唱の後、近衛會長本位に復し、次に紀元二千六百年奉祝會總裁官殿下御代理高松宮殿下には、陛下の御前に御參進奉祝の詞を奏上遊ばされた。

紀元二千六百年奉祝會總裁代理奉祝詞
紀元二千六百年奉祝會總裁代理臣宣仁謹ミテ
言ス伏シテ惟ミルニ

神武天皇
皇祖ノ神勅ヲ奉シ天壤無窮ノ 寶祚ヲ踐ミ給ヒ
シヨリ列聖相承ケテ
陛下ノ御宇ニ逮ヒ今年恰モ紀元二千六百年ニ當
レリ

陛下斯ノ盛時ニ際シ特ニ 宮中ニ於ケル紀元節ノ祭典ヲ重クシ 明詔ヲ發シテ臣民率由マテ大道ヲ示シ 恩赦ノ令ヲ下シテ遍ク仁澤ヲ布キ又

山陵ヲ 親拜シテ孝敬ヲ申ヘ陸海ノ軍容ヲ親閱シテ一統ヲ固マシ給ヘリ
聖慮深厚洵ニ 禮禮ニ勝ヘス臣等茲ニ令辰ヲトシ恭シク

天皇、皇后兩陛下ノ臨御ヲ仰ギ紀元二千六百年奉祝會ヲ行フ瑞雲騰騰トシテ宸闕ノ邊リヲ繞リ和氣洋洋トシテ禁苑ノ外ニ浴ル普天率土手ヲ頌ニシ聲ヲ同シウシテ此ノ盛運ヲ謳歌セサルナシ願レハ世界ハ今曠古ノ曠古ニ臨メリ陛下武ヲ異域ニ用ヒテ東亞永遠ノ安定ヲ冀望シ盟ヲ友邦ニ結ヒテ宇内恒久ノ平和ニ寄與シ給ハントス

聖謨宏遠洵ニ感激ニ勝ヘス臣等衷協同 皇猷ヲ贊襄シ時艱ヲ匡濟シ以テ
天恩ノ萬一ニ報イ奉ランコトヲ期ス臣等生ヲ昭代ニ享ケテ此ノ昌期ニ遭ヒ歡天喜地ノ至ニ勝フルナシ恭シク表ヲ上リ賀ヲ陳ヘ以テ 開ス臣宣仁謹ミテ言ス
高松宮殿下の奉祝詞奏上の後、外國使臣首席グ
ル米國大使御前に參進、奉祝の詞を奏上した。

外國使臣首席奉祝詞

陛下

遠ク心ヲ肇國ノ淵源ニ馳セ思ノ淵源ノ唯
致シ感激益々深シ臣文鷹之シキヲ承ケテ臺
ノ首班ニ居リ茲ニ帝國臣民ニ代リ叨リニ
天顏ニ咫尺シテ恭シク 聖壽ノ萬歲ヲ祝シ
寶祚ノ無窮ヲ頌シ奉ル臣文鷹誠懃懃頓首頓首
首謹ミテ言ス

一億國民の壽きを代表するこの壽詞は、ラヂオを通じて全國に放送された。

天皇陛下には、内閣總理大臣の壽詞を受けさせられた後、左の如き優渥なる勅語を賜はつた。

勅語

大日本帝國建國ノ歴史的記念日ノ莊重森嚴ナル祝典ニ參列スルノ光榮ニ浴シ諸外國使臣ハ感激措ク能ハズ茲ニ一同ヲ代表シ謹ミテ深厚ナル謝意ヲ表シ奉ル
今次祝典ハ誠ニ大日本帝國ノ光輝アル歴史ト傳統ノ悠久性ヲ象徴シ之ヲ四海ニ昂揚スルモノナリ
本日此ノ曠古無比ノ盛典ニ際シ在京外交團員ハ 陛下及大日本帝國國民ニ對シ最モ恭敬ニシテ誠實ナル祝意ヲ表スルト共ニ 陛下、皇后陛下、皇太后陛下及皇室ノ康寧ト繁榮ヲ悃禱シ大日本帝國ノ國運愈々隆昌ヲ加ヘ益々人類ノ文化ト福祉ト増進ニ貢獻スル所アラントヲ祈願シテ已マザルモノナリ
謹ミテ奏ス

次いで、天皇陛下には、再び優渥なる勅語を賜はつた。

勅語

爰ニ紀元二千六百年慶祝ノ臨ミ各國代表者並ニ朝野ノ代表者ト歡ヲ慶クシ樂ヲ偕ニスルハ朕ノ深ク焉レヲ嘉尚ス
今ヤ一大世變ニ際會スルモ平和ノ日ナラスシテ恢復セラレ萬邦ト俱ニ其ノ慶ニ賴ランコトヲ望ム

世界の平和を御軫念あらせらるる大御心を拜して、參列の榮に浴した外國使臣を始め一同恐懼し奉つたのであつた。

西園寺公國葬

元老西園寺公薨去

松嶺颯々と鳴る興津坐漁莊に高齡九十二歳の西園寺公望公は日頃の頑健さも老齢遂に越ゆべくもなく、昭和十五年十一月廿四日午後九時五十四分初冬の南国海濱を望む一室で、幾多近親の看護りのうちに偉大な生涯の幕を閉じた、當初の腎玉勝脱炎は後退するも、高齡による疲勞現象恢復見ざりしものと診断さる。公は日本の夜明け前明治維新の元勳として今日まで残つた最後の一人で、孝明天皇から、今上陛下まで四朝に歴事して大きな足跡を明確に我が國土に印したその計は全國民衆つての哀悼の辭となる。故公は從一位德大寺公純の二男で西園寺家を襲ぎ、公卿の身ながら、早くより國事に奔走幾度か生死の巷を漕つた、明治の初期フランスに留學して文物思想を輸入、我が文化發達に盡し、その後政友會總裁となつて内閣を組織すること二回、大正三年六月政友會總裁の椅子を辭してからは、ずつと野に下つて花鳥風月を友とし平穩の閑養を過してゐたが、その間に在りなほ大正八年には議和會議の全權としてヴェルサイユに赴き、我が國元老としての重責を盡して來た、大正から昭和へ更に複雑化する最近の世界情勢に對處する日本政局の推進力となつて今日

までその長い全生涯を國家に捧げて來たのである長き途程では故元老西園寺公望公多年の功勞を嘉せられ位一敘を追陞せらるゝ旨仰出され、廿四日附を以て宮内省より左の如く發表された

故正二位大勳位公爵 西園寺公望
特旨を以つて位一敘追陞せらる

叙從一位
正二位大勳位公爵 西園寺公望

故西園寺公略歴

故西園寺公望公は嘉永二年十月廿三日名門德大寺公純の次男として生れ閑院宮太政大臣公季より廿二代の右中將帥季卿に嗣子なされたため嘉永五年正月二十歳の時參軍職仰付けられ翌明治元年戊辰役には山陰道鎮撫總督、東山道第二軍總督、北國鎮撫使、越後口大參謀、越後府知事等に歴任明治三年佛蘭西に留學、同十三年歸朝、翌十四年東洋自由新聞を發刊したが其後新聞社を去り十六年參事院議員、十七年侯爵を授けられ、十八年オーストリア公使、廿年ドイツ公使、廿四年歸朝して賞勳局總裁、廿六年貴族院副議長、廿七年樞密顧問官、同年文部大臣、廿八年外務大臣臨時代理、廿九年外務大臣、卅一年再び文部大臣、卅三年樞密院議長として特に内閣に列せられ同年内閣總理大臣臨時代理たること二ヶ月にして翌年再び内閣總理大

臣臨時代理、大藏大臣臨時兼任、卅六年前官禮遇となり伊藤博文公を輔けて立憲政友會を設立し伊藤公の後を承けて總裁となる、卅九年桂内閣に代つて内閣を組織、文部、外務の兩大臣を臨時兼任して戦後經營の大任に當つた、四十一年前官禮遇を辭し元老となり同七年大勳位に叙し菊花大綬章を授けられ同七年帝室經濟顧問、同八年パリ講和會議に日本全權委員として出席、その副議長を勤め同九年勳功により特に公爵に陞され、昭和三年菊花頭飾章を授けられ松方正義公は唯一の元老として我政界の重鎮であつた

國葬を仰出さる

政府は廿五日午前の持廻り閣議に於て故西園寺公の生前の偉勳に酬ゆるため國葬令第三條により國葬を賜はるべく奏請することに決定、近衛首相は直ちに書類を以て上奏、國葬に關する勅書公告の件を奏請して御裁可を仰いだ

長くも政府の國葬奏請の件を御裁可あらせられ廿五日特に左の勅書を賜はつた

故從一位大勳位公爵 西園寺公望
特三國葬ヲ賜フ

御名 御璽
昭和十五年十一月廿五日
副署 内閣總理大臣公爵 近衛文麿

故西園寺公に賜りし詔

齒齋立二部ク三朝ノ輔弼ニ膺リ學識兩ナカラ優ニ百檢ノ儀刑ニ協フ弱齡維新ノ大業ヲ贊シ壯歲曠古ノ皇謀ヲ翼ケ存リニ顯業ヲ經テ殊ニ勳勞ヲ效セリ既ニ已ニ迹ヲ江湖ニ屏ケ伺ホ心ヲ廟廟ニ留メ天下ノ重キヲ繫ケテ以テ咨詠ニ對ヘ國中ノ望ヲ負ヒテ而シテ猷啓ニ慎ム譽塞タル忠靈朕ノ倚賴スルトコ口番番タル元老天懸遺セス遺ニ蓋シテ軫悼何ソ勝ヘム爰ニ侍臣ヲ遣ハシ賜フ詔ヲ申シテ

葬儀委員

故西園寺公國葬委員は左の如く仰付られた

故從一位大勳位公爵
西園寺公望葬儀委員長
從二位勳一等公爵 近衛文麿
同 副委員長
内閣書記官長 富田健治
同 委員
内閣書記官 稻田周一
同 三橋則雄
同 佐藤朝生
内閣情報部情報官 尾之上弘信
宮内次官 男爵 白根松介
宮内書記官 大場茂行
宮内事務官 大益益次郎
式部官男爵 武井守成
同 百川重國
式部官 稻垣直通

國葬儀式次第

宮内技師 鈴木鎮雄
陸軍中佐 松山保喬
同 蘆川春雄
海軍中佐 大野小郎
同 崎隆治
正四位勳四等 星野輝興

學國哀悼に聲を吞み

故從一位大勳位西園寺公望公葬儀委員は廿五日午後三時卅分宮内省より正式發令を見たるを以て同四時近衛公を除く全委員官相官邸大會議室に參集慎重審議の結果敢て政府は西園寺公の國葬に要する經費を八萬五千圓と内定大藏省所管として第一號補金より支出

一、國葬日 十二月五日(木)
一、葬儀場所 日比谷公園廣場
一、葬儀事務所 麹町區永田町兩院記者會館
一、葬儀事務所 麹町區永田町兩院記者會館
一、葬儀事務所 麹町區永田町兩院記者會館

祭式日割は左の如くである。

祭式日割
十一月二十七日 午後二時 墓所地鎮祭ノ儀
十一月二十八日 午後三時 正遷柩ノ儀
十二月三日 午前十時 正遷十日祭ノ儀
十二月四日 午前十時 賜諡ノ儀
同 午後四時 墓所撤除ノ儀
同 午後七時 靈代安置ノ儀
十二月五日 午前七時 靈代安置ノ儀
同 午前八時 靈代安置ノ儀
同 午前八時 靈代安置ノ儀

弔旗も悲し故西園寺公の國葬靈柩出て永久に還りませぬ朝、最後の通夜に明けたこの朝まだき悲しみもまた新たな外相官邸内は落葉もなきまでに掃き清められ菊燈の燈ゆらく中に、散かな檜前祭の儀が行はれた。喪主、親族は靈前にしはし動かさず官邸における最後の拜禮、ついで諸員の拜禮が行はれ、同八時卅二分、喪の入京以來八日間悲愁に閉ざされた外相官邸を後に日比谷葬場へ向つて靈柩車は悲しき行進を起した。沿道の左側には稲葉中將總指揮の陸海軍儀仗隊歩兵二個聯隊、騎兵一個聯隊、砲兵一個聯隊、横須賀海軍銃隊二個大隊が日比谷葬場西門まで續いて肅然と整列、通過する靈柩車に對し各大隊毎にラッパ隊は「吹きなす笛」を吹奏、指揮官がさつと抜く軍刀とともに「齊注目、反對側には各種學校學生、生徒、在郷軍人會、警防團、青年團、愛婦、國婦、各地元團體の人々が所屬團體に黒き喪章を附し聲を吞んで低頭「元老西園寺さん」にお別れの駄蹄を捧げた、かくて八時四十分、靈柩車は市

政會館西門に入り葬儀場門に停車した、この時、程遠からぬ陸軍參謀本部前空地に整列した池田友一陸軍中尉指揮の一個中隊が轟然十九發の弔砲を打ち出した、哀しみに股々たる響音は帝都を、冬空を掃り八百萬市民の胸にしみた。

故西園寺公年表

日比谷葬場を發した靈柩車は沿道に堵列の市民の哀悼に送られ午後一時廿分世田谷區若林町松陰神社裏手の西園寺家墓所に到着、門が閉ざされるのを俟つて斂葬墓所の儀が莊重に執行され、靈柩は家従の人々の手によつて地下深い石槨に降ろされた、かくて〃世紀の巨人〃の偉靈は、永遠に地上から姿を消したのだ、奏樂裡に墓所の儀が終つたのが四時半ごろ、漸く暮れそむる冬の武蔵野に白く悲しく泛び上つた眞新しい墓標には「從一位大勳位公爵西園寺公望墓」の文字を讀むだに覺束なく、やがて地を這ふ夕間に包まれさつと一陣の悲風とともに朽葉が一ひら、二ひら墓標を覆ふ御須屋の屋根にさら／＼と舞ひ落ち元勳西園寺公の英靈は愛媛新さんの墓地のかたはらに永へに神鎮まりましてこゝに〃世紀の巨人〃の歴史的な國葬を終へた。

- 明治十五年參議伊藤博文に隨行、歐洲各國を遍歴、同十六年八月歸朝
明治十七年華族令公布せられ侯爵を授けらる
明治十八年二月英國駐在特命全權公使を命ぜらる
明治十九年一月歸朝、八月法律取調委員を命ぜらる
明治二十年六月駐獨特命全權公使としてペルリヤに向ふ
明治二十六年十一月貴族院副議長
明治二十七年三月樞密顧問官
明治二十七年一月第二次伊藤内閣文相に就任
明治二十八年六月外務大臣臨時代理となる
明治二十九年五月外務大臣兼任
明治三十一年一月第三次伊藤内閣文相となる
明治三十三年八月立憲政友會創立委員長となる
明治三十三年十月樞密院議長となる
明治三十六年七月政友會總裁となる
明治三十九年一月第一次西園寺内閣を組織、同四十二年七月同内閣總辭職
大正二年六月政友會總裁辭任
大正八年ウエルサイユ講和會議に帝國全權委員として派遣さる
大正九年公爵を授けらる
昭和三年大勳位菊花章頸飾を授けらる

東亞一年史

概観

昭和十五年九月から昭和十六年十月に至る一年二ヶ月間の内政外交の推移は、昭和十五年八月一日に發表された第二次近衛内閣の基本國策要綱の具現に向つて、日本の政治が極めて困難なる發足を記録したものと見て把握すべきである。即ち前記基本國策要綱は、その内容に於いて、實質的に日本の國防國家宣言とみるべきものであつた。

必然的に、この期間に於ける政治は加速度的に總力政治化の形相を濃厚にし政戦兩略の一致への努力が一切の政治現象の生起消滅の間を貫いて走るのである。第二次近衛内閣に於ける政府院部府連絡懇談會の定期開催、第三次近衛内閣及び東條内閣に於ける大本營政府連絡會議の定期開催が、かゝる政治の動向を端的に示唆するものであらう。しかしながら當然の傾向として政治の強力化が要請せらるゝに至り第二次近衛内閣は三次に亘る内閣改造乃至補強を行つてその政治力強化を企圖したがなほその實をあげるに至らず過渡期政治の苦悶を痛切に記録した。ともあれこの一年二ヶ月間に於ける國防國家體制の完備と大東亞共榮圈の確立は、急激激進の世界情勢に照應して、殆ど豫想だも許さぬ變轉と發展を印したのである。

出でずして行はれた三國同盟の成立と相應して我が大東亞共榮圈確立を國策が如何なる方向に發展すべきものであるかを示唆するものであつた點に於いて注目すべきであらう。かくして九月から十月へ第二期近衛内閣は僅々二ヶ月を出でざる短期間に於いて滿洲事變以來十ヶ年間、内外に鬱積し來りたる諸懸案を宛々大河の決するが如き勢を以て前進的に解決し去つたかの感がある。勿論これは、ひとり第二次近衛内閣のみの功績に歸すべき性質のものではない。といふよりも、むしろ問題はしかく簡單素朴なる觀念によつて照破されべきものではなく、いはば歴史進歩の嚴肅なる過程がこの期間に於いて一つの集結的發現をみたものであると解すべきであらう。想へば五・一五事件によつて日本政治の國家主義的革新が企圖されてより八ヶ年、十代の内閣がなさんとしてなす能はなかつたものが、遂にこの一瞬に於いて爆發的に解決されたものである。しかしながら歴史の進行過程は極めて複雑であり困難である。

おくことが必要である。日獨伊三國同盟はその條約又に見る如く、また條約締結に當り漢發あらせられた大詔の御精神を拜察しても炳乎たる如く、あくまでも平和的意圖に出づるものである。しかしながら同盟締結によつて招來された局面は決して我が國の希望するが如きものではありなかつたのである。米國が同盟成立の前後からあたかも物の譯きに應ずるが如くその太平洋軍備の強化に乗り出して來たことはその最も著しき例であるが、獨り米國のみならず反極軸國家群は三國同盟の成立を目して日獨伊三國の侵略的共同戦線の成立と看做してその反擊態勢を強化するに狂奔するにいたつたのである。かくして我が國は一方に於いて支那事變と戦ひつつ、西南太平洋よりする敵性國家の脅威に對して自らを防衛するの必要に迫られるに至つたのである。

我が國がかかる太平洋の危機に對してあくまで冷靜の態度を保持し、平和的手段をもつてその大東亞共榮確立の國策を推進せんと欲してゐるかは、昭和十六年八月二十八日の對米近衛メッセーヂ送附によつても的確理解出来るところである。しかしながらこの近衛メッセーヂを機縁として見られたるある日米交渉も米國側の依然たる挑戰的態度のために何等好まじき展開をみず兩國交は愈々惡化の一路をたどりつゝある。しかしこの日米交渉繼續の裏面に於いて米國の對日戰備が急速に強化されつゝある一事よりみるも我が方の平和的意圖が米國によつて正しく理解されるのは絶望に近いものであることを知らねばならぬ。かくの如き日本の新しき國際的地位に對して更に異常なる條件を賦與するものはヨーロッパ戰局の動向、就中獨逸に對するものである。獨逸は昭和十六年六月二十二日午前三時、突如としてソ聯邦に對して進駐した。これより二ヶ月餘前の四月十三日獨逸ソ聯邦との間に日ソ中立條約を締結してゐるだけに我が國はこの獨逸の進駐によつて異常の衝撃をうけた。しかし七月二日御前會議に於いて長くも聖斷の下閣議一決かゝる新情勢に對應すべき我が重要國策は決定したのである。獨逸はソ聯軍の強靱なる抗戰によつて豫想の如き獨逸の電撃的勝利とはならず、十月にいたるもなほ獨逸は首都モスクワを攻略するにいたらないこの獨逸戰局今後の展開は直ちに我が國に對しても少なからぬ影響を及ぼすであらうことは明白である。

ある。かくの如く第二次ヨーロッパ大戦は獨逸戰を契機として漸次世界大戦への形貌を呈しつゝあるが一方支那事變もまた英米諸國の對日攻圍陣強化によつて、この世界大戦の一環たる性格を帯び來りここに歐亞大陸は全く單一なる一大戰爭の渦中に投げられんとし、更に英米の外交謀略はソ聯邦、重慶政権をして自己陣營の下に結束しかゝる傾向はいよゝ明白となるにいたつた。かくして前一年史時代に於いて、我が國政治の最大關心であつたところの支那事變解決といふテーマは内面的には昭和十五年十一月三日の日華基本條約締結、外面的には新國際情勢の展開とによつてその内容するものに著しき變化を與へられるに至つたのである。即ち最早、それ自身としての支那事變解決といふことは殆どありうべからざるに至つたのである。それはつねに大東亞共榮確立、世界新秩序建設といふより大いなる規模より本質的なる問題との緊密なる關聯に於いてのみこれを遂行しなければならなくなつたのである。しからばかゝる歴史的要請に即應してよく國家の使命を貫達すべき政治の要件は政戰兩略の完全一致にほかならないであらう。またかゝる政戰一體の政治運用は國防國家體制の完備によつてのみはじめ可能である。第二次近衛内閣が昭和十五年七月の成立より僅々三四ヶ月を出でずして内外に互る諸懸案を決河怒濤の勢を以つて解決し去つた後十一月頃から一種

の政治的混濁期に入るべく餘儀なくされたといつたのは實にかゝる諸困難に對應するものであつた。しかしこの晦冥期を表徴する政治的事象として最も代表時なものに大政翼賛會選舉論があつた。大政翼賛會運動は昭和十五年八月廿八日の近衛聲明に盛られた構想に則る新しき政治運動として發足したのであるがその性格にはなほ多分の疑義を包蔵するものであつた。何となれば、それは如何なる時代、如何なる國家に於いても、かつて存在したことのない全く新しい性格を有つものであるだけに、それを従來の政治概念法律觀念等の尺度を以つて評量せんとすれば多くの疑義が在するであらうことは明白である。果然運動は發足直後から、一部學者、議員人、右翼等々の諸勢力から違憲論の攻撃を加へられ遂に第七十六議會に於ける朝野の論戰は運動を精神運動の枠内に於けるものに追ひ込んで了つたのである。即ち政府は議會再開直前貴衆兩院及び財界言論界の代表者を首相官邸に招致し、内外危局の重大性を披瀝してその協力を要請したのであるが大政翼賛會運動及び經濟新體制問題に關する議員勢力の攻撃が議會論戰を通じてかなり痛烈に表白せらるべきことが豫想されたので對議翼賛策を樹てるに當つて専ら秋田、金光、小川の政黨出身三閣僚及び中島町田、安達、久原の政黨出身四參議に依頼して事勿れ主義を採つた。

その結果、貴衆兩院は國務大臣の施政演説に對する質問を中止あるひは減少し戦時體制強化に對する決議をなすといふ對應をみせたが政府も亦かゝる議院の協力態度に對應して國政整理に寸念するといふ名目の下に議會提出法案の一大整理を行ふところであつた。提出を中止されたものは選舉法改正、配電統制、産業團體、農業團體等々政治經濟新體制樹立上極めて重大なるものを含む七十二餘件に上つたのである。しかも衆議院議員任期一年延長に關する法律案が提出されることになつたので、世上この整理を指して革新内閣としての近衛内閣の一大退却なりと評するにいたつた。しかしながら第二次近衛内閣の意志如何にかゝはらず、急速に國防國家體制の完備をなさねばならぬ時代の委縮にはいさゝかの變化もなかつたので政府は國家總動員法をその實質に於いて經濟全權委任法とするの改正法案及び國防保安法を提出し兩法案は通過成立した。しかも議會が空前の措置として會期一ヶ月を残して審議を終了して休會に入つたことは内外情勢の異常なる重大化を示唆するものであつた。第二次近衛内閣は議會終了後晦冥時代を経過し紛慢ながらも國防國家體制の完備に向つて努力を續けたが七月十六日に至り内閣の構成に一大刷新を加ふの必要を感じて挂冠したが後繼内閣組織の大命は再び近衛文鷹公に降下し同月十八日第三次近衛内閣が成立した。この政變に於ける結果として第二次近衛内閣の外相に松岡洋右氏が閣下大臣に豊田貞次郎大將が登壇した。

勿論、松岡、豊田の更迭によつて我が外交方針がいさゝかも變更さるゝものでないことは當然である。が、國策遂行の方途に關してはそこに何等かの變化が期待されたものとみられるであらう。近衛首相が統一答辯の形に於いてなせる運動性格の再確認は著しく積極性を缺如してその實質に於いてこれを肯定せるものと看做さるべきであつた。かくして議會終了後行はれた人事及び組織機構の改革は發足當時の所謂政治性を割捨し一箇の精神運動に規定づけるものであつた。大政翼賛會運動に對する反擊と並んで第二次近衛内閣をしてその政治的窮地に陥らしたものは第七十六議會に對する政府の自信なき態度であつた。またこの政策によつて秋田、金光、小川の政黨出身三閣僚が退場しまた新内閣はその退場にいたるまでの三ヶ月間遂に内閣參議の任命を行はずに偶然にはあるが、この政黨とは全く關係なき内閣が存立するに至つたことは注目されていゝであらう。第三次近衛内閣は三ヶ月に互り國策遂行の方途を發見するに専念没頭した形であつたが遂にそれに關して意見の一致をみるに至らず十月十六日挂冠して東條内閣が成立した。東條内閣の特異なる性格は首相たる東條大將が特に現役に列せしめられてゐること、同時に陸相及び内相を兼任してゐることである。これは近衛内閣時代を通じて最も痛切なる要請であつた政戰の一體化を企圖するに由つるものとみられる。しかしこの一ヶ月間に互る混沌晦冥期のこととをうけて出現した政戰一體内閣が描き出さんとする政治情勢の相貌は果して如何なるものであらうか

それは容易に想像するをゆるさぬところであるが、ただ一體今後の政治が愈々強力化の一途をしかも極めて急速に迫るであらう一事だけは明かに豫想されることである。またこの一年史を通じ特に關心を拂つていゝ一事は舊政黨、右翼その他の名によつて呼ばれる一聯の殘存諸勢力が大政翼賛會の未成育状態にもかゝらず政治指導力としての地位と力量を完全に喪失して政治運用の舞臺から姿を消すにいたつたことである。

各論

新體制準備會終了

昭和十五年八月二十八日の第一回會議以來、數次に互る協議を経て新體制準備會の構想略々完成し同年九月十七日の第五回會議を以つて準備會はその任務を終了解散した。この解散式席上、近衛首相はその後旬日を出でずして成立した日獨伊三國同盟の締結を暗に示唆した全體の感奮興起を促す挨拶を行ひ異常の感動

大政翼賛會發會式

九月十七日を以つて終了した新體制準備會の審議を基調として政府は運動の具體的發展に關し考究中のところ總裁近衛首相、事務總長有馬頼寧伯、中央協力會議々長宋次信正大將以下主要役員の顔觸れも略々決定をみるにいたつたので運動名を大政翼賛運動、會名を大政翼賛會として十月十二日首相官邸に於いてその發會式が舉行された。この日運動綱領並びに宣言を發表する豫定であつたところ、首相はその直前に至り感ずるところありその席上一場の挨拶を述べてこれを宣言、綱領に代へる旨を強調した。大政翼賛、臣道實踐こそが大政翼賛運動の宣言であり綱領でありこれ以外には宣言もなければ綱領もないといふのは一見奇異の感をもたれるが、首相をしてかゝる挨拶を述べしめるに至つた一半の理由としてこの頃よりすでに萌芽しつゝあつた違憲論への考慮にあつたと思はれる節がある。

元老西園寺公麿去す

元老西園寺公麿は十一月二十四日興津の別邸坐漁莊に於いて老衰のため薨去した。長くも公生前の勳功を嘉せられ國葬の禮並ひに勅書を賜つたことは恐惶感激に堪へぬところであつた。しかして公の薨去により我が國政治史上極めて意義深き元老はこゝに消滅したわけである。勿論公

を興へた。

皇軍北部佛印へ進駐

昭和十五年九月二十三日、皇軍は日佛兩國政府諒解のもとに堂々佛領印度支那北部地域に進駐を行つた。我が佛印接境ルート監視委員長西原少將が河内に着任した六月廿九日以來、現地並ひに東京に於いて交渉を繼續すること約二ヶ月、幾多の迂餘曲折を経て、遂に接境ルート中最も重要とみられた佛印ラインは全く封鎖されるにいたつたわけである。なほ同日、大本營陸海軍部より右に關する發表があり、また日佛兩國政府も二十七日同様の共同聲明を發表するところあつた。

日獨伊三國同盟成立す

世界史上に燦たる一頁を飾る日獨伊三國條約は昭和十五年九月廿七日ベルリンに於いて調印を終了し、茲に三國は歐亞大陸に於いて各々その地域に於ける新秩序建設に邁進し以つて世界新秩序建設に協力せんことを盟約した。三國同盟は從來の凡ゆる國際條約と根本的にその性格を異にし特定國家間に於ける利害取極め特定國家の生存保障といふが如き相對的觀念を打破超克してより高度なる政治的目標即ち世界全體の平和に貢獻せんとしてゐるものであることは注目し値するところである。しかして長くもこの日三國同盟成立に關する大詔の煥發を呈呈國不動の外交方針は昭々として中外に闡明された。

は二・二六事件直後に於ける後閣内閣首班に關する御下問に奉答したのを最後として實質的にその政治的役割を終り爾後は常任輔弼の任にある内府が重臣の意見を徴して元老に代る政治的役割に當つてゐたのであるが公の薨去により實質的にもまた形式的にも大政翼賛機關としての元老が消滅したことは記録されるべきであらう。

日華基本條約締結さる

昭和十五年十一月三十日、南京に於いて我が特命全權大使阿部信行大將と中華民國國民政府行政院長汪精衛氏との間に日華基本條約締結に關する交渉並ひに調印が終了された。引續き同日阿部大使汪院長及び滿洲國總務長官と間に日滿華三國共同聲明が調印を了し茲に日滿華三國相提携して東亞新秩序建設に邁進すべき磐石の基礎が築かれたのである。

平沼騏一郎男入閣

第二次近衛内閣は、十二月六日内閣官制の一部改正を行ひ同第十條により官職にあらざるものをも國務大臣として閣員に列せしむるの制を設け同日平沼騏一郎男が國務大臣に任ぜられた。平沼男の入閣はその政治的意義極めて微妙であるが、結局近衛首相が大政翼賛運動の前途極めて困難なるを豫想し右翼その他より來るべき攻撃に對する政府の防禦態勢強化のために平沼男の人格識見並ひにその國粹的傾向を必要とすにいたつたによるも

内閣告諭

日獨伊三國條約ノ締結ニ當リ、長クモ大詔ヲ煥發セラレ、帝國ノ聲ヲ所ヲ明ニシ、國民ノ進ムベキ道ヲ示サセ給ヘリ。聖慮宏遠洵ニ恐懼感激ニ堪ヘザルナリ。 恭シク惟フニ世界ノ平和ヲ保持シ、大東亞ノ安定ヲ確立スルハ、我が帝國ノ精神ニ淵源シ、正ニ不動ノ國是ナリ。昨秋歐洲戰爭ノ發生ヲ見、世界ノ騷亂益々擴大シ、底止スルトコロヲ知ラズ。是ニ於テカ速ニ禍亂ヲ戡定シ、平和克復ノ方途ヲ講スルハ、現下喫緊ノ要務ナリ。適シク獨伊兩國ハ帝國ト志同ヲ同ジウスルモノアリ。因リテ帝國ハ之ト相提携シ、夫々大東亞及歐洲ノ地區ニ於テ新秩序ヲ建設シ、進ンデ世界平和ノ克復ニ協力センコトヲ期シ、今般三國間ニ條約ノ締結ヲ見ルニ至レリ。 今ヤ帝國ハ愈々決意ヲ新ニシテ、大東亞ノ新秩序建設ニ邁進スルノ秋ナリ。然レドモ帝國ノ所信ヲ貫徹スルハ前途尙遠シニシテ、幾多ノ障礙ニ遭遇スルトアルベキヲ覺悟セザルベカラズ。全國民ハ謹テ 聖旨ヲ奉體シ、非常時局ノ克服ノ爲益ニ國體ノ觀念ヲ明確ニシ、協心戮力、如何ナル難關ヲモ突破シ、以テ 聖慮ヲ安ンジ奉ランコトヲ期セザルベカラズ。是レ本大臣ノ全國民ニ望ム所ナリ。 昭和十五年九月二十七日 内閣總理大臣公爵 近衛 文麿

經濟新體制確立要綱

決定さる 經濟新體制確立要綱は企業院審議室に於いて企業立案せる原案に基いて經濟關係總論會議に於いて審議しその過程に於いては小林、小川の兩閣僚から原案の趣旨を抹殺するが如き修正案が提示された、またその原案を模した怪文書が財界方面に流布されて企業院を赤なりとするデマが飛ぶなど政治的に大きな波紋を描いたが十月二十八日の定例閣議に對して行はれた陸海兩大臣の共同申入れによつて一應解決しその後企業院で經濟關係の意見をも參酌して再調整した結果所謂修正原案の完成をみるにいたつたので十二月七日の閣議に附議し正式決定同日發表された。

第一基本方針

日滿支を一環とし大東亞を包容して自給自足の共榮圈を確立し其の圈内に於ける資源に基きて國防經濟の自主性を確保し官民協力の下に重要産業を中心として綜合的計畫經濟を遂行し以て時局の緊急に對處し國防國家體制の完成に資し依つて軍備の充實國民生活の安定國民經濟の恒久的繁榮を圖らんとして之がためには (一)企業體制を確立し資本、經營、勞務の有機的一體たる企業をして國家綜合計畫の下に國

民經濟の構成部分として企業經營者の創意と責任に於て自主的經營に任せしめ其の最高能率の發揮に依つて生産力を増強せしめ

第一企業體制

- 一、企業は民營を本位とし國營及び國策會社に依る經營は特別の必要ある場合に限る
二、企業はその性質に依り一定の基準に従ひ之が設立等に付必要に應じ制限を加ふ
三、企業はその性質に依り一定の基準に従ひ生産計畫並に技術的見地より見て之を分離結合せしむることを得
四、中小企業は之を維持育成す但しその維持困難なる場合に於ては自主的に整理統合せしめ且つ其の圓滑な轉移を助成する
五、企業は國家的生産増強に寄與せしめ又その恒

久的發展を遂げしむるため適當なる指導統制を加ふ

- (イ) 主要物資の價格を公定するに當りては中庸生産費を基礎とし適正利潤を計上す
(ロ) 國民經濟の秩序保持に障害ある投機的利潤及び獨占的利潤の發生を防止すると共に適正なる企業利潤を認め特に國家生産の増強に寄與したる者に對しては其の利潤の増加を認む
(ハ) 企業利益の分配に當りては適當なる制限を加ふるも其の超過部分は公債其の他を以て留保し一定條件に従ひ一定期間後に於て處分するの途を拓く
(ニ) 發明發見に依り國家生産の増強に寄與したる者に對しては特別なる報奨の途を講ず
(ホ) 技術は之を公開するの途を拓き其の優秀なるものに對しては適當の報奨を與へ以て其の進歩を促進す
(ヘ) 企業の設備更新を容易ならしめ其の他企業の基礎を強固ならしむる爲價却を強化す
(ト) 企業の國家的生産増強に對する寄與に應じ重點的に其の擴充發展を助成す
六、農業水産經營の企業體制に付ては別途之を考慮す

第三經濟團體

- 一、經濟團體組織
(イ) 重要産業部門に付ては企業及組合を單位とし同一業種に屬する業者又は同一物資に關する業者を網羅する業種別又は物資別經濟團體を組織す

なほ新體制一般就中經濟部門に於ける計畫時制化への方向が現状維持的勢力によつて、あたかも共產主義思想に基くものなるかの如き誤解されてゐるといふことが本會議に於ける財界代表津田信吾氏と企業院次官にして企業局長たる小畑忠良氏との論戦によつて表白されたのは前に經濟新體制確立案論問題と照應し意味深いものがある。

内閣第二次補強

第二次近衛内閣は十一月廿一日、内閣改造を行ひ内務大臣安井英二、司法大臣風見章の兩氏が退き無任所相平沼騏一郎男が内務大臣に、興亞院總務長官柳川平助中將が新たに司法大臣として入閣した、今次補強は平沼男の入閣による第一次補強の延長線上に於いて行はれたものでその政治的意義はそれを擴大せるものにほかならない、安井、風見兩氏が近衛側近者として退場を求められたのは當然であるが、この頃から近衛首相の個人的性癖がその政治の上に極めて顯著に現はれ出してゐることは早速し難いところであらう。

文官制度改正成る

第二次近衛内閣はその基を國策の一項目に官界新體制の確立をかかげてゐるが先づその第一著手として多年の懸案である、文官制度の全面的改正を斷行することとなり、法制局に於いて原案を作製し、閣議決定の上御諮詢奏請の手續中であつたが昭和十五年十二月卅一日の樞府本會議に於いて可決され昭和十六年一月十六日關係九勅令が公布實施

其の基本條件左の如し

- (一) 經濟團體は之を特殊法人とす
(二) 經濟團體は業者の推薦に基き政府の認可する理事者指導の下に之を運營す
(ロ) 其の他の産業は前項に準じ必要に應じ業種別又は地域別系統團體に組織す
(ハ) 外地の企業は外地各地域に於て前各項に準じ夫々經濟團體を組織す、但し内地との一元的統制を特に必要とするものに付ては全國的統制に付適當なる措置を講ず
(ニ) 經濟團體を組織するに付特に留意すべき事項左の如し
(一) 經濟團體の編成に當りては重要なるものより逐次必要の順序に依り之を組織す
(二) 軍事上特に必要ある企業に就ては別途を考慮す
(三) 全産業を統轄する最高經濟團體は必要ありと認めたる時に於て之を設置す

經濟團體の職能

- (イ) 重要産業經濟團體の職能左の如し
(一) 政府の協力機關として重要政策の立案に對し政府に協力すると共に實施計畫の立案及びその計畫實行の責に任じ且必要ある場合に於ては政府に意見を具申す
(二) 前項の計畫實行に付下部經濟團體及所屬企業の指導に任ず
(三) 必要に應じ生産、配給等經營の實績調査を爲すと共に生産品の品質規格の検査の衝に當

下部經濟團體を監督す

- (4) 共同計算其他の方法に依り犠牲事業等に對し補助の實を擧げ産業の發展に資す
(ロ) 其の他の團體の職能も概ね右に準ず
三、政府の監督及び大政翼贊會の關係
(イ) 政府は經濟團體を指導監督す、經濟團體整備に伴ひその運營は之を出來得る限り自主的ならしめ指導監督は大綱に止む
(ロ) 政府は經濟團體の組成發展を圖る爲大政翼贊會と協力す
四、農林水産業に關する經濟團體組織に付ては別途之を考慮す

臨時中央協力會議

大政翼贊會は、第七十六議會召集に先立つ十二月十六日から三日間、東京の本部に於いて臨時中央協力會議を開催した、會議の構成及び運用には種種の缺陷があり且つ政府側も本部側も著しく自信を喪失せる態度を以つてこれに臨んだといふ極めて致命的な制約があつたにもかゝらず、會議は各地各界各層の民意を極めて活潑に展開し盛りに上る政治力を反映し異常の成果をさめたことは注目されることである。

この結果純眞なる國民大衆の聲が中央協力會議の如き構成による會議に於いてはじめて中央に反映されるものであり、貴衆兩院の如く人的構成によつては到底その萬全を期しうるものではないといふ政治史的にみて甚だ示唆多き問題が政府に對して提起されたのは記憶するべきであらう。

第七十六通常議會

内外情勢の緊迫にひらかれた第七十六通常議會は衆議院に於ける政民兩黨のほか五十餘年間我が議會を支配し來つた政黨勢力が悉く解消し無黨無派といふ空前の狀況に於いてひらかれたので翼贊會の名を以つて呼ばれたのであるがその内容を詳細に検討するときは、議會舊體制依然として拂拭されず議會刷新の要極めて切實なるものゝあることが痛感された、特に政府の對議會策は拙劣を極め政府と議會の間に斡旋すべき衆議院議員クラブがた完全なる無力を暴露し大政翼贊會問題では空前の醜態を演じた。

政府は二月二十二日臨時開議をひらいて貴衆兩院の協力態度に即應するためといふので選舉法改正法案以下七十餘件の提出取り止めを決定したが世評これを以つて近衛内閣の一大後退なりと斷じた即ち貴衆兩院の協力態度といふのは衆議院に於ける國務大臣施政演説に對する質問取止めを指すものであるが衆院代表町田忠治氏が二十一日の本會議で行つた「戰時體制強化に關する決議案」趣旨

辯明演説はその内容に於いて國務大臣施政方針演説に對する批判たる實を備へるものであつて、一體何のために態々質問演説を中止したのかその眞意を把握するに苦しむものがあつた。

しかして議會は兩院ともその審議を二月中で終了し三月早くから休會に入つた、これは形の上では一應の協力態度となるわけであるが實質においてはこれが政府として眞に國難突破に邁進せしめるために適切なる措置であつたかどうか疑問なきをえないとされた。

通過せる案件の中重大なるものは法律案では國家總動員法中改正法律案、國防保安法法律案であつて豫算案はどれも無修正で成立した。

○泰佛印の調停成立

昭和十五年二月七日から東京に於いてひらかれたる泰佛印兩國の國境紛争に關する調停會議はその間種々の迂曲折があり一時は佛國側の策動のため決裂必至の情勢に陥つたこともあつたが結局帝國の東亞に於ける指導的地位とその道義的精神が理解され三月十一日を以つて、調停會議を終了し國境紛争に關する兩國調停成るにいたつた。よつて同日三國共同コミュニケが發表された。

○大政翼賛會改組

大政翼賛會の改組は二つの理由によつて必至のものであつた、その一つは事務當局の政府に要求した補助金額が三千七百萬圓から八百萬圓に削減

されたことである、議會は大政翼賛運動が政治性を保有することは明かに憲法違反であるといふ建前をとつて豫算審議に當り論議をこの點に集中して政府を猛攻した。これに對して政府は何等の信念なく徒らに消極的防戦に終始して遂に全面的に議會の要請を容れて翼賛會に對する補助金を八百萬圓に決定した。かくして翼賛會は地方支部に對してその人件費すら十分に支給し能はぬといふ状態に追ひつめられればといつて一般よりの寄附金受納を禁止され會員制度に非ざるが故に會費を徴集することも出来ず全く財源をうるの道なく財政の見地よりするも精勵化するのほかなかつたのである。

しかも注目されることは、この八百萬圓の補助金交付に對してすら議會に於ける鳩山、川崎一派は反對の態度を固持し遂に第七十六議會の特徴たる滿場一致はこの問題に於いて破綻した。

他の一つの理由は、法律上の運動性格が平沼内相の答辯によつて公事社社といふ梓の中にとち込められたことである。

近衛首相はその統一答辯に於いて議會終了後適當の時期に改組を行ふ旨言明したが果然三月三十一日の開議に於いて改組要綱を決定した、これによりさき新たに副總裁を設け司法大臣柳川平助中將を之に任じまた事務局長に石渡莊太郎氏を起用しその改組方向が如何なるものであるかを明示するところであつた。

改組によつて中央本部事務局は思ひ切つて縮小され人的構成に於いて有馬頼寧伯爵等の所謂新體制派

は抜本寒源的に退けられ柳川石渡兩氏を樞軸として純然たる精勵的陣容となつた、ただ外局的存在として東亞局を設置し局長に永井柳太郎氏を起用し懸案たりし興亞諸團體の統合に當らしめることとなつたのは改組後翼賛會をして一脈の政治性を保有せしめるものであつたがこれ又興亞諸團體の形式的聯合をなして大日本興亞同盟を結成せるのみで國家主義諸團體の本質的一元化にはなほ相當の距離が残されてゐる。

○第三次内閣補強

第二次近衛内閣は四月二日關西財界の長老たる任友本社總理中小倉正恒氏を無任所相として入閣せしめ四月四日海軍次官野田貞次郎中將を商相、興亞院總務長官鈴木貞一中將を國務相兼企業院總裁を各人閣せしめ所謂第三次改組を行つた。

この第三次改組は前二回の改組とはかなり趣を異に軍需省としての性格を帯びつた西土省と企業院に軍人を据ゑる總力行政の強力運用に資する一方經濟政策の綜合的運用を期せんとしたものである、この結果應々問題を惹起し内閣の脆弱點を形成してゐた小林一三氏及びその政治力不足のため世評香しからざる星野直樹の兩氏が閣外に去つた。

しかしこの第三次改組の構想は野田、鈴木兩氏に關する限りでは相當成功であつたが小倉氏に關しては破綻し小倉氏は殆ど無爲にして第二次内閣の桂冠に逢著した。

○日ソ中立條約成立

松岡外相は第七十六議會終了後樞軸強化のため獨伊兩國訪問のため渡歐したがその往路モスクワに立寄り、モロトフ外相と會見、更に歸途四月七日から約一週間に亘りスターリン、モロトフ等ソ聯首腦と會談の結果、同月十三日日ソ間に中立條約の締結を見るに至つた。

○汪國民政府主席來朝

東亞新秩序建設に關し我が朝野と協議を遂げるため六月十八日入京した中華民國々民政府主席汪精衛氏は近衛首相以下主要閣僚と會談をとげたが、その結果新情勢に對處して東亞新秩序建設の聖業を推進する方策に關し兩國政府の意見全く一致をみるに至つたので同月二十三日近衛、汪兩氏は共同聲明を發表した。

○重要國策決定す

六月二十二日の獨ソ開戦により我が朝野は異常の衝撃をうくることあつたが政府は統帥部との緊密なる連繫の下にこの新情勢に對處して我が不動の國策を推進すべき重要方策に關し慎重協議をとげた結果七月二日御前會議ひらかれ聖斷の下閣議一決をみるにいたつた。

○第二次近衛内閣總辭職

第二次近衛内閣は成立以來一ヶ年間に亘り内外政を通じて相當の功績を残したが獨ソ開戦後の新情

勢に對應し一段と強力なる國政運用をなすの要あり、これがためには内閣の構成に一大刷新を行ふこととなり七月十六日總辭職を決定した。しかし後繼内閣組織の大命は近衛公に降下し第三次近衛内閣は十八日成立した、外相松岡洋右氏に代つて商相野田貞次郎氏が登壇したのみで主要閣僚は殆ど異動なく一種の内閣改造たるの結果となつたしかして第二次内閣の總辭職理由は次の如く發表された。

第二次近衛内閣總辭職聲明

【政府發表】現内閣は昨夏大命を拜してより閣内一致内外諸般の施策に最善の努力を致し來たつたのであるが變遷極まりなき世界の情勢に善處し益々國策の遂行を活潑ならしめんが爲めにはまづ國內黨勢の急速なる整備強化を必要とし従つて内閣の構成も亦一大刷新を加ふるの要を痛感し茲に内閣總辭職を決定することとなり近衛内閣總理大臣は本日臨時閣議に於て閣僚の辭表を取り纏め午後九時葉山御用邸に伺候してこれを御前に捧呈した、陛下よりは何分の沙汰あるまで國務をみよとの優誼を賜つたので近衛内閣總理大臣は恐懼して御前を退下し待機中の各閣僚に報告した。

○日佛印共同防衛成立

佛印の防衛に關する日佛兩國の交渉は我が在佛加藤大使とヴィシー政府との間に於いてつゞけられてゐたが七月二十一日にいたり双方の意見全く一

致を以同月二十六日右に關する議定書に調印を了した、しかして我が陸海軍は右議定書に基き南部佛印に進駐した。茲に昭和十五年九月二十二日の北部佛印進駐以來約十ヶ月を経て佛印は完全に大東亞共榮圈に参加するにいたり英米の對日包圍陣はその一角を脅威されることとなつた。

佛領印度支那の共同防衛に關する日本國フランス國間議定書

大日本帝國政府及フランス國政府は現下の國際情勢を考慮し其の結果佛領印度支那の安全が脅威せらるゝ場合に於ては日本國が東亞に於ける一般的靜謐及自國の安全が危險に曝されたりと爲す理由あるを認め

此の機會に一方日本國に依り爲されたる東亞に於けるフランス國の權利及利益特に佛領印度支那の領土保全及印度支那聯邦の全部に對するフランス國の主權を尊重する旨の約束を、他方、フランス國に依り爲されたる日本國に對し直接又は間接に對抗するが如き性質の政治上、經濟上又は軍事上の協力を豫見する何等の協定又は諒解をも印度支那に關し第三國と締結せざる旨の約束を新にし

- 一、兩國政府は佛領印度支那の共同防衛の爲軍事上協力を爲すことを約す
- 二、前記協力の爲執るべき措置は特別取極の目的たるべし

三、前記規定は其の採用の動機と爲りたる情勢の存続する限に於てのみ効力を有すべし、右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本日より實施せらるゝ本議定書に署名調印せり。

加藤 外 松
ダ ル・ラ ン

○英米系諸國の對日資産凍結

日佛兩國間に佛印共同防衛が成立するや、果然英米兩國は對日資産凍結を行つた、即ち英米兩國は二十一日、日印、日緬の各通商條約を廢棄したが、兩國はこれを以つてなほ足れりとせずカナダ、關印、オーストラリア等の諸國をも同様の手段をとらしめその對日經濟壓迫は最後の段階に達した。我が國もこれに對して二十八日、米、加の三國に外國人關係取引取締規則を制定實施し堂々對應の措置をとるところあり、こゝに日本對英米系諸國との間の經濟關係は全く杜絶の状態に入つた。

○第三次近衛内閣總辭職

第三次近衛内閣は八月二十七日の對米近衛メッセ、デ手交以來對村大使をして米國政府との間に太平洋の橋を檢討するための日米交渉をなさしめる

一方我が國策遂行の方途に關し慎重考究をとげつたが遂に意見の一致をみるにいたらず十月十六日總辭職を決定した。

しかして同日次の如き聲明を發表した。

【情報局發表】(十六日午後八時十五分)現内閣はさきに大命を拜して以來組閣の使命達成を期し閣内一致最善の努力を傾注し來つたのであるが最近に至り國策遂行の方途に關し、遂に意見の一致を見ること能はざるに立ち至りたるを以てに内閣總辭職を決定することとなり近衛内閣總理大臣は閣僚の辭表を取總め本日午後五時参内してこれを御前に捧呈した、陛下よりは何分の沙汰あるまで國務をみよとの優詔を賜つたので近衛内閣總理大臣は恐懼して御前を退下し午後八時臨時閣議を開き各閣僚に聖旨を傳達した。

○東條内閣成立す

第三次近衛内閣に代り東條陸軍大將を首班とする新内閣は十月十八日成立した、東條大將が現役に列せしめられた上陸相、内相を兼任してゐることは新内閣の性格を物語るものであるが閣僚は大體に於いて近衛内閣のそれを繼承してゐる。また十八日發表された聲明は次の如く率直簡明に國策遂行の決意を表明したものである。

東條内閣の聲明

支那事變を完遂し大東亞共榮圈を確立して世界平和に寄與するは帝國不動の國是なり今や未曾有の重大世局に臨む政府は外憂を懸念し盟邦との交誼

支那事變日誌

昭和十五年九月
至昭和十六年九月

【昭和十五年九月】

- 三日 本年度の豫算節約額一般特別會計を通じ六億三千八百萬圓に決定。
- 五日 北白川宮永久王殿下家譚で戦死遊ばされた旨軍事省より發表。
- 八日 吉田海相病氣辭任、後任は及川大將。
- 八日 蔣政權正式に還都を發表、重慶は西安と共に陪都とする旨公布△中華東亞聯盟協會發會式
- 十二日 小林商工大臣以下の特派使節團關印に到着△滿洲貿易新協定、新京で調印。
- 十六日 海軍重慶攻撃第四次爆撃。
- 十八日 事變下六度目の靖國神社臨時大祭。
- 十九日 官中に御前會議開かれ日獨伊三國同盟締結につき審議。
- 廿二日 シンガポール政廳、邦人數名を不法拘留
- 廿三日 日、佛兩國政府諒解の下に皇軍佛印へ堂
- 廿六日 陸軍戦死者第二十二回論功行賞發表
- 廿七日 日獨伊三國條約、ベルリンで調印、大政翼賛會官廳部決定。
- 廿八日 小川鐵道、秋田拓務、金光厚生之三專任大臣決定。
- 卅日 佛印援將物資監視陸軍側委員長として活躍

支那事變日誌

【十月】

- 一日 井上成美中將海軍航空本部長に、大川内傳七少將支那方面艦隊參謀長に轉補、海軍軍演習鐵道の要衝阿迷爆撃。
- 三日 閩院參謀總長呂殿下御退任、後任に杉山元大將親補さる。皇軍先遣隊の一部河内内外シアラムに進駐。新任陸軍監視委員長澄田少將河内に著任西原少將と事務引繼完了。江南各兵團第三戰區約廿ヶ師の敵艦滅滅行動開始。
- 四日 海軍成都空襲部隊敵機卅一を撃破、太平寺飛行場に著陸、格納庫敵機を焼拂ふ。雷州半島に陸戦隊敵前上陸敗行、海安、紅坎市街掃蕩
- 五日 北滿警備から歸還の後宮淳中將參内軍狀を奏上す。戦艦機を交へた海軍成都を颯颯鳳凰山飛行場の敵機十機を炎上せしむ。陸軍の精銳河内飛行場に進駐。
- 六日 海軍第四十一回重慶空襲。
- 七日 北支方面海軍最高指揮官野村直邦中將軍令部出仕に轉補、後任清水光美中將發令、海軍昆明空襲敵機十八機を屠る。
- 八日 無湖南方肅清部隊涇縣を完全に占領。顧祝同軍の據點臨安(杭州西方約五十キロ)占領。佛極東艦隊海防より順化に移駐決定。蔣昆明行營に對佛印策軍事會議開催。
- 九日 涇縣占領部隊敵敵を馬頭鎮溪谷に壓迫殲滅

五九

を厚うし内益を國防國家體制を完備し御稜威下聖國一體聖業の達成に邁進せんことを期す

○臨時議會召集を奏請

東條内閣は二十四日の閣議に於いて十一月十五日から五日間の會期を以つて臨時議會の召集を奏請することに決定した。

しかして提出案件は臨時増稅案、臨時軍事費追加豫算案等であるが内外情勢急迫化の折柄であるだけに政府が積極的に國民に對してその決意を披瀝しその協力をもとめる爲のものともみられてゐる。

東條内閣 (二二〇頁に續く)

内閣總理大臣兼 内務大臣陸軍大臣	東條 英機
文部大臣	橋田 邦彦
農務大臣	鈴木 貞一
厚生大臣	井野 碩哉
司法大臣	小泉 親彦
海軍大臣	岩村 通世
拓務大臣	嶋田 繁太郎
外務大臣	東郷 茂徳
逓信大臣	寺 島 健
鐵道大臣	賀 屋 興 宣
大藏大臣	岸 信 介
工務大臣	

中。

- 十日 前北支方面海軍最高指揮官野村直邦中將、第一線より歸還の海軍新航空本部長井上成美中將參内軍狀を奏上。海軍第四十二次重慶爆撃を敢行。臨安占領部隊新登を完全攻略。
- 十一日 支那事變海軍第十三回論功行賞、園田中將以下四百六十一名、金銀九十一名、優賞九名、南支方面陸軍最高指揮官更迭安藤利吉中將參謀本部附に轉補、後任に後宮淳中將親補され廣東に著任事務引繼完了。江南、太湖西方地區の殲滅開始、海軍軍演習、祁陽、辰龍に鐵艦を加ふ、上海特別市長傅宗耀氏兇手に斃る。
- 十二日 江南第三戰區敵艦滅滅長江岸より錢塘江岸にわたる三百キロの包圍陣完成、田坂部隊廣徳縣城を確保、倉林、赤鹿部隊官城を占領。海軍成都を大爆撃。西原少將都都に歸還。▽大政翼賛會發會式▽ルーズヴェルト米大統領三國同盟に對抗、英、將援助の強化を言明。
- 十三日 錢塘江上流富春江の敵前渡河に成功浙贛線〇〇に向け進撃中、また高橋、石井部隊煤山炭坑(長興東北十五キロ)を占領。海軍昆明を猛爆。
- 十四日 重慶空襲四十二回の海軍部隊(山口多聞大西瀧治郎兩少將、山本親雄大佐各指揮官)に對する島田司令長官の感狀上開に達す。
- 十五日 海軍次官住山徳太郎中將佐世保鎮守府司令長官に親補、前佐鎮長官平田昇中將軍令部出仕に轉補▽江南戰線第三戰區大高瀨海軍突破部隊

敵隊を占領。同南下部隊陽謀略。第四十九軍長劉多荃が荒駕李家渡爆撃の際爆死す。▽南支軍にて管理中の蕪湖東省市管工場協定付協定成立。

十七日 陸軍第廿二回軍事行賞。
十九日 南支方面最高指揮官安藤中將に代つて後宮淳中將親補。

廿二日 松宮トク一佛印總督閣會談開始
廿三日 高須中將に代つて澤本頼雄中將南支方面海軍最高指揮官に決定。

廿七日 特命全權大使阿部信行大將歸京
廿八日 皇軍、廣西省南寧を戦上の價值喪失のため撤退する旨南支派遣軍聲明。

【十一月】

一日 海軍大佐久瀬宮朝融王殿下本更津海軍航空隊司令に御轉補、南雲忠一中將海軍大學校長に轉補。▽小林蘭印特派使節歸朝。

二日 現地視察の杉山參謀總長、後宮南支方面最高指揮官より軍狀聽取。
四日 陸軍廣西省上思北方の敵集團爆撃。山西、察哈爾、河北省境の共匪掃蕩戦一段落。

五日 佛印進駐に輝く三木部隊の感狀上聞に達す
杉山參謀總長支那第一線を視察汪國民政府代理主席と意見意見を交換し歸朝。

六日 日支交渉その他事變關係につき武蔵、岡陸海兩軍務局長、鈴木興武院政務部長、富田内閣外務大臣、澄田監視委員長トク一總督と意見交換し歸朝。

廿七日 海山部隊の主力東渡(胡門西方四十キロ)を占領。
廿八日 冀東地區に活躍中の熊川、高村、重信、的野、鬼頭、梅田各部隊唐縣鎮東南附近にて四川軍を急襲殲滅戦展開。武富山脈東南麓の戦果敵遺屍千四百五十、捕虜四百。冀西村上、坂井部隊の戦果敵遺屍二千三百、捕虜五百。佛印機東部國境泰國領ナコンパンを爆撃▽汪精衛氏の國民政府主席就任典禮舉行。

廿九日 中川、土屋兩部隊陸軍西北廿キロ尙市店附近の敵大群を撃滅。漢水地區的殲滅敵死傷五萬、遺屍一萬四千の戦果を挙げ。
卅日 日支國交調整基本條約調印を完了。

【十二月】

一日 南支海軍雲南省箇舊精練工場爆撃、中支海軍重慶を猛爆。
二日 陸軍定期大異動發表▽海軍箇舊精練工場を連爆。
三日 久納誠一中將、若松只一少將歸還、南支陸軍第廿二師の橋梁爆撃。
四日 南支陸軍第廿二師場爆撃▽元首相平沼騏一郎男無任所大臣として入閣決定。
五日 元老故西園寺公望公爵の國葬儀日比谷公園にて舉行。
七日 中支方面海軍最高指揮官谷本馬太郎中將軍令部出仕となり、後任に細萱茂四郎中將決定發令。

八日 前中支方面海軍最高指揮官谷本馬太郎中將歸還、海軍第廿二師を連爆。
九日 上海方面陸軍最高指揮官藤田進中將參謀本部に榮轉長崎著東上、後任に澤田茂中將親補發表さる。
十日 前中支方面海軍最高指揮官谷本馬太郎中將參謀本部に榮轉長崎著東上、後任に澤田茂中將親補發表さる。
十一日 海軍昆明航空軍官學校、阿迷發電所、梁山飛行場など爆撃、漢口、南昌地區十一月中戦果敵遺屍二千三百五十一。
十二日 海軍機關機隊雲南省祥雲飛行場を奇襲地上の廿二機を炎上撃破、また爆撃機隊は滇緬ルート功果橋を爆撃、九月以降十一月までの山西共匪掃蕩綜合戦果敵遺屍二萬一千九百。
十三日 帝國海軍より永翔以下九隻の軍艦と青島連雲港、芝罘、劉公島の兵營國民政府に返還。
十四日 前上海方面陸軍最高指揮官藤田進中將參謀本部に榮轉長崎著東上、後任に澤田茂中將親補發表さる。陸軍第廿三回論功行賞總員六千卅三柱その内殊勳甲卅一名。海軍滇緬公路の功果新橋、昆明附近の水力發電所を爆撃。
十五日 海軍滇緬公路の功果橋、衡陽爆撃。
十六日、海軍功果橋を連爆。
十七日 本間雅晴、中村明人兩中將參謀本部に榮轉長崎著東上、後任に澤田茂中將親補發表さる。陸軍第廿三回論功行賞總員六千卅三柱その内殊勳甲卅一名。海軍滇緬公路の功果新橋、昆明附近の水力發電所を爆撃。
十九日 中支海軍第廿二師を連爆。
廿日 獨伊軍部の招待により山下陸軍航空總監航

實抗日華僑の漢陽砲隊を要求、宜昌附近山岳地帯の掃蕩戦火蓋を切る、ルーズヴェルト氏米大統領に三選をさる。
七日 南支陸軍雲南省周邊、欽察北方の敵爆撃。
八日 聖旨、令旨を南支、佛印派遣部隊に傳達の大任を果し德永侍從武官歸還。中井部隊の一部長江右岸の重慶前線基地南津關占領。
九日 山東、蘇北十月中の戦果敵遺屍四千五百、捕虜六百と發表。
十日 天皇、皇后兩陛下紀元二千六百年奉祝式典に臨御優渥なる勅語を賜ふ。▽佳辰を期し晋冀察地區の共匪二萬の大掃蕩戦開始。
十一日 天皇、皇后兩陛下紀元二千六百年奉祝式典に臨御優渥なる勅語を賜ふ。▽コスム駐支佛大使重慶を退去河内へ向ふ。
十二日 軍艦〇〇陽通南方の敵トチカ砲撃。
十三日 御前會議にて支那事變問題意見一致論長談發表。▽さきに南支を撤退せるわが軍は本日さらにも欽察を撤去同方面の兵力を他に轉用しつつある旨大本營陸軍部より發表。わが荒駕昆明爆撃。
十五日 高松宮殿下海軍中佐に御進級、軍令部出仕吉田善吾、聯合艦隊司令長官山本五十六、支那方面艦隊司令長官島田繁太郎三中將大將に親任、吉田善吉大將軍軍事參謀官に、侯爵小松輝久中將旅順要港部司令官に、大熊政吉中將大湊要港部司令官に親補さる。
十七日 河北、山西、察哈爾三省境の共匪八路軍

掃蕩戦進む。欽察撤退の皇軍欽州灣よりの敵前乗船を完了。蔣介石邸に緊急國防最高委員會を開く。
十八日 陳介駐獨大使蔣介石邸の緊急國防最高委員會に和平建議連電。大西洋英領島嶼中對米貸與地に關する軍事施設協定成立。
十九日 河北、山西、察哈爾省境掃蕩中の鈴木討伐隊皇平縣城に突入。
廿日 太行山系大岳地區の共匪軍討伐開始。
廿一日 鄒陽湖々峙の要衝秋浦縣城占領。
廿二日 山西省大岳地區の討伐部隊沁源を占領。
廿三日 隨縣、當陽間四十數キロに互り第五戰區李宗仁麾下の十餘萬の敵掃蕩戰行動開始。
廿四日 大岳地區沁源附近の敵一萬の包圍陣成る荊州平原作戰部隊觀音寺を占領。
廿五日 冀東地區を征く的野、鬼頭、吉川(源)梅田各部隊屬山鎮北方十三キロの尙市店猛攻中重信、加藤、熊川各部隊勇戦姚家河神の窪明舖を抜き涇水を渡河環潭鎮に突進中。荊門よりの北上部隊鹽池廟を攻撃。
廿六日 重信、加藤、熊川各部隊海明舖附近で激戦中、的野、鬼頭、梅田各部隊有子店を奪取、中川、土屋、各部隊均川店南方に進出、西村、武田兩部隊張家集北方に進出隨縣、安陸の線を底邊とする三角地帯の包圍網を壓縮す。

空本部長一行を今次大戦研究のため派遣發表
廿一日 濱本喜三郎中將帝都に歸還。
廿二日 現地視察中の東條陸相空路歸還。
廿三日 島田支那方面艦隊司令長官廿五日午前零時以後南支方面封鎖強化のため海陵山港、水東港、龍門港、北海港及びその附近海面に一切の船舶出入を禁止する旨宣言
廿四日 大本營海軍報道發表豐戰四年の綜合戦果敵機撃破總計一千九百二十八臺、機雷處分五千六百十八箇、沿岸封鎖五千海里に達し十五年中の空軍出撃延機數二萬八百四十四機、投下爆撃八千五百九十九ト。共産軍第百廿師長賀龍部下白志潘に射殺さる。▽第七十六議會成立。
廿五日 支那方面艦隊司令長官の宣言に基づき海軍新封鎖區域諸港の密輸船舶爆撃敢行。
廿六日 海軍第十六回論功行賞發表。總員六百廿五柱内金錫勳章授與七十八名、優賞六名。
廿七日 陸軍第廿四回支那事變死者論功行賞發表總員二千七百五十六柱、内殊勳甲六十二名。支那派遣軍報道導部全支一ヶ年の戦果發表、鹵獲品小銃五十ヶ師分、輕機二十ヶ師分、重機十ヶ師分、迫撃砲十二ヶ師分、野山砲十二ヶ師分、捕虜約五ヶ師分、敵對我的損害割合卅五對一。メンヂス濠首相日本名を持ち日章旗を掲げた獨軍艦英領キル、バート島を攻撃せる旨發表。
廿八日 宜昌作戰に武功輝く山脇(正)部隊、同艦隊副隊長(中)師)部隊同艦隊副隊長(中)師)部隊、同艦隊副隊長(中)師)部隊、中西、塚本各歩兵部隊、原

田砲兵部隊、大澤(寅)部隊副官藤原喜惠中尉
外四名の個人感状上聞に達す。
廿九日 大本營陸軍報道部聖戰四年の戦果發表本
年度敵遺屍約五十九萬、事變以來の遺屍百八十
萬八千、わが損害本年度一萬三千百廿一名、事
變以來の散華十萬一千八百九十九名、敵機撃破
五百八十八機、わが損害六十機、ノモンハン事
件敵機撃破千三百八十九機、わが損害百廿七機

【一月】

二日 芳澤代表、蘭印總督と會談(於、タウイヤ)
▼南支陸軍東江上流に蠢動の敵を大爆撃。
三日 海南島十二月中の戦果發表、主なるもの次
の如し。討伐回數三五一、遺棄死體一四四三彈
藥手榴彈多數(南支艦隊報道部)▼海軍大舉昆
明を空襲。
四日 日蘭印第一回會談開かる(於、タウイヤ)
五日 南支陸軍、廣東省東部惠州の敵遊撃隊司令
部爆撃▼泰・佛印交渉遂に決裂。
六日 日・佛印第三次東京會談開く。
八日 東條陸相全軍の戦時道徳を主張のため「戰
陣訓」を示達。
九日 昨年中の揚子江下流域に於ける綜合戦果
主なるもの次の如し。交戦回數三、一三二回敵
遺棄死體六萬、小銃一、一九〇捕虜七、二〇〇
十日 日・佛印第五次東京會談開く。
十一日 泰・佛印兩軍間に激烈なる空中戦開かる
十三日 南支陸軍南中について廣東省清遠の敵隊

點を猛爆
十四日 皇軍連岐山嶺地區掃蕩戰に於て共匪三千
を屠る。
十九日 海軍軍艦精銳工場、功果橋を爆撃
廿日 各皇族殿下勳章將士に對開袋御下賜。海軍
良口堀、下浦堀、韶關、林石、巫山、鷹潭、簡
舊爆撃。
廿二日 蒙古軍と協力張義成營子(包頭東南方五
十キロ)を占據。太湖西南方掃蕩部隊水口鎮、
夾浦鎮を占據。海軍昆明大爆撃、沱沱口(壁
山)にも鐵錘を加ふ。
廿三日 海軍功果橋を爆撃、滇緬公路再完封。
廿五日 重信、的野、池田、奥津、長崎、水野各
部隊京漢線西側の明港、毛集を突破、片桐、花
谷宮久各部隊吳家店、小林店、固縣、三里凸を
制壓、水野部隊また邢集を抜く。
廿七日 毛集突破の重信、片桐、森田、水野各部
隊馬谷店(泌陽東方廿キロ)を占領、礮山、泌
陽街道を扼す。新黄河畔掃蕩部隊湯陽縣城を占領
廿八日 陸軍重信、的野、木原、宮永各部隊に協
力部隊を猛爆。海軍高坦(安慶東南五十キロ)
附近の敵軍隊爆撃。
廿九日 黄河兩岸の要衝會占領。
卅日 的野、橋田、片桐、重信、折小野、加藤各
部隊舞陽城を占領、高野、山口、花谷、土谷、
木原各部隊保安鎮に突入、京漢線西側の要衝を
確保、豫南作戦開始以來の戦果、敵遺屍約二千
捕虜六百廿。

【二月】

廿一日 河南戰線舞陽、保安鎮方面の戦果敵遺屍
四千五百。
一日 快速佐々木部隊の先鋒頂城を占領、河南平
野京漢線東西にわたる湯恩伯軍主力を殲滅洪河
沙河畔から追撃開始、廿四日作戦開始以來卅一
日迄の戦果敵遺屍八千二百卅、捕虜五百、鹵獲品
小銃二千三百七十七、重機槍百八。
二日 新黄河々畔の何柱國軍殲滅高潮に達し、
通許縣南方敵渡河點江村集を占領京漢線北上部
隊との距離廿五里に接近。
三日 海軍第十七回支那事變論功賞總員百五十
二柱發表。海軍冷水灘、廣信爆撃。中支戰線小
池部隊の先鋒太和縣城占領。南支軍の有力部隊
英支國境線より行動開始。
四日 山口、土屋、木原、花谷、中川、的野、梅
田、吉川、重信、折小野、加藤、熊川諸部隊白
河畔の要衝南陽を占領、湯恩伯軍の本據を覆滅
す。今朝未明南支軍、海軍部隊と協力惠州東南
方に敵前上陸政行、香昭路斷續作戦開始先鋒淡
水に進入。海軍高坦(第三戰區本據)を爆撃司
令部粉砕。重慶、合川等に鐵錘を加ふ。
五日 河南大作戦部隊泌陽、泌陽を占領。南陽政
略戰の戦果敵遺屍約三千、捕虜四百南支陸軍良
口城の敵爆撃。副島海軍司令官より廣東江防司
令部へ軍艦四隻、その他武器の譲渡。
七日 海軍軍大爆撃功果橋の殘部爆撃滇緬ルート

所六臣ルアン・ウイチ・バダカル氏空路東京に
到着。
廿八日 新嘉坡港入口の機雷原捕大を馬來政廳發
表。帝國政府河内、海防在留邦人に引揚勸告を
發す刑法中改正法案兩院協議會開。

【三月】

一日 陸軍定期異動發令、支那派遣軍總司令官に
畑俊六大將、前總司令官西尾壽造大將、尾高龜
藏中將軍事參謀官に親補、西尾大將には特に凱
旋の禮を以て遇する事に決定。海軍浙江沿岸の
敵軍用舟艇六百隻爆撃。
二日 中支軍一、二月中の戦果敵遺屍二萬五千九
百廿五、捕虜二千九百七十七。重慶軍ビルマに進
駐せば斷乎撃破の用意ある旨田中臺灣軍報道部
長談發表。
三日 南支派遣軍海軍と協力北海、雷州、水東、
電白、陽江、廣海等など西南支那沿岸四百キロ
に互り敵前上陸を敢行投擲器を一舉に制壓、敵
の遺屍三九三、捕虜一六六、わが損害敵死三、
戰傷六、鹵獲品莫大に達す。海軍浙江、江西、
福建三省の要衝を大爆撃。
四日 海南島掃蕩二月中の戦果敵遺屍千十二。南
支軍淡水口、公益埠を占領。
六日 雷州半島附近の敵完全に掃蕩。南支上陸作
戰の戦果敵遺屍三九三、捕虜一五六、鹵獲武器、
軍需品多數、わが損害敵死三、戰傷六。

完封山口、七屋、花谷、木原、中川、重信、片
倉、折小野、加藤、熊川、各部隊第廿九軍を急
襲西新東に肉薄。
八日 海軍省發表によれば支那方面視察中の大角
海軍大將須賀少將一行の搭乗機は五日廣東發海
南島へ向ふ途中消息を絶ち、六日午前瀾機を
西江右岸黃揚山にて發見、陸戰隊を揚陸、陸軍
部隊と共に空軍協力下に進撃七日午後現地に到
著遺骸その他を收容。
九日 河南省南部第五戰區の殲滅戰一月廿四日以
來二月四日南陽占領迄の綜合戦果日擊敵遺屍一
萬六千三百、捕虜千五百五十。
十一日 南支軍報道部香昭ルート遮斷作戦にてガ
ソリン四千二百罐、石油二千四百八十八罐、鉛二千
五百トン、鐵板千五百トンその他の隠匿物多數
發見を公表。土居、藤井各部隊北江左岸蘆苞埔
の殘敵掃蕩。
十二日 海軍昆明、功果橋を猛爆▼佛印派遣監
視團報道部滇緬公路の完全遮斷を發表。
十三日 支那方面艦隊報道部一日より十日迄の綜
合戦果公表。
十四日 陸軍第廿五回支那事變關係死者論功行
賞發表梅田中佐以下殊勳卅三名總員二千七百
十一柱。
十五日 支那事變勃發以來の軍事費總額二百廿三
億三千五百萬圓の内閣發表。新黄河、過河畔の
何柱國軍、新四軍掃蕩戦果、敵遺屍二千九百、
捕虜二百五十三。

七白 海軍宜昌西方の陸軍部隊に協力敵軍司令部...

九日 南支派軍西南支那沿岸作戦の目的を達成...

と協力まつ奉新を屠る。十六日 江西戦線奉新攻路部隊は孫同羅...

廿六日 南支派海軍、紅海灣方面作戦部隊領東...

【四月】

一日 海軍長溪爆撃、傳作義軍新編第十師第二團...

十日 陸軍次官阿南惟幾中將第一線へ輿出後任...

二十一日 皇軍、福州を完全占領。陸軍航空隊...

【五月】

一日 南支方面陸海軍協力廣東省東岸甲子港を...

十六日 饒塘江沿岸に新作戦展開。十七日 南支沿岸封鎖を擴大の旨...

七日 北支軍山西省南部、河南省の蔣軍掃蕩開始...

十三日 豐島、片村、花谷、重信、的野、木原、...

第二次蘇俄戰線開始重封鎖、庄溝を占領、各方面の綜合戦果敵遺屍七千四百。南支軍惠州東北方四十キロ法王城及び大嵐の溪谷に敵敵封鎖殲滅戦展開。海軍部陽湖畔石門街、彭澤方面爆撃。獨政府海軍による紅海方面作戦開始を公表。同方面航行船舶攻撃を宣言。

十四日 晋南作戦視察中の畑總司令官南京に歸還。湖北第五戰區の敵五月攻勢を完全粉碎作戦終了。各部隊殆ど原駐地に復歸。

十五日 豐島、片村、的野、宮水、重信各部隊豫陽占領。晋南作戦にて將直系第三軍は重慶唐淮源、師長三名その他幹部將校戦死し全滅、第四十三軍長趙世錦、第五集團軍の各師長も戦死傷せる旨判明。

十六日 陸軍部陽湖爆撃。海軍重慶空襲。

十七日 岩崎支那派遣軍報道部長重慶側の五月攻勢崩壊指摘。晋南作戦部隊構築にて武庭驕の第十五軍軍司令部附少將万全聲以下多数幹部將校戦死。獨空軍ハ、ニアの英電軍基地爆撃。

十八日 晋南作戦開始以來の戦果敵遺屍三萬三千四百、捕虜一萬五百。雲陽より反轉作戦中の的野、重信、宮水各部隊小板橋附近にて殲滅戦展開中。陸軍西安爆撃。

廿日 海軍官費飛行場空襲敵機數撃破。

廿一日 惠州方面作戦部隊目的を達成〇〇方面へ轉進發表。海軍桐城の敵司令部爆撃。浙東作戦部隊曹俄、百官を占領。

廿二日 坂野小隊、西村中隊、福崎(國)部隊同

協力部隊、觀内小隊、酒井小隊の感狀上聞に達す。海軍蘭州、咸陽、梁山、成都、太平寺を爆撃敵機十三架撃破。

廿三日 湖北作戦部隊目的を達成原體勢に復歸。敵遺屍八三二一、鹵獲品迫撃砲九、重機二四、輕機八七、小銃二八二、小銃彈卅萬發以上。中原作戦(十七日より廿三日まで)の戦果、敵遺屍三萬五千、捕虜八千。通山東北大嶺山周邊の包圍殲滅戦進捗。

廿四日 馬湖大本營陸軍報道部長中原、江北、浙東、惠州四大作戦の意義と成果發表、中原作戦における敵幹部損傷▲自殺(集團軍長)曾萬鐘▲戦死(軍長)唐淮源、高桂滋、追世万(師長)寸世希、孫瑞混(參謀長)高早東、王某、萬金城▲捕虜(師長)劉明夏、公秉蕃(副師長)米歐池、張奎閣(參謀長)馬高敏▲負傷(軍長)武士敏(師長)わが海軍劉街爆撃。

廿五日 陸軍部晉南沁河流域の敵爆撃。

廿六日 海軍部蘭州(陝西省)天水(甘肅省)を攻撃地上の十八臺を爆撃した。晋南作戦部隊沁河上流高平關附近に殲滅戦展開。

廿七日 第六六回海軍記念日に際し及川海相放送平出大本營海軍報道部長三國同盟の誼みによる參戦の際には海軍軍四千機餘、艦艇五百隻を整備挑戦するものを一舉に粉碎する信念ありと放送。山西省南部沁河上流の殲滅戦最高潮に達す。海軍蘭州、咸陽を攻撃蘭州にて敵機二架粉碎。

廿八日 山西省沁河上流の重慶軍四萬五千機に瀕す。伊軍クレタ島に上陸。英空軍チユニシア(佛)のストアックス港爆撃。獨政府佛空軍再建承認。

廿九日 海軍西林を爆撃。五月五日以降湖北における豐島部隊以下の綜合戦果敵遺屍一萬四千三百八十、捕虜二千八百七十九名、鹵獲品多數。

卅日 廿日より廿七日までの海軍戦果敵機撃破四十二機。海軍豐鎮爆撃。

卅一日 大本營海軍報道部長年初頭より五ヶ月間の海軍作戦經過と戦果の概要公表。

【六月】

一日 海軍航空隊、重慶・雲南省・貴州省を猛爆。

二日 海軍航空隊、重慶を連續猛爆。

四日 展開中の中原作戦戦果を當局發表(敵遺棄死體約二萬五千、各砲百五十、重機四十七、小銃その他一萬一千挺、各種彈藥六十萬發)わが方の損害戦死將校以下五百五十四名。

六日 佛印に集積の投降物資を安全地帯に搬出の旨、佛印進駐軍發表。

六日 海軍航空隊、重慶を夜襲し三時間に亘り猛爆す。

七日 海軍航空隊、重慶を猛爆す。

十一日 第三十六回支那事變論功行賞(陸軍第二十七回)として英靈六百九十一柱に行賞の御沙汰あらせらる。海軍航空隊、重慶を猛爆す。

十四日 海軍航空隊、重慶を猛爆す。南支沿岸の

封鎖強化を島田支那方面艦隊司令官宣言す。訪日の汪主席、上海を出發す。

十五日 海軍航空隊、重慶を猛爆す。國民政府と協力し、濟滬工作の徹底を期す旨、中支軍發表す。

十六日 海軍航空隊、梁山を猛爆す。

十七日 中華民國行政院長汪精衛氏入京す。

二十三日 海軍航空隊、四川、陝西、甘肅、青海省を猛爆、宣賓で敵七機を撃破す。近衛首相、汪院長、共同聲明を發表す。

二十六日 支那事變第十九回海軍論功行賞を九十七柱に對し行賞あらせらる。

二十八日 海軍航空隊、重慶を猛爆。國民政府に三億圓の借款供與方を決定の旨、政府發表す。

二十九日 海軍航空隊、重慶を猛爆す。

三十日 海軍航空隊、重慶を猛爆す。

軍總參謀長に、後宮中將が轉補さる。北支軍、軍管理工場を中國側に返還す。

八日 海軍第二十次重慶猛爆。

十日 海軍第二十二次重慶猛爆。

十一日 支那事變に關する私財寄附者七、二九六名を表彰あらせらる。

十二日 北支方面海軍最高指揮官に杉山六藏中將就任す。

十六日 内閣構成を刷新のため近衛内閣總辭職す。

十七日 組閣の大命、近衛文麿公に再降下す。

十八日 第三次近衛内閣成立し、宮中に於て親任式を執り行はせらる。海軍航空隊、重慶を猛爆す。

二十二日 皇軍、鹽城(江蘇省)を占領す。中支方面海軍最高指揮官に侯爵小松輝久中將就任す。

二十三日 近衛首相(七月十九日附)汪主席(七月二十日附)メッセージを交換、東亞安定に邁進の決意を表明。

廿六日 佛印の日佛共同防衛成立(七月廿一日)の旨情報局發表。英米兩國、日本資産を凍結す。

廿七日 海軍航空隊成都を猛爆す。

廿八日 海軍航空隊重慶を猛爆、敵二十二機と遭遇三機を撃破す。

廿九日 日・佛共同防衛に基き陸海軍部隊を佛印に増派の旨、大本營陸海軍部發表。海軍航空隊七時間に亘り重慶を猛爆。

三十日 海軍航空隊、重慶を猛爆。

三十一日 佛印増派部隊の最高指揮官は飯田祥二

佛印中將と大本營陸軍部發表。海軍航空隊佛印南部に進駐。

【八月】

一日 佛印派遣部隊本部をサイゴンに設置。陸軍航空隊、佛印に進駐す。對日石油の禁輸出化を米大領發令す。

三日 陸軍航空隊、延安を猛爆。海軍航空隊、衡陽、芷江、長沙を猛爆す。

四日 佛印南部に増派の皇軍の配置完了の旨、派遣軍發表。陸軍航空隊、延安、巴東を猛爆。

五日 皇軍の一部隊、泰・佛印國境に進駐を完了。陸軍航空隊、天水、渭源(甘肅)武功(陝西)を猛爆。海軍航空隊、湖南省南部を猛爆。

六日 陸軍航空隊、鳳翔(陝西)武山(甘肅)を猛爆。

七日 支那事變生存者に第二回の論功行賞の御沙汰あらせらる。

八日 陸軍航空隊、巫山(四川省)を、海軍航空隊、湘潭、衡陽、長河を猛爆す。

九日 陸軍航空隊、陝西省各地を猛爆す。

十日 陸軍航空隊、同州(陝西)を、海軍航空隊、次爾(雲南)を猛爆す。

十一日 陸軍航空隊、重慶を猛爆す。海軍航空隊、成都を猛爆、敵二十一を撃破す。わが艦隊サイゴンに入港す。

十三日 陸軍航空隊、西安、渭南、潼關を、海軍航空隊、昆明を猛爆す。

十四日 事變生存者二千九百五十五名に論功行賞あらせらる。海軍航空隊、重慶、昆明を猛爆す。十五日 陸軍航空隊、萬縣(四川省)を、海軍航空隊、下關(ビルマルート)を猛爆す。十七日 陸軍航空隊、四川各地を猛爆す。海軍航空隊、昆明を猛爆す。二十一日 支那事變生存者に第四回の論功行賞の御沙汰あらせらる。二十二日 海軍航空隊、四川省の雲南を猛爆す。二十三日 海軍重砲第七連三時間互つて痛爆。陸軍揚子江上輸送船撃沈。二十四日 海軍航空隊を衝き、重慶猛爆、火車庫に直撃。陸軍呼應して奉節第二次痛撃。二十五日 北支に對し新作戰、荒鷲の協力下早くも戰果擴大中。二十七日 陸軍第五回事變生存者論功行賞、並びに第二十九回事變死者行賞發表。生存者殊勳甲五十四名。二十八日 山崎、水上、大江、新美、吉田、津田各部隊冀中作戰にて決河の進撃開始。二十九日 共產軍の本據地陳家院完全占領。三十日 海軍第九次重砲砲撃。抗戰首都の軍事施設、完全壊滅と、中支艦隊報復部隊發表。陸軍長江の敵輸送船猛爆。

【九月】

一日 陸軍の精銳北島、白井、瀧美、兒玉、柴田大浦、草刈、岩橋の諸部隊は敵軍基地たる關州に初の大空襲を行ひ大戦果を収む。陸軍重砲隊梁山を猛爆。海軍重砲、成都、西昌を猛爆。我が精銳部隊敵軍を第三區軍に向け山輪を猛爆。二日 我が皇軍の精銳北部大山輪に掃共の鋒を導む。三日 第四回(海軍)事變生存者論功行賞の御沙汰を拜す。上海、揚子江遼江陸軍隊の殊勳者四十九名。逆襲の共匪を反撃、延安からの援軍も水泡。四日 作戰の目的達成し皇軍福州を撤退す。齋藤岡村の諸部隊阜平を占領。陸軍航空隊を以て共軍大部隊を猛爆、小舟高の橋梁をも壊滅。福州附近の各撤退部隊〇〇に集結中。五日 陸軍大學して韓城、朝邑、華陰に猛爆。敵行。各部隊、晋察冀邊區剿滅戰進む。六日 第七回(陸軍)支那事變生存者論功行賞。モンハン、山西討伐の勇士、殊勳甲十七名。七日 八月以降に於ける陸軍の進撃作戰概況、奥地の施設に投下機砲約一萬箇、揚子江に於ける敵一千噸内外の船舶撃沈敵四十四隻。我が精銳、山東の共匪に痛撃。九日 我が精銳の諸部隊の分散合撃作戰奏功し、邊區軍全く潰滅す。武田、小路の兩部隊、靈寶(黃河南岸)の敵陣猛爆。奈良部隊、武原騎軍を潰滅す。十日 大雲山南側に於て東西より進撃せる我が精銳、感激の握手なり敵の退路を遮斷、殲滅す。

陸軍 支那事變綜合戰果

大本營陸軍報道部では輝く事變記念日を前に本年前半期に於ける赫々たる皇軍奮闘の大作戦を始め武威燦然たる成果を發表したがこれに次いで七月五日午前十一時葛溝四ヶ年間の輝く綜合戰果を發表した。聖戰四年その成果の如何に大なるかは敵の遺棄死體二百一萬五千を數へ、死傷、逃亡捕虜、投降者などを合する時實に三百八十萬の多き上つてゐるのを見て明かであり、潰滅した敵軍團の如き五百四十ヶ師を數へ得るのであつて、東亞新秩序建設に勇奮する無敵陸軍の強靱さが遺憾なく推知されるのである。従つて重慶に追込められつゝも蒋介石が何抗戦を叫ぶと雖もその戦力が如何に劣弱化しつゝあるかを如實に物語るのであり、戦力の低下と共に重慶の政治的、經濟的困窮狀況は慘たる現狀を露呈するに至つてゐるのである。然しながらこの赫々たる戦果の蔭に雄々しく散つた張鼓峰ノモンハン事件を合する十萬九千二百五十の尊き英靈をわれ等は深く銘心しなければならぬ。聖戰四年の間に皇軍の獲得せる戦果は左記の如く莫大なる數に上つてゐる。重慶は敗戦に次ぐ敗戦を以てすること四年、戦力戰意共に低下し軍隊、民衆に抗戦を呪詛するもの次第に多く、今や軍事方面は勿論政治的にも經濟的にも破綻に瀕しつゝある狀況である、之に反し我方の政

治、經濟、文化各方面に於ける建設工作は一大進展を遂げ建設戦に於ける戦果も眞に偉大なるものがある

聖戰四ヶ年の綜合戰果

(自昭和一二、七)

敵の遺棄死體 約二百一萬五千
敵軍に與へたる損害は死傷逃亡捕虜投降等總計約三百八十萬と判斷せらる。
各種火砲 四千二百九
重機關銃、輕機關銃 一萬九千八百三十七
小銃 四十五萬五千五百五十八
洋砲 一萬八千二百
戰車、裝甲車自動車 千四百七十五
機關車、客車貨車 二千四百四十九
船艇 四百十
我が戦死(張鼓峰、ノモンハン事件を含む) 十萬九千九百九十六
備考
1、遺棄品は判明せる主要なるもののみを示しこの外各種兵器、彈藥原料、被服並に押收獲物等莫大なり
2、最近我が軍に隨順投降の敵兵は逐次増加の狀況にあり
先般中原會戰に於て我軍に捕へられたる重慶軍令部參謀馮大尉の計算によると右各種兵器數は現在

支那事變綜合戰果

の支那軍百五十ヶ師分に相當し、又戰車、裝甲車自動車は現在支那軍中唯一の機械化部隊たる第五軍杜聿明の指揮する部隊の四倍の數量に相當することである。重火器、自動車、輪軸材料を第三國に依存してゐる敵軍としては重要兵器材料の大部を喪失した譯で加之之等は兵員と異り補充困難努力挽回の見込は全くないと見るべきである。

航空部隊の戰果

敵に與へたる損害(ノモンハン事件を含む)
擊破一七四四機、爆破二二二三機、計一九七七機
我が損害自機二〇三機(ノモンハン事件を含む)
此間我方は張鼓峰、ノモンハン事件を合して十萬九千二百五十の尊き犠牲者を出してゐる。

昭和十五年度に於て敵軍に與へたる損害

(一月—十一月末迄)
敵の遺棄死體 五八九、八八八
敵捕虜 五五、一二七
各種火砲 一三四
重、野、騎、山砲 五三
機關、速射、高射砲 五七一
迫撃砲 七八〇
重機關銃 三、七〇八
輕機關銃 一三八、四四四
小銃 一一、二三〇
洋砲

航空部隊の戰果

支那事變後我飛行機撃墜數
昭和十四年十二月 擊破 爆破 計 自爆 計
昭和十五年十二月 〇 〇 〇 〇 〇
昭和十五年十二月五日迄 〇 〇 〇 〇 〇
合計 〇 〇 〇 〇 〇

ノモンハン事件後我飛行機撃墜數
敵の損害 我的損害
擊破 爆破 計 自爆 計
一三三三 五七一 一三八九 一三七 一三七

昭和十六年一月以降

六月下旬迄の綜合戰果
交戦せる敵兵力 約二百十七萬九千
敵の遺棄死體 十九萬二千八百八十
同捕虜 八萬四千七百
各種火砲 四百三十三
重機關銃、輕機關銃 千八百十二
小銃 四萬千
洋砲 三千九百八十
自動車 十六
貨車、客車 八十五
船艇 七十八

我が戦死 五千六十五
彼我兵力損害ノ比率 三十七對一

海軍の作戦經過

帝國海軍支那方面作戦部隊は十五年に引續き陸軍部隊と緊密なる連繫の下に全支沿岸及び奥地敵軍の要衝に對し各種作戦を遂行して到る處に多大の戦果を収めつつあり

○北支部隊は各その擔任區域の警戒監視に任じ風濤を冒し敵軍と闘ひ密輸或はの臨檢、匪賊の討伐に従事し、陸軍部隊と協力して敵の掃蕩に努めたり

○揚子江部隊は長江流域一千裡に亘り屢々來襲する江岸の殘敵を掃蕩し隨所に陸戰隊を揚陸して敵匪の根據を衝き、或は密輸船の監視に任ずると共に危險を冒して殘留機雷の清掃に任じ或は陸軍部隊を援護して水路の強行偵察並に啓閉警導に任じ、敵前上陸を援護して其大なる成果を擧げたり

○珠江部隊は港灣の測量、水路の清掃、陸戰隊揚陸、殘敵掃蕩を實施し陸軍部隊との協同作戦により多大の成果を収め錯綜せる水路の確保に任じつつあり

の出入禁止を宣言し以て海上封鎖の完備を期しつゝあり

特に南支部隊は援將軍需品輸送路として利用せられたる香韶「ルート」に對し二月四日敵前上陸遮斷作戦を實施し續いて三月三日拂曉陸軍部隊の緊密なる協同の下に突如雷州半島方面沿岸延長四百浬以上に亘り上陸作戦を敢行し多大の戦果を擧げたり

更に四月十九日、廿日浙東作戦に際しては水路の啓閉並に輸送護衛に任じ、また陸戰隊を編成して浙東沿岸並に福州附近に敵前上陸を敢行し緊密なる海陸協同作戦の下に當面の敵を撃破し、援將補給路及びその施設を遮斷覆滅して多大の戦果を収め、敵の艦艇並に軍用物資多數を鹵獲せりこの間

○海軍航空部隊は連日敵地を爆撃して全支の制空權を確保し繼續無盡の活躍を續け、陸上部隊、海上部隊の作戦に全幅の努力をなし、又長編敵首都軍艦或は成都、蘭州、昆明の要衝を始めとしその奥地據點新舊航空基地に對し晴天候其の他の障害を排除し連續爆撃を敢行し常に我攻撃より逃避して勢力の保全に汲々たる殘存敵機を捕捉撃滅し以て敵空軍の再建を不能に陥らしむると共に、敵の軍事關係諸施設並に軍用交通諸機關を爆撃してその心臓を衰からしめたり

更に滇緬公路の再開を見るや我が航空部隊は直ちに其の途上にある惠通、功果兩橋に對し屢々爆撃を投じて之を破壊しその交通を遮斷するに至れり本期間中に

〇〇江上艦艇の處分せる敵機雷並に海軍航空部隊の撃破せる敵飛行機左の如し

揚子江 三九二
珠江その他 一四一

事變以來の累計 六、一五一
撃破せる敵飛行機數 八四

地上撃破 三七
地上撃破 九二

事變以來の累計 二、〇四九
十六年一月以降七月一日までに海軍航空部隊の撃破した敵飛行機數は

地名 回数 初回爆撃年月日
重慶 六九 昭和十三年二月十八日
昆明 二四 同年九月二十八日
成都 二四 同年十一月八日
蘭州 一〇 昭和十二年十二月二十二日
滇緬路 一八 同十五年十月十八日

處分敵機雷數 揚子江 珠江、バイアス
方面 汕頭方面 計
十三年 三三三 四七 三七九

十二年七月至昭和十五年十一月下旬
△敵の遺棄死體 一、八〇八、三五〇
敵の遺棄死體は我が目撃せるもののみであり然らざるものを計上する時は敵に與へたる損害(死傷、逃亡、歸順等)總計少くも三百五十萬と判斷せらる

△鹵獲品 重、野、騎、山砲等 一、四二七
機關、速射、高射砲等 三七五
迫撃砲 一、九六六
重機關銃 四、四二五
輕機關銃 一三、五二六
小銃 四〇五、一六五
洋砲 一四、〇一五
戰車、自動車等 一、四五九
裝甲列車、機關車、客車、貨車等 二、三六四
舟艇等 三三二

△我が損害 聖戰に殉せる我が尊き犠牲は左の通りである
(昭和十五年十一月十四日調)
昭和十五年に於ける戦死 一三、一三二名
昭和十二年より本年未迄の戦死 一〇一、八九九名
(張鼓峰ノモンハン事件を含む)
△陸軍航空部隊の戦闘 我陸軍航空部隊は以上の地上作戦に協力し偵察

飛行機に與へたる損害

十四年	一、五八	五〇〇
十五年	五二	△兆
累計	四、九〇	五、六八

要項 確實 不確實 計
十二年 五八 五二 一〇
十三年 七三 六七 一四〇
十四年 二二 三三 五五
十五年 六三 三三 九六
累計 一八七 一〇五 二九二

作戦概要

自十五・九
至十六・八

江南作戦(中支浙)(十月下旬)

遺屍七、八〇三、捕虜五一四、鹵獲品迫撃砲二、重機關銃一五、輕機關銃七八、小銃一、四三三四

漢水作戦(中支漢)(十一月下旬)

遺屍六、一九七、捕虜四七一、鹵獲品迫撃砲一、重機關銃一〇、輕機關銃三四、小銃九四八

第二期晋中作戦

(北支山西省共)(十月中旬)
交戦兵力 三萬五千
遺屍二、一四七、捕虜三三五、鹵獲品山砲三、迫撃砲一、重機關銃一〇、輕機關銃一三、小銃二、一八六、自動小銃三四、燒却せる敵軍施設

△敵軍に與へたる損害 (一)昭和十五年度に於て敵軍に與へたる損害 (一月一十一月未迄)
敵の遺棄死體 五八九、八八八
敵捕虜 五五、一二七
鹵獲品 一三四
重、野、騎、山砲 五三
機關、速射、高射砲 五四一
迫撃砲 七八〇
重機關銃 三、七〇八
輕機關銃 一三八、四四四
小銃 一一、二三〇
洋砲 七六七
戰車自動車等 三三三
裝甲列車、機關車、客車、貨車 一四七
舟艇等 (二)事變以來の敵軍に與へたる損害(自昭和

支那事變作戦概要

に連絡に密白なく縦横に翔りその軍事施設を粉碎して多大の戦果を擧げた、一方六七月中には海軍航空部隊と協力重慶に空襲を敢行して殆んど起ち上る氣力を喪失せしめた、又九月下旬佛印進駐部隊に協力して各投將ルート據點の偵察連絡に任じた、一方敵空軍は事變以來約三千機に垂んとする飛行機が撃墜されその後の補給もならず、今ではその片影すら見られない様に叩きのめされた

本年一月以降主大作戦を列挙すれば左の如くである

西方戦(北支山西省)(十二月中旬)

共産軍の根據地を覆滅しその勢力を弱め北支の治安を強化した、又この地方の住民は「日本軍進攻せばたゞ殲滅あるのみ」との共産軍の豪語を信じて種々要求に應じてゐたが實際はその正反對なりしたため今更共産軍の擧取と無力と不信とを知れり

- 交戦兵力 約一萬六千
遺棄死體 一千七百 捕虜 五百八十六
鹵獲品 火砲一 輕機十三 小銃四百五十一
渡舟十九 捕獲馬百廿六
天津附近冬季掃蕩戦
(北支河北省) (十二月下旬)
交戦兵力 約一萬二千

晋南作战(北支山西省)(三月上旬)

中央軍を撃破し反攻準備を粉碎す

淮南作战(中支安徽省)(三月上旬)

共産軍討伐のため進入しありし重慶側の軍隊を撃破した結果爾後再び國共相剋を激化する

錦江作战(中支江西省)(三月中旬)

今日迄日本軍の攻撃を一度も受けなかつた第七十四軍を粉碎した、敵は之を基幹として總反攻の準備をなして居たが失敗に歸したのである

太湖西方作战(中支江蘇、安徽)(三月中旬)

敵の總反攻準備を粉碎す

支那事變作戰概要

遺棄死體 五百七十五 捕虜三百七十七
鹵獲品 小銃三百四十二 拳銃百二

陸水作战(中支湖南省)(一月上旬)

第九戰區の敵軍を撃破した、この軍隊は最近日本軍の痛撃をうけず増長して居たが本作戦により大打撃を受けたのである

交戦兵力 約二萬
遺棄死體三千三百 捕虜三百
鹵獲品 重機十五 小銃三百

豫南作战(中支河南省)(二月下旬)

精銳を誇る湯恩伯軍が共産軍第四軍との武力相剋のため兵力分離せるに乗じて奇襲進攻し敵の三ヶ軍を潰滅し多大の戦果を上げた

交戦兵力 約十萬
遺棄死體 一萬六千 捕虜一千一百
鹵獲品 火砲十七 重機八十一 小銃三千六百六十二 レール六千

香紹ルート遮断作战

(南支廣東省) (二月上旬)

押收援將物資

- ガソリン 一萬七百罐
石油 一千五百罐
石油 三千罐
桐油 一千五百担
種油 一千罐
モビル油 九百罐

上陸封鎖作战

昨秋我が佛印進駐により同方面よりする最大の援將「ルート」を遮断された重慶には「ビルマルト」西北「ルート」及中南支沿岸よりする輸入路のみ残されたが前二者は輸送量衰弱なるため後者に期待してその抗戦態勢を維持して居つたのであつたが我軍は二月以降數回に互り奇襲上陸作战を行ひ、最大の援將「ルート」を粉碎した其の主なものを擧ぐれば左の通りである

- 1、香紹「ルート」遮断作战 (南支廣東省東部) (二月上旬) 押收援將物資
ガソリン、石油等 一萬七千百餘餘其他莫大
2、雷州「ルート」遮断作战 (南支廣東省南東部) (三月上旬)
押收援將物資石油等 一萬六千餘餘、其他
3、昭東作战 (南支廣東省東部) (三月下旬)
押收援將物資
鐵材二百噸、銅九百噸、鎢チエーン等八千六百噸、鉛三十七噸、タンクステン二千五百三十三噸、綿布類一萬三千噸、油類六千噸、食料五千噸
4、浙東作战 (中支浙江省東部) (四月中旬、五月中旬)
交戦兵力 約十萬
浙江省の要衝寧波を失ひ多大の苦痛を感じた敵

鐵鉛類 四千担
タンクステン 十担
アンチモニー 三千四百貫
錫 八百担
鹽 七百五十担
綿布類 四千担
自動車 三

蘇北作战(中支江蘇省)(三月中旬)

國共相剋の修羅場であつた江蘇省北部に安居樂業の和平境を與へ且揚子江下流の中樞部に國民政府の政治力を滲透せしむる結果となつた、又本作戦はさきに和平陣營に投じた李長江が三萬の軍隊を以て協力して居る

交戦兵力 約五萬
遺棄死體 三千(内溺死八百) 捕虜九百九十
鹵獲品 火砲十五 重機三十四 小銃一千八百七十、汽機三 棉花三千 鹽三百五十四担

雷州ルート遮断作战

(南支廣東省) (三月上旬)

- 押收援將物資
石油 一萬一千八百六十五罐
石油 三千二百二十罐
桐油 九百五十担
アンチモニー 百二十担
蒲 九千担

軍は第二戰區司令顧祝同をして十數萬師團の兵力を以て之を奪回せしめんとしたが、五月上旬我軍は其機先を制して之を諸縣附近に迎撃し多大の損害を與へその企圖を放棄せしめた

中原作战(北支山西省)(五月中旬)

山西省南部に數年來蟄居し北支治安掃蕩の根據であつた敵第一總隊獨立隊の二十萬の正規軍を完全に二重包圍し之を殲滅し北支治安の樞を切り取つた作戦であるが我が六百の損害に對し敵の遺屍約五萬、俘虜約三萬又軍長師長參謀長等の捕虜八十餘名に達する大戦果を擧げ戦史に特筆さるべき大作戦である

- 交戦兵力 約二萬
遺棄死體 一千三百 捕虜五百六十七
鹵獲品 火砲四十五 重機四十五 小銃九百 油類四千四百餘 他木材食料等多數
(同下旬)
(北支山西省) (五月中旬)
(北支山西省) (五月中旬)
交戦兵力 約二十萬
遺棄死體 約五萬 捕虜三萬一千
鹵獲品 火砲百七十七 重機六百五十七 小銃約一萬 擡機二百三十 地雷五〇
(同下旬)
(中支湖南省) (五月中旬)
(中支湖南省) (五月中旬)
交戦兵力 約六萬
遺棄死體 六千七百五十 捕虜三百五

南支方面 敵前上陸進襲隊を實施し、更に三月三日拂曉、陸軍部隊と協同の下に雷州半島方面沿岸延長四百餘里にわたり奇襲上陸作戦を敢行して多大の戦果を挙げた。
 三月三日有力なる海軍艦艇は陸軍輸送隊を護送して香港以西の南支沿岸、威海衛、陽江、電日、水東、雷州、北海の上陸作戦に協力、同十四日パイアス灣の西方紅海灣の上陸作戦にも協力して多大の戦果を挙げた。
 これ等沿岸地區は、わが軍の眞滴露爆撃及び香詔路の占領に二大輸送路を失つたため、窮餘の一策として我が艦艇の眼を掠め香港方面より小船舶を以て密輸を圖らんとしたもので、この奇襲上陸は敵の輸送路を不可能ならしむるに至つたのである。五月十二日より行はれた南支陸軍部隊の惠州攻略作戦に對し同方面海軍部隊はこれと協力して東江を遡江、陸軍部隊と共に惠州に入城し、また紅海灣方面陸軍部隊の上陸をも擁護した。
 本期中中に江上艦艇が處分した敵機雷数は珠江その他の他において百五十五箇に及んだ。
 而して事變以來揚子江及び珠江その他の他における敵機雷の處分数は累計六千五百五十箇以上である。

東江作戦 (南支東省東) (五月)
 我が香詔「ルート」遮断により多大の苦痛を感ぜる敵は之を奪回せんと兵力を惠州附近に集結せるを我南支軍は巧妙なる包圍作戦により之を粉砕す
 交戦兵力 約二萬
 遺棄死體 二千 捕虜七百九十
 爾獲品 火砲二 重砲機九 小砲四百五
冀東作戦 (北支河北省) (五月上旬)
 遺棄死體 一千三百 捕虜六十四
 爾獲品 輕機五 小銃七百四十三

北支方面 北支部隊は昨年引續き各々その擔任區域の警戒に任じ、風濤を冒し寒暑と闘ひ、密輸ジャンクの臨検や匪賊の討伐に従事し、陸軍部隊と協力して敵の掃蕩に努め、また青島海軍部隊はしばしば附近一帯における匪賊を掃蕩し、威海衛においては敵の大隊長以下約五百名の遊匪を屠戮せしめた。

中支方面 揚子江部隊は長江流域一千裡に互りしはは來襲する江岸の殘敵を掃蕩し、隨所に陸軍部隊を揚陸して敵匪の根據を衝き、或は密輸船の監視に任ずると共に危険を冒して殘留機雷を清掃し、或は陸軍部隊を援護して水路の強行偵察並に啓閉警備に任じ敵前上陸を援護して多大の戦果を挙げた、而して我が江上艦艇が

封鎖作戰の影響 海上封鎖部隊は多大の艱難を克服して全支沿岸における支那船の交通を遮断し、敵性輸送船の禁絶並に主要港灣の閉塞を敢行すると共に占領地域の諸島嶼等に展開する殘敵を掃蕩し、更に支那方面艦隊司令長官は數回聲明を發して中南支與海軍の船舶出入禁止を強化し、海上封鎖の完成を期してゐる。
 殊に二、三、四月に互り中南支の沿岸各地に對し封鎖進襲作戦を實施した我が皇軍の敵襲及び援將國家群に與へた經濟的影響は甚大なるものがある。例へば上海法幣及び香港の對英米相場の影響の如きは、我が封鎖進襲作戦の強化につれ軍票に對して大なる下落を示し、香詔路の遮断作戦により香港の暴落といひ、その他我が陸海空軍の緊密なる協同作戦が香港及び重慶に與へた經濟的打撃と脅威とは想像以上に深刻なるものがあり、重慶の物價の如きは我が内地に比べて十二、四倍にも上つてゐる。(海軍報道部發表)

陸軍
 第二十一回 三八〇 (昭和十五年九月二十六日)
 第二十二回 二、一〇 (同 年十月十七日)
 第二十三回 六〇三 (同 年十二月二十四日)
 第二十四回 二、七〇 (同 年十二月二十八日)
 第二十五回 二七二 (昭和十六年二月十四日)

海軍
 第一回 八〇〇 (昭和十六年七月七日)
 第二回 四〇三 (同 年八月七日)
 第三回 二、一〇 (同 年八月十五日)
 第四回 一、五〇 (同 年八月二十一日)
 第五回 二、二〇 (同 年八月二十七日)
 第六回 二、七〇 (同 年九月二日)
 第七回 一、一〇 (同 年九月六日)

支那事變論功行賞

陸軍

第二十六回	三五 (同 年四月二十五日)
第二十七回	六 (同 年六月十一日)
第二十八回	二、三〇 (同 年七月六日)
第二十九回	二、五五 (同 年八月二十七日)

海軍

第十三回	一〇〇 (昭和十五年十月十一日)
第十四回	八 (同 年十一月十五日)
第十五回	二〇 (同 年)
第十六回	一〇〇 (同 年十二月二十六日)
第十七回	五〇 (昭和十六年二月三日)
第十八回	三三 (同 年四月十九日)
第十九回	七〇 (同 年六月二十六日)

一献 金 (海軍)

△一周年	八十七萬二千餘箇
△二周年	四十七萬二千餘箇
△三周年	四十八萬六千餘箇
△四周年	六十一萬八千餘箇
△計	二百四十四萬八千餘箇

△一周年	七十三萬九千七百餘箇
△二周年	二百四十四萬八千餘箇
△三周年	六百四十八萬九千餘箇
△四周年	一千三百一十八萬九千餘箇
△計	三千二百七十三萬三千餘箇

△一周年	四百十五萬餘箇
△二周年	八百九十五萬餘箇
△三周年	八百九十五萬餘箇
△四周年	八百九十五萬餘箇
△計	三千二百七十三萬三千餘箇

△一周年	二千二百七十七萬一千餘箇
△二周年	四百廿八萬九千餘箇
△三周年	一千五百四十六萬五千餘箇
△四周年	三千一百一十七萬七千餘箇
△計	七千三百九十九萬七千餘箇

慰問袋

南支方面 南支海軍部隊は援將物資の輸送路として利用された香詔路に對しては二月四日、敵前上陸進襲隊を實施し、更に三月三日拂曉、陸軍部隊と協同の下に雷州半島方面沿岸延長四百餘里にわたり奇襲上陸作戦を敢行して多大の戦果を挙げた。
 三月三日有力なる海軍艦艇は陸軍輸送隊を護送して香港以西の南支沿岸、威海衛、陽江、電日、水東、雷州、北海の上陸作戦に協力、同十四日パイアス灣の西方紅海灣の上陸作戦にも協力して多大の戦果を挙げた。
 これ等沿岸地區は、わが軍の眞滴露爆撃及び香詔路の占領に二大輸送路を失つたため、窮餘の一策として我が艦艇の眼を掠め香港方面より小船舶を以て密輸を圖らんとしたもので、この奇襲上陸は敵の輸送路を不可能ならしむるに至つたのである。五月十二日より行はれた南支陸軍部隊の惠州攻略作戦に對し同方面海軍部隊はこれと協力して東江を遡江、陸軍部隊と共に惠州に入城し、また紅海灣方面陸軍部隊の上陸をも擁護した。
 本期中中に江上艦艇が處分した敵機雷数は珠江その他の他において百五十五箇に及んだ。
 而して事變以來揚子江及び珠江その他の他における敵機雷の處分数は累計六千五百五十箇以上である。

海面を出入禁止區域とし、次いで六月十七日より汕頭附近海面海門灣、企望灣、拓林灣、詔安、銅山、浮頭灣及びその附近海面をもこれに追加する旨を宣言した。

七五

天文氣象

全國氣象摘要表 (昭和十五年)

平均	最高	最低	平均	最多方向	最大	快晴日數	曇天日數	降雨日數	暴風日數
	度	度							
臺北	26.8	10.9	21.3	東	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
鹿兒島	24.8	10.9	20.3	西	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
宮崎	22.8	10.9	18.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
熊本	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
佐賀	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
長崎	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
廣原	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
大分	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
下關	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
廣島	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
宇和島	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
松山	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
岡山	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
本	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1

松本	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
長野	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
前橋	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
熊谷	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
秩父	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
館野	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
宇都宮	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
山形	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
盛岡	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
盛岡	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
盛岡	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
盛岡	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
盛岡	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
盛岡	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
盛岡	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
盛岡	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
盛岡	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
盛岡	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
盛岡	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
盛岡	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
盛岡	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
盛岡	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1
盛岡	21.8	10.9	17.3	北	18.0	2.3	2.0	0.1	0.1

風力名稱 速 度 (一秒間)

0	0.0	極静
1	1.0	軟風
2	2.0	和風
3	3.0	疾風

天文氣象
六〇一 九 樹を動かす

昭和十五年中の内地に於ける
最高最低氣溫及最大降水量
最高氣溫 最低氣溫

月日 地名 最高氣溫 最低氣溫
最高氣溫 最低氣溫

地震現象（昭和十五年申）

一月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	合計	昭和十四年中	昭和十五年中
有	無	無	無	無	無	無	九九二	一〇一	六、一八三
二	六	六	九	九	一〇	一四	五、一九一	四一	五〇〇
三	五	六	八	六	八	一	五〇六	四二	五〇〇
四	七	七	六	七	六	一	六六六	三二	五三二
五	六	六	四	四	三	一	七二八	一五	三八五
六	六	六	四	四	三	一	四八二	一五	五二七
七	六	六	四	四	三	一	五六六	一〇	三六六
八	六	六	四	四	三	一	四八二	一〇	四八二
九	六	六	四	四	三	一	五二七	一〇	五二七
十	六	六	四	四	三	一	四八二	一〇	四八二
十一月	六	六	四	四	三	一	五二七	一〇	五二七
十二月	六	六	四	四	三	一	四八二	一〇	四八二
合計	九九二	五、一九一	六、一八三						

地震の強さ

臺灣	朝鮮	南洋羣島	北支那	日本列島	その他	合計
三	三	三	三	三	三	一、六八四
〇	〇	〇	〇	〇	〇	九三
〇	〇	〇	〇	〇	〇	五、九一

地震帯とである。外側地震帯は南米の西側を北走して、中米から北米の沿岸を進み、ベーリング海の南を通つて千島の南に沿ひ、北海道に來り表日本に沿うて臺灣からヒリツピン群島に出て、東へ廻つて太平洋中に消えてゐる世界著名の大地震帯である。内側地震帯は北海道利尻島邊から起つて南し青森、弘前地方を横切り日本海に出で、略し海岸に沿うて走り佐渡、能登を過ぎて山陰道の沿岸を走り九州の北部に達するものである。尚この外側地震帯は阿蘇地震帯、豊後水道地震帯、瀬戸内海地震帯、淡路筋地震帯、伊賀伊勢美濃地震帯、信濃川流域地震帯、利根川東京灣地震帯、甲斐相模地震帯及び富士箱根伊豆七島を連ねる富士山性地震帯等の小地震帯がある。

大地震を起した區域を、その起つた年代の順序によつて地圖に示し付けて見ると帯状をなした地震帯を作る。これを地震帯と名付ける。日本の地震帯として重要なものは所謂外側地震帯と内側地震帯とである。

日本邦大地震年表

年號	年月日	年月日	地名
(垂仁)	一、六〇〇	一、七〇〇	朝鮮
(景行)	一、七〇〇	一、八〇〇	朝鮮
(應神)	一、八〇〇	一、九〇〇	朝鮮
(允恭)	一、九〇〇	二、〇〇〇	朝鮮
(雄略)	二、〇〇〇	二、一〇〇	朝鮮
(武烈)	二、一〇〇	二、二〇〇	朝鮮
(繼體)	二、二〇〇	二、三〇〇	朝鮮

貞	嘉	承	天	天	寶	神	天	天	天	大	大	(推古)	(天智)	(天武)
觀	衛	和	長	應	總	護	平	寶	平	寶	寶			
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月
十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月

Table with columns for various years (e.g., 文永, 享德, 永文, 明延) and associated events or dates. Includes a page number '八〇' at the bottom right.

Table with columns for various years (e.g., 天延, 貞享, 元禄, 寶永) and associated events or dates. Includes a page number '八一' at the bottom left.

白根山(草津)	二、一七三、六一三、一五、 六、一七、八、一八三、五、六、九、 七、九、九、九、九、九、九、九、 九、九、九、九、九、九、九、九、 二、一七三、六一三、一五、六、
白根山	二、一七三、六一三、一五、六、
硫黄ヶ嶽	一、一七三、六一三、一五、六、
富士山	一、一七三、六一三、一五、六、
三原山(大島)	一、一七三、六一三、一五、六、
新津島	一、一七三、六一三、一五、六、
三宅島	一、一七三、六一三、一五、六、
八丈島	一、一七三、六一三、一五、六、
青ヶ島	一、一七三、六一三、一五、六、
ペヨネース礁附近	一、一七三、六一三、一五、六、
スミス礁附近	一、一七三、六一三、一五、六、
北硫黄島附近	一、一七三、六一三、一五、六、
南硫黄島附近	一、一七三、六一三、一五、六、

列國都市の氣温及雨量 (列國都市の氣温及雨量)

東京(日)	平均	一月	四月	七月	十月	全年
京都	一〇・九	一〇・一	一〇・〇	一〇・一	一〇・二	一〇・〇
大阪	一三・〇	一三・〇	一三・〇	一三・〇	一三・〇	一三・〇
奈良	一三・七	一三・七	一三・七	一三・七	一三・七	一三・七
伊勢	一三・八	一三・八	一三・八	一三・八	一三・八	一三・八
京都	一三・九	一三・九	一三・九	一三・九	一三・九	一三・九
京都	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇
京都	一四・一	一四・一	一四・一	一四・一	一四・一	一四・一
京都	一四・二	一四・二	一四・二	一四・二	一四・二	一四・二
京都	一四・三	一四・三	一四・三	一四・三	一四・三	一四・三
京都	一四・四	一四・四	一四・四	一四・四	一四・四	一四・四
京都	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五
京都	一四・六	一四・六	一四・六	一四・六	一四・六	一四・六
京都	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七
京都	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八	一四・八
京都	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九
京都	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇
京都	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一
京都	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二	一五・二
京都	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三	一五・三
京都	一五・四	一五・四	一五・四	一五・四	一五・四	一五・四
京都	一五・五	一五・五	一五・五	一五・五	一五・五	一五・五
京都	一五・六	一五・六	一五・六	一五・六	一五・六	一五・六
京都	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七
京都	一五・八	一五・八	一五・八	一五・八	一五・八	一五・八
京都	一五・九	一五・九	一五・九	一五・九	一五・九	一五・九
京都	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇	一六・〇

天文氣象——列國都市の氣温及雨量

ウラカス	一六、一六七、一五五
アグリガン島	一七、一七三、一六〇
鶴見嶽	一七、一七三、一六〇
九重山	一七、一七三、一六〇
阿蘇山	一七、一七三、一六〇
霧島	一七、一七三、一六〇
温泉	一七、一七三、一六〇
鹿兒島灣北部	一七、一七三、一六〇
櫻島	一七、一七三、一六〇

ダツトル	一五、一五〇
ニュージュミン	一五、一五〇
ボンス・コツジャ	一五、一五〇
テン・ペル	一五、一五〇
ウエストファール	一五、一五〇
プロルセン	一五、一五〇
ポルバース	一五、一五〇
オルバース	一五、一五〇

週期彗星

名稱	週期	最近出現	次回出現
エリグ・シエルツ	五、六年	一九四〇年	一九四六年
テン・ペル第一	五、六年	一九四〇年	一九四六年
ニュージュミン	五、六年	一九四〇年	一九四六年
プロルセン	五、六年	一九四〇年	一九四六年
テンブル・スワフト	五、六年	一九四〇年	一九四六年
ウイン・ネット	五、六年	一九四〇年	一九四六年
テン・ペル・スワフト	五、六年	一九四〇年	一九四六年

大氣の處分

Table showing atmospheric composition by weight percentage (0.7% to 5.0%) for various elements like Nitrogen, Oxygen, Carbon Dioxide, etc.

太陽の「ウオルフ」黒點數

Table showing the number of sunspots (ウオルフ黒點數) from January 1936 to January 1937.

太陽紅暈概況(昭和十五年申) 柿岡に於ける實観観測に依ると紅暈出現頻度及横

太陽系

Table listing solar system bodies (Mercury, Venus, Earth, Mars, Jupiter, Saturn, Uranus, Neptune, Pluto) with their names, diameters, distances, masses, and other characteristics.

延の全年平均は各三二・一及六〇・五で昨年の一〇・一及七三・八に比し何れも多少の減少を示した。

Table showing monthly sunspot numbers (ウオルフ黒點數) from January 1936 to January 1937.

天文學上の發見

Table listing astronomical discoveries with columns for year, discovery name, and discoverer.

天文・氣象—天文學上の發見・主なる天文臺

主なる天文臺

Table listing major astronomical observatories with columns for location, latitude, longitude, and altitude.

時差・標準時

計時には學問には經度の起算點たる英國グリニツチの正午を基準とする萬國標準時を用ひるが、世界各國は日常生活の便宜上之に修正を加へて各標準時を定め之を用ひて居る即ち左の如し

Table of time zones and standard times. Columns include continent/region (e.g., 日本, 歐洲, 大洋洲), specific locations, and their corresponding time difference from Greenwich Mean Time (e.g., 東三時, 西九時).

土地人口

帝國の位置

Table showing the geographical location of the empire. Columns include '地方・方位・極點' (Location/Direction/Extreme Point) and '東經度分' (Longitude in minutes East).

Table listing various islands and territories. Columns include '地名' (Name), '極點' (Extreme Point), and '東經度分' (Longitude in minutes East).

帝國の周圍と面積(帝國統計年鑑)

Table detailing the perimeter and area of the empire. Columns include '地方' (Region), '周圍(料)' (Perimeter), '面積(方料)' (Area), and '面積千分比例' (Area ratio in thousandths).

新南群島の位置・範圍

帝國政府は昭和十四年三月三十日附臺灣總督府令を以て「高雄市の管轄に屬せしめた」新南群島

に就て更に四月十八日附官報を以て公告、内外に開明する處があつた。

○位置 同群島は南支那海中臺灣の南端から南々西七百五十哩、佛領印度支那のカムラン灣から東方三百二十哩、香港から八百四十哩の地點にある大小九十六の島嶼から成る群島でその内の主なる島は、長島北二千島、南二千島、三角島、中小島、北小島、南小島、西青ヶ島、龜甲島、飛鳥島、西島島、丸島等で、その範圍を經緯を以て示すと(東經百十七度、北緯十二度)(東經百十七度、北緯九度三〇)(東經百十六度、北緯八度)(東經百十四度、北緯七度)(東經百十七度、北緯九度)(東經百十四度、北緯十二度)の各地點を結ぶ直長三百哩の區域内の全島嶼を含むものである。

島の面積

Table with 2 columns: 島名 (Island Name) and 面積 (Area). Includes entries like 本州 (Honshu), 九州 (Kyushu), 四國 (Shikoku), 北海道 (Hokkaido).

Table listing islands and their names in parentheses, such as 濟州島 (Jeju), 國島 (Kojima), 得島 (Tokushima), etc.

Table with 2 columns: 土地種類 (Land Type) and 面積 (Area). Categories include 官地 (Public Land), 小戸 (Small House), 大宮 (Large Temple), etc.

Table with 2 columns: 府縣 (Prefecture/County) and 面積 (Area). Lists various prefectures like 北海道 (Hokkaido), 青森 (Aomori), etc.

道府縣面積、世帯數及び人口 (Prefecture Area, Household Count, and Population)

Table with 3 columns: 府縣 (Prefecture/County), 面積 (Area), 世帯數 (Household Count). Lists prefectures and their corresponding statistics.

土地・人口―土地

年期地 (Annual Land)

Table with 2 columns: 土地種類 (Land Type) and 面積 (Area). Categories include 荒地 (Barren Land), 開墾地 (Reclaimed Land), etc.

減租地總數 (Total Number of Land with Rent Reduction)

Table with 2 columns: 土地種類 (Land Type) and 面積 (Area). Categories include 開墾地 (Reclaimed Land), 開拓地 (Development Land), etc.

Table with 4 columns: 總數 (Total), 男 (Male), 女 (Female), 總數 (Total). Shows population statistics for various prefectures.

Table with 4 columns: 總數 (Total), 男 (Male), 女 (Female), 總數 (Total). Shows population statistics for various prefectures.

東京	三、四〇〇	一、三六三	二、五〇	六、六四、五五	三、八四、四六	三、九〇、五九	七、四四、七二	三、七四、八五	三、七四、〇九
神奈川	二、五八一	一、三三三	六三	一、七三、三〇	八、八、八一	八、三、三三	二、八八、七四	二、七三、六六	一、五二、〇八
新潟	三、七六〇	一、五三三	一、九	一、七三、八〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
富山	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
石川	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
福井	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
山梨	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
長野	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
岐阜	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
静岡	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
愛知	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
三重	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
滋賀	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
京都	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
大阪	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
兵庫	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
奈良	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
和歌山	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
鳥取	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
島根	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
岡山	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
広島	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
山口	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
徳島	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
香川	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
愛媛	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
高知	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇
福岡	四、一七〇	一、五三三	一、九	一、七三、三〇	一、四、一〇	一、〇〇、八八	二、〇〇、〇〇	一、〇七、〇〇	一、〇七、〇〇

佐賀 二、四九、三三
長崎 二、四九、三三
熊本 二、四九、三三
大分 二、四九、三三
宮崎 二、四九、三三
鹿嶋 二、四九、三三
神戶 二、四九、三三

(備考) 本表の面積、一方料の人口は昭和十年國勢調査速報による。

本邦の主なる高山(理科年表)

名	所在	高さ	備考
富士山	駿河、甲斐	三、七六二	駒ヶ嶽(甲斐駒)
白根山(北嶽)	甲斐	三、七六二	駒ヶ嶽(木曾駒)
槍ヶ岳	信濃、飛騨	三、七六二	野口五郎嶽
悪魔岳(東嶽)	信濃、駿河	三、七六二	大天井嶽
赤石	信濃、駿河	三、七六二	白馬嶽
奥西内嶽	信濃	三、七六二	冠帽峰
御嶽(剣ヶ峰)	信濃、飛騨	三、七六二	北水白山
鹽見嶽	信濃、駿河	三、七六二	遮日峰
仙丈ヶ嶽(前岳)	信濃、甲斐	三、七六二	頭雲峰
乗鞍嶽	甲斐、駿河	三、七六二	新高山
立山	信濃、飛騨	三、七六二	次高山
聖岳	信濃、駿河	三、七六二	秀姑巒山(マボラス)
御嶽(水島山)	越中	三、七六二	ウラモン山
黒岳	越中	三、七六二	タラクツシヤ

土地・人口―土地

Table listing geographical locations on the right page, including names like 志林規島, 三高山, 根茂山, etc., with associated codes (e.g., //千島, //同), numerical values (e.g., 一,一六九), and further location details (e.g., 單冠山(同), 阿登佐登(同)).

Table listing geographical locations on the left page, including names like 岩手山, 七時雨山, 駒ヶ嶽, etc., with associated codes (e.g., //陸中, //羽後), numerical values (e.g., 一,一〇六一), and further location details (e.g., 裂峯丸山, 赤城山, 子持山).

Table listing geographical locations such as 間鍋山, 大山, 三瓶山, etc., with associated codes and numerical values.

Table titled '本邦の主なる河川(理科年表)' listing major rivers like 粟國島, 久米島, 大屯山, etc., with their names and characteristics.

Table listing various rivers and lakes such as 阿賀野川, 最上川, 阿武隈川, etc., with their names and associated numerical data.

Table listing geographical locations such as 加古川, 鴨江, 漢江, etc., with their names and associated numerical values.

Table titled '本邦の主なる湖沼(理科年表)' listing major lakes and swamps like 秀姑巒溪, 卑南溪, 大安溪, etc., with their names and characteristics.

Table listing various lakes and swamps such as 阿賀野川, 最上川, 阿武隈川, etc., with their names and associated numerical data.

Table listing prefectures and their populations. Prefectures listed include 長門, 廣島, 高松, 徳島, 香川, 愛媛, 高知, 山梨, 長野, 新潟, 富山, 石川, 福井, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山, 徳島, 高松, 香川, 愛媛, 高知, 山梨, 長野, 新潟, 富山, 石川, 福井, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山.

Table listing specific locations (ponds) and their populations. Locations include 霧島, 野山, 小川, 馬場, 平地, 山王, 三平, 沼山, 足平, 安房, 金房, 大河, 徳本, 澄本, 夏澤, 名原, 本原, 大原, 安房, 金房, 大河, 徳本, 澄本, 夏澤, 名原, 本原, 大原.

Table listing national parks (National Public Gardens) and their populations. Parks listed include 矢分, 杖植, 大木, 水上, 黒谷, 十平, 信州, 柳州, 眞州, 八州, 長州, 落合, 権合, 御兵, 和坂, 乙坂, 五坂, 動坂, 神坂, 半坂, 月坂.

▲阿寒 北海道釧路、北見兩國に跨り、面積八八、二〇〇町歩を占め、其の殆んど全地域は阿寒湖、風斜路湖の二大陥没火山湖を有する複式火山の地形に属し、其他神秘な景観を有する摩周湖を始め大小の湖沼を擁する一帯の村域は代表的寒帯の美

林である。大森林湖沼の外に数多の温泉が湧出している。冬季はスキー地としても適し、交通は綫網線が其の東部を貫通し、綫路、網走、帯廣の各方面から便利に廻遊することが出来る。

▲大山 鳥取縣に位し日本海に臨む中國第一の高山大山を中心とする面積一二、七〇〇町歩の國立公園である。秀麗な山容豪壯な大爆發火口、山麓から山腹に横がる黒松林、中腹一帯を蔽ふ原始林其他獨特の景観を具へ中ノ海や島根半島一帯を俯瞰する雄大な眺望と相俟つて明媚な風光を誇つてゐる、東南には烏ヶ山、東北には矢等山其他の山嶺が起伏し、山腹には由緒深き大山寺、大神山神社があつて、船上山上の史蹟と共に意義深く、年山寺僧坊跡に位する大山寺部は探勝地の中心をなすと共に避暑地として勝れてゐる。此の公園は近時登山地として重きをなすと共に冬季のスキー地として西日本の一大中心となつてゐる。公園の附近には三朝、關金、皆生、東郷の諸温泉があり、其の名勝も數多い。交通としては山陰線及び伯備線の便がある。

▲大雪山 大雪、十勝、然別の三大火山帯を併せて北海道の屋敷を爲す高山地帯にして、其の原始的區域の大部分を蔽ふ寒性針葉樹林は本邦の代表的大原生林である。尙その壯大なる山嶺の間には廣濶なる草地と雄偉なる火口趾と豪壯なる溪谷とを抱擁し瀑布、濕原、雪溪、御花畑等特色ある風景要素を聚めてゐる。位置は北海道の中央に位し利用上には自然研究、觀光、登山、冬季スポーツ等に優れて居る。

▲十和田湖 陥没火山湖中最も傑出せる十和田湖を中心とし、幽邃なる奥入瀬溪谷宏敞なる八甲田火山群等を併せ、山岳、溪谷、湖沼、濕原等豐富なる風景要素が巧みに點綴し居ることは、本公園の特徴である。又その區域の大部分を蔽ふ落葉、潤葉樹林は本邦有数の美林である。自然研究、觀光、舟遊、釣魚、冬季スポーツ等多方面に亙つて好適して居る。

▲日光 男體山、白根山、巖岳其他多數の火山群と中禪寺湖、湯ノ湖、尾瀬沼等の堰寒湖と戰場ヶ原、尾瀬ヶ原、高浦平、鬼怒沼等の著名なる濕原を擁し、區域内には山岳、湖水、沼澤、溪流、瀑布、森林濕原等互に交錯して頗る變化ある風景を構成してゐる。尙之を修飾するに種類豊富なる落葉潤葉樹林、針葉樹林、高山植物、特殊の濕原植物等を以てし秀麗優美なる風景を現出して居る史蹟社寺巡禮、自然研究、登山、觀光、舟遊、釣魚等多方面に互り利用せらる。

▲富士 公園の中心をなす富士山は、單式圓錐火山の曲型にして我が國の靈山として古來國民の憧憬をかざる所たるのみならずその雄大にして秀麗なる容姿は夙に日本風景の代表的存在として世界に喧傳せられてゐる。山頂に大火山を戴き山體に四十箇に近き寄生火山を着け、山麓に雄大なる裾野原野を展開し、その間典型的なる熔岩流、明媚なる五湖、山頂より山麓に互る垂直的極物體及び北麓に横がる樹海等は互に相照應してその風光の

雄渾雄佳の妙を顯現して居る。史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、保養、舟遊乗馬等各々興趣深きものがある。

▲日本アルプス 我が國に於けるアルプス型山地として代表的な高山地、白馬、立山を含む所謂日本北アルプスの全區域を占め彌陀ヶ原、五色ヶ原、雲ノ平、鷲岳、乘鞍岳等の特色ある火山地形、白馬、立山、槍ヶ岳等の高峰峻岳は何れも雄渾豪壯にして、之に懸る雪渓は廣大なる御花畑と相對して比類なき美觀を呈してゐる。更に又上高地の静寂なる神秘境と黒部其他の豪宕なる原始境は本公園の聲譽を一段と高むるもので、その風景の雄大にして變化に富み、其の面積は固より自然的風致を存する區域の廣大であることが本公園の卓越せるところである。従つて自然研究、觀光登山野營等に於て最も恰好である。

▲吉野及熊野 本公園は大峰山大堂ヶ原山等の吉野山、北山川及熊野川並に熊野海岸に亙る一帯を含むものである。吉野山は公園地中唯一の水成岩系統に屬する山地にして大杉谷、北山川又熊野川は之等水成岩地方を穿つ峽谷を形成し、大杉谷と北山峽とは何れも奇勝を以て顯はれ、本邦溪

流中特異なる景観を現出してゐるのである。又紀州海岸は外洋に面して本邦の代表的海岸風景と稱すべきものである。要するに本公園地は山岳、森林、溪谷、河川海岸の各種優れた風景を併せ備ふる點に於て他に類例を見ざる所である。しかも神武建國以來の貴重なる史蹟、社寺巡禮、自然研

究、観光、舟遊等に於て特色がある。
▲瀬戸内海 此所は瀬戸内海を中心とする本邦唯一の海上公園であるが、瀬戸内海の展望臺とも稱すべき屋島、鷲羽山並に寒霞溪を以て知られる小豆島を始めとして、千姿萬態の島嶼を浮べたる代表的多島海で、其の海岸島嶼には陸所に白砂青松の美觀を呈し、優雅、明媚なる風光は世界に其の比を見ざる所である。

▲阿蘇 頗る偉大なる陥落火山原を有する重式火山にして、中央火山口の一たる中岳は今尙盛んに噴火を續け凄壯奇異を極めて居る。
蜿蜒二十里を繞る外輪山はその外方に廣大なる裾野を展開し殊に東部裾野は所謂波野ヶ原と呼ばれ丘陵の波濤を起伏せしめ遠く久佐に連り、その驚異的景観は外輪山と共に世界的雄大さを誇るものである。

尙外輪山の内外には奇峯屹立する根子岳森林と溪流とを併せ有する菊池水源等があつて風景に變化を添へ、史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光等に於て優れてゐる。
▲雲仙 四面環海の島原半島に位する集成火山にて複雑なる構造を有し、普賢岳を中心として展開する山岳原野の地形は頗る變化に富み加ふるに之を蔽ふ落葉闊葉樹林並にツツジ、イヌツゲの植物景観は雲仙をして繊細優美の特色を恣にせしむるものである。殊に一帶は半島上に聳立する崖地にして比隣の低地より隔絶せられ、而も遠近の山海を繋むる眺望に至りては雲仙の最も誇りとする所である。觀光、保養、乗馬等に適し、又公園としての施設見る可きものがある。

▲霧島 高千穂峯及韓國嶽を盟主とする大小二十二箇の密集せる山岳より成る群狀火山にして特徴ある火山口、火山湖を擁し其の山麓の多様にして配置の妙を得てゐることを錦江灣、開闢嶽を始めとして遠近の山野を望む展望と相俟つて雄大秀麗なる景勝を爲してゐるのである。
加ふるに中腹より山麓に擴がる常緑闊葉樹林と廣大なるツツジの群落野生のカイダウとは共に特色をなすものである。
併かも皇祖發祥の史蹟を以て顯はれ、史蹟、社寺巡禮、自然研究、觀光、登山、保養等の利用に於て優れてゐる。

本邦の各地層面積(朝鮮を除く)

Table with 4 columns: 地層 (Geological Layer), 面積 (Area), 百分率 (Percentage), 合計 (Total). Rows include 古生層, 中生層, 第三紀層, 第四紀層, 古火成岩, 新火成岩, 合計.

世界の高山(理科年表)

Table with 3 columns: 名稱 (Name), 所在地 (Location), 高さ (Height). Lists mountains like エヴェレスト, ゴドウィンオーステン, カンチエンチュンガ, etc.

Table with 2 columns: 名稱 (Name), 面積 (Area). Lists countries like マツターホルン, フインステルア, アレツチホーン, etc.

アフリカ

Table with 2 columns: 名稱 (Name), 面積 (Area). Lists countries like キリマ・ヌヂノロ, ケニヤ, マルゲリータ, etc.

北アメリカ

Table with 2 columns: 名稱 (Name), 面積 (Area). Lists countries like マツキンレー, ローガン, オリザパ, etc.

南アメリカ

Table with 2 columns: 名稱 (Name), 面積 (Area). Lists countries like カカアカ, コンカル, サンホセ, etc.

太平洋

Table with 2 columns: 名稱 (Name), 面積 (Area). Lists countries like チヤールス・ルイス, デユリヤナ, ウイルヘルム, etc.

南極地方

Table with 2 columns: 名稱 (Name), 面積 (Area). Lists countries like マルカム, グリーンランド, ニューギニー, etc.

世界の主なる湖沼(理科年表)

Table with 3 columns: 名稱 (Name), 所在 (Location), 面積 (Area). Lists lakes like カスピ海, スペリオル, ヴィクトリア, etc.

主要人口一覽

Table listing major rivers and their characteristics. Columns include name (名), location (所在地), length (長さ), and discharge (流量). Rivers listed include the St. Lawrence (セントロワレンス), Mississippi (ミシシッピ), Amazon (アマゾン), etc.

世界の主要なる運河

Table listing major canals and their characteristics. Columns include name (名), location (所在地), length (長さ), and discharge (流量). Canals listed include the Panama Canal (パナマ運河), Suez Canal (スエズ運河), etc.

各大陸本土の極点

Table listing the extreme points of the continents. Columns include continent (大陸), location (所在地), and coordinates (緯度/経度). Points listed include the North Pole (北極), South Pole (南極), etc.

人口

昭和十年國勢調査人口

Main population survey table for 1935. Columns include prefecture (府縣別), population (人口), and sex (性別). Lists prefectures like Tokyo (東京), Osaka (大阪), and their respective populations.

帝國の世帯及び人口

Table showing household and population statistics for the empire. Columns include region (地域), number of households (世帯), and population (人口). Regions listed include Manchuria (滿洲), Korea (朝鮮), etc.

土曜・人口一覽

Summary table of population statistics. Columns include sex (性別), total population (人口), and other demographic data.

産業別人口(昭和十五年國勢調査抽出調査)

Table showing population by industry type (Total, Male, Female) for various sectors like Agriculture, Industry, Commerce, etc., for the years 1913-1924.

婚姻年齢別(内地)

Table showing marriage statistics by age group (Total, Male, Female) for the years 1914-1915 and 1922-1923.

全國婚姻平均年齢

Table showing the average age of marriage by year (1911-1924) for both initial marriages and remarriages, broken down by gender.

婚姻・離婚・出生・死亡累年表(内地)

Table showing cumulative statistics for marriage, divorce, birth, and death from 1910 to 1923.

婚姻種類別(内地)

Table showing cumulative statistics for different types of marriages (General, Concubinage, etc.) from 1910 to 1923.

夫婦関係期間別離婚數(内地)

Table showing the number of divorces by duration of marriage (5 years, 10 years, 15 years, etc.) from 1912 to 1923.

乳兒死亡累年表(内地)

Table showing cumulative statistics for infant mortality from 1910 to 1923.

離婚の情態(内地)

Table showing the reasons for divorce (Total, Male, Female) from 1912 to 1923.

出生兒身分別(内地)

Table showing the number of children born by sex (Total, Male, Female) from 1912 to 1923.

北海道アイヌ人口

Table showing the population of Ainu in Hokkaido from 1910 to 1923, broken down by sex.

Table of causes of death by sex and age group. Columns include categories like '原腸チフス', '赤痢', '百日咳', etc. Rows show counts for males and females.

Table of causes of death by sex and age group. Columns include categories like '急性心臓内膜炎', '慢性心臓内膜炎', '肺の疾患', etc. Rows show counts for males and females.

Table of causes of death by sex and age group. Columns include categories like '他の血行器疾患', '急性(再掲)', '肺の疾患', etc. Rows show counts for males and females.

Table of causes of death by sex and age group. Columns include categories like '先天性畸形', '早産(一歳未満)', '分娩に因る産後', etc. Rows show counts for males and females.

Table of causes of death by sex and age group. Columns include categories like '急性心臓内膜炎', '慢性心臓内膜炎', '肺の疾患', etc. Rows show counts for males and females.

Table of causes of death by sex and age group. Columns include categories like '他の血行器疾患', '急性(再掲)', '肺の疾患', etc. Rows show counts for males and females.

Table of population statistics for various countries and regions, including columns for birth rate, death rate, and sex ratio.

Table titled '海外在留内地人数' (Overseas Resident Domestic Population) showing counts for various countries and regions.

Table titled '内地在留外人職業別' (Domestic Resident Foreigners by Occupation) showing counts for various occupations.

Table titled '各大陸の面積・人口' (Area and Population of Continents) showing data for major continents.

列國平均初婚年齢

(内閣統計局統計時報)

Table showing average age at first marriage for various countries.

一人口政策確立の要綱

Text discussing the necessity of establishing a population policy.

列國の出生死亡率

(人口千に付)

Table showing birth and death rates for various countries.

土曜・人口・人口

Table showing population statistics for various countries.

Text discussing population trends and policy implications.

政治★行政

(政界一年の動向については、
東亞一年史を参照せられたし)

歴代内閣更迭表

内閣	成立年月日	在職年月日
第一次 伊藤(選)	明治六・三・三	二・四・八
第一次 山縣(選)	二・四・八	一・七・一〇
第一次 松方正義(任)	二・四・八	二・四・一〇
第二次 伊藤(任)	二・四・一〇	三・三・八
第二次 松方(任)	二・四・一〇	三・三・八
第二次 伊藤(任)	二・四・一〇	三・三・八
第二次 松方(任)	二・四・一〇	三・三・八
第一次 大隈(任)	三・三・八	三・三・一三
第二次 山縣(任)	三・三・一三	三・三・一三
第二次 伊藤(任)	三・三・一三	三・三・一三
第二次 松方(任)	三・三・一三	三・三・一三
第一次 桂(任)	三・三・一三	三・三・一三
第二次 西園寺(任)	三・三・一三	三・三・一三
第二次 桂(任)	三・三・一三	三・三・一三
第二次 西園寺(任)	三・三・一三	三・三・一三
第二次 桂(任)	三・三・一三	三・三・一三
第二次 西園寺(任)	三・三・一三	三・三・一三
第二次 桂(任)	三・三・一三	三・三・一三
第二次 西園寺(任)	三・三・一三	三・三・一三
第二次 桂(任)	三・三・一三	三・三・一三
第二次 西園寺(任)	三・三・一三	三・三・一三
第二次 桂(任)	三・三・一三	三・三・一三
第二次 西園寺(任)	三・三・一三	三・三・一三

原 (選)	高橋 (選)	加藤 (選)	山本 (選)	清浦 (選)	加藤 (選)	若槻 (選)	田中 (選)	若槻 (選)	犬養 (選)	齋藤 (選)	岡田 (選)	廣田 (選)	林 (選)	近衛 (選)	平沼 (選)	阿部 (選)	米内 (選)	近衛 (選)	近衛 (選)	
七・九・九	二〇・二・三	二〇・二・三	二〇・二・三	三・九・二	三・九・二	三・九・二	三・九・二	三・九・二	三・九・二	三・九・二	三・九・二	三・九・二	三・九・二	三・九・二	三・九・二	三・九・二	三・九・二	三・九・二	三・九・二	三・九・二

歴代内閣

伊藤内閣 (第一次)

明治六・三・三成立

存続二年四月月

黑田内閣

明治二・四・三成立

存続一年七月月

内閣總理大臣	外務大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商務大臣	逓信大臣
伊藤博文	伊藤博文	松方正義	大西瀛	西園寺公望	松方正義	西園寺公望	伊藤博文
井上馨	井上馨	伊藤博文	大西瀛	松方正義	大西瀛	松方正義	伊藤博文
伊藤博文	伊藤博文	松方正義	大西瀛	西園寺公望	松方正義	西園寺公望	伊藤博文
伊藤博文	伊藤博文	松方正義	大西瀛	西園寺公望	松方正義	西園寺公望	伊藤博文
伊藤博文	伊藤博文	松方正義	大西瀛	西園寺公望	松方正義	西園寺公望	伊藤博文

大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商務大臣	逓信大臣
大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商務大臣	逓信大臣
伯松方正義	伯西園寺公望	伯西園寺公望	伯大隈重信	伯西園寺公望	伯大隈重信	伯大隈重信
伯大隈重信	伯大隈重信	伯大隈重信	伯大隈重信	伯大隈重信	伯大隈重信	伯大隈重信
伯大隈重信	伯大隈重信	伯大隈重信	伯大隈重信	伯大隈重信	伯大隈重信	伯大隈重信

山縣内閣 (第一次)

明治三・三・三成立

存続一年四月月

松方内閣 (第一次)

明治六・三・三成立

存続一年三月月

内閣總理大臣	外務大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商務大臣	逓信大臣
松方正義	松方正義	高島綱之助	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣
松方正義	松方正義	高島綱之助	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣
松方正義	松方正義	高島綱之助	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣
松方正義	松方正義	高島綱之助	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣
松方正義	松方正義	高島綱之助	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣	大藏大臣

伊藤内閣 (第二次)

明治三・六・八成立

存続四年一月月

内閣總理大臣	外務大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商務大臣
伊藤博文	伊藤博文	大西瀛	大西瀛	西園寺公望	松方正義	西園寺公望
伊藤博文	伊藤博文	大西瀛	大西瀛	西園寺公望	松方正義	西園寺公望
伊藤博文	伊藤博文	大西瀛	大西瀛	西園寺公望	松方正義	西園寺公望
伊藤博文	伊藤博文	大西瀛	大西瀛	西園寺公望	松方正義	西園寺公望
伊藤博文	伊藤博文	大西瀛	大西瀛	西園寺公望	松方正義	西園寺公望

政治・行政——歷代内閣

選信大臣 伯黑田清隆
 明治三〇・三 渡邊國武
 // 三〇・一〇 白根專一
 拓殖務大臣(新設)
 明治三〇・四 子高島綱之助

松方内閣(第二次)

◎明治三〇・八(成立)

存續一年四月

内閣總理大臣 伯松方正義
 外務大臣 伯大隈重信
 明治三〇・一 伯西園寺公望
 内務大臣 伯樺山資紀
 大藏大臣 高島綱之助
 陸軍大臣(兼) 高島綱之助
 明治三〇・九 伯西園寺公望
 海軍大臣 伯西園寺公望
 司法大臣 伯西園寺公望
 文部大臣 伯西園寺公望
 明治三〇・二 農商務大臣 侯蜂須賀茂詔
 明治三〇・三(兼) 子榎本武揚
 // 三〇・二 子大隈重信
 // 三〇・一 子山田信清
 選信大臣 子野村靖
 拓殖務大臣(一〇・九廢止) 子高島綱之助

伊藤内閣(第三次)

◎明治三〇・一二(成立)

存續五月

内閣總理大臣 侯伊藤博文
 外務大臣 子西園寺公望
 内務大臣 伯大隈重信
 大藏大臣 子西園寺公望
 陸軍大臣 伯西園寺公望
 海軍大臣 伯西園寺公望
 司法大臣 伯西園寺公望
 文部大臣 伯西園寺公望
 明治三〇・一〇 農商務大臣 侯大久保義典
 選信大臣 子大久保義典

大隈内閣(第一次)

◎明治三一・六(成立)

存續四月

内閣總理大臣 伯大隈重信
 外務大臣 伯大隈重信
 内務大臣 伯大隈重信
 大藏大臣 伯大隈重信
 陸軍大臣 伯大隈重信
 海軍大臣 伯大隈重信
 司法大臣 伯大隈重信
 文部大臣 伯大隈重信
 明治三一・一〇 農商務大臣 侯大久保義典
 選信大臣 子大久保義典

山縣内閣(第二次)

◎明治三一・二(成立)

存續一年十一月

内閣總理大臣 侯山縣有朋
 外務大臣 子青木周藏
 内務大臣 伯西園寺公望
 大藏大臣 伯西園寺公望
 陸軍大臣 伯西園寺公望
 海軍大臣 伯西園寺公望
 司法大臣 伯西園寺公望
 文部大臣 伯西園寺公望
 明治三一・四 農商務大臣 侯大久保義典
 選信大臣 子大久保義典

伊藤内閣(第四次)

◎明治三一・〇(成立)

存續七月

内閣總理大臣 侯伊藤博文
 外務大臣 子西園寺公望
 内務大臣 伯大隈重信
 大藏大臣 伯大隈重信
 陸軍大臣 伯大隈重信
 海軍大臣 伯大隈重信
 司法大臣 伯大隈重信
 文部大臣 伯大隈重信
 明治三一・三(兼) 農商務大臣 侯大久保義典
 選信大臣 子大久保義典

桂内閣(第一次)

◎明治三二・六(成立)

存續四年七月

文部大臣 松田正久
 農商務大臣 林有造
 選信大臣 原星亨
 明治三二・三 内閣總理大臣 子桂太郎
 外務大臣(兼) 子桂太郎
 明治三二・九 内務大臣(兼) 子桂太郎
 // 三二・七(兼) 子桂太郎
 // 三二・〇(兼) 子桂太郎
 // 三二・二(兼) 子桂太郎
 // 三二・九(兼) 子桂太郎
 大藏大臣(兼) 子桂太郎
 陸軍大臣(兼) 子桂太郎
 明治三二・三 海軍大臣(兼) 子桂太郎
 司法大臣(兼) 子桂太郎
 明治三二・九 文部大臣(兼) 子桂太郎
 明治三二・七(兼) 子桂太郎
 // 三二・九(兼) 子桂太郎
 // 三二・三(兼) 子桂太郎
 農商務大臣(兼) 子桂太郎
 明治三二・七(兼) 子桂太郎

西園寺内閣(第一次)

◎明治三二・一(成立)

存續二年六月

選信大臣 // 三二・七(兼)
 // 三二・九(兼)
 内閣總理大臣 侯西園寺公望
 外務大臣 侯西園寺公望
 明治三二・三(兼) 侯西園寺公望
 // 三二・五(兼) 侯西園寺公望
 内務大臣(兼) 侯西園寺公望
 明治三二・一(兼) 侯西園寺公望
 // 三二・三(兼) 侯西園寺公望
 陸軍大臣(兼) 侯西園寺公望
 海軍大臣(兼) 侯西園寺公望
 司法大臣(兼) 侯西園寺公望
 明治三二・三(兼) 侯西園寺公望
 文部大臣(兼) 侯西園寺公望
 農商務大臣(兼) 侯西園寺公望
 選信大臣 子大久保義典

桂内閣(第二次)

◎明治三三・七(成立)

存續三年一月

子大久保義典
 子堀田正養

西園寺内閣(第二次)

◎明治三三・八(成立)

存續一年三月

内閣總理大臣 侯西園寺公望
 外務大臣(兼) 侯西園寺公望
 明治三三・一〇 農商務大臣(兼) 侯西園寺公望
 // 三三・九(兼) 侯西園寺公望
 内務大臣(兼) 侯西園寺公望
 陸軍大臣(兼) 侯西園寺公望
 海軍大臣(兼) 侯西園寺公望
 司法大臣(兼) 侯西園寺公望
 文部大臣(兼) 侯西園寺公望
 大正元・二(兼) 農商務大臣(兼) 侯西園寺公望

大正四 閣本有を農林、商工二省に分つ

農 林 大臣 (兼) 高橋是清
 大正四 閣 岡崎邦清
 農 工 大臣 高橋是清
 大正四 閣 野田卯太郎
 商 工 大臣 大正四 閣 大野正三
 大正四 閣 大野正三
 信 道 大臣 大正四 閣 大野正三
 大正四 閣 大野正三
 鐵 道 大臣 大正四 閣 大野正三

加藤内閣(第二次)

◎大正四・八・三成立
 内閣總理大臣 加藤 高明
 大正五(一)臨代 若槻 禮次郎
 外務大臣 幣原 喜重郎
 内務大臣 若槻 禮次郎
 陸軍大臣 若槻 禮次郎
 海軍大臣 若槻 禮次郎
 司法大臣 若槻 禮次郎
 農林大臣 若槻 禮次郎
 文部大臣 若槻 禮次郎
 商工大臣 若槻 禮次郎
 逓信大臣 若槻 禮次郎
 鐵道大臣 若槻 禮次郎

◎大正五・一・三成立
 内閣總理大臣 若槻 禮次郎
 存續一年三月月

若槻内閣(第一次)

◎昭和一・九
 農 林 大臣 田中 隆三
 商 工 大臣 田中 隆三
 逓 信 大臣 田中 隆三
 鐵 道 大臣 田中 隆三
 拓 務 大臣 田中 隆三

若槻内閣(第二次)

◎昭和六・一〇成立
 内閣總理大臣 若槻 禮次郎
 存續八月月
 外務大臣 幣原 喜重郎
 内務大臣 幣原 喜重郎
 陸軍大臣 幣原 喜重郎
 海軍大臣 幣原 喜重郎
 司法大臣 幣原 喜重郎
 農林大臣 幣原 喜重郎
 文部大臣 幣原 喜重郎
 商工大臣 幣原 喜重郎
 逓信大臣 幣原 喜重郎
 鐵道大臣 幣原 喜重郎

犬養内閣

◎昭和六・三成立
 内閣總理大臣 犬養 毅
 存續五月月

外務大臣 (兼) 幣原 喜重郎
 内務大臣 (兼) 若槻 禮次郎
 陸軍大臣 (兼) 若槻 禮次郎
 海軍大臣 (兼) 若槻 禮次郎
 司法大臣 (兼) 若槻 禮次郎
 農林大臣 (兼) 若槻 禮次郎
 文部大臣 (兼) 若槻 禮次郎
 商工大臣 (兼) 若槻 禮次郎
 逓信大臣 (兼) 若槻 禮次郎
 鐵道大臣 (兼) 若槻 禮次郎

田中内閣

◎昭和二・五・六(臨時)成立
 内閣總理大臣 田中 義一
 存續二年二月月
 外務大臣 (兼) 田中 義一
 内務大臣 (兼) 田中 義一
 陸軍大臣 (兼) 田中 義一
 海軍大臣 (兼) 田中 義一
 司法大臣 (兼) 田中 義一
 農林大臣 (兼) 田中 義一
 文部大臣 (兼) 田中 義一
 商工大臣 (兼) 田中 義一
 逓信大臣 (兼) 田中 義一
 鐵道大臣 (兼) 田中 義一

濱口内閣

◎昭和四・七・三成立
 内閣總理大臣 濱口 雄幸
 存續一年九月月
 外務大臣 幣原 喜重郎
 内務大臣 幣原 喜重郎
 陸軍大臣 幣原 喜重郎
 海軍大臣 幣原 喜重郎
 司法大臣 幣原 喜重郎
 農林大臣 幣原 喜重郎
 文部大臣 幣原 喜重郎
 商工大臣 幣原 喜重郎
 逓信大臣 幣原 喜重郎
 鐵道大臣 幣原 喜重郎

岡田内閣

◎昭和九・七・八成立
 内閣總理大臣 岡田 啓介
 存續一年八月月
 外務大臣 廣田 弘毅
 内務大臣 廣田 弘毅
 陸軍大臣 廣田 弘毅
 海軍大臣 廣田 弘毅
 司法大臣 廣田 弘毅
 農林大臣 廣田 弘毅
 文部大臣 廣田 弘毅
 商工大臣 廣田 弘毅
 逓信大臣 廣田 弘毅
 鐵道大臣 廣田 弘毅

齋藤内閣

◎昭和七・五・六成立
 内閣總理大臣 齋藤 實
 存續二年一月月
 外務大臣 (兼) 齋藤 實
 内務大臣 (兼) 齋藤 實
 陸軍大臣 (兼) 齋藤 實
 海軍大臣 (兼) 齋藤 實
 司法大臣 (兼) 齋藤 實
 農林大臣 (兼) 齋藤 實
 文部大臣 (兼) 齋藤 實
 商工大臣 (兼) 齋藤 實
 逓信大臣 (兼) 齋藤 實
 鐵道大臣 (兼) 齋藤 實

内閣總理大臣
 昭和三・三・三
 望月圭介
 内務大臣
 昭和三・三・三
 岡田啓介
 拓務大臣
 昭和三・三・三
 兒玉秀雄

廣田内閣

内閣總理大臣
 昭和三・三・九成立
 廣田弘毅
 外務大臣
 昭和三・三・三
 廣田弘毅
 内務大臣
 昭和三・三・三
 廣田弘毅
 陸軍大臣
 昭和三・三・三
 馬場鐵一
 海軍大臣
 昭和三・三・三
 寺野修一
 司法大臣
 昭和三・三・三
 永野修一
 文部大臣
 昭和三・三・三
 林修三
 農林大臣
 昭和三・三・三
 潮野三郎
 商工大臣
 昭和三・三・三
 平生三郎
 逓信大臣
 昭和三・三・三
 川崎卓雄
 鐵道大臣
 昭和三・三・三
 小川太吉
 拓務大臣
 昭和三・三・三
 前田米藏
 永田秀次郎

内閣總理大臣
 昭和三・三・二成立
 林有造
 外務大臣
 昭和三・三・二
 小川太吉
 逓信大臣
 昭和三・三・二
 前田米藏
 鐵道大臣
 昭和三・三・二
 永田秀次郎

林内閣

昭和三・三・二成立

存續四ヶ月

内閣總理大臣
 昭和三・三・三
 林銑十郎
 外務大臣
 昭和三・三・三
 林銑十郎
 内務大臣
 昭和三・三・三
 佐藤尚武
 陸軍大臣
 昭和三・三・三
 河原田稼吉
 海軍大臣
 昭和三・三・三
 結城豊太郎
 司法大臣
 昭和三・三・三
 中村孝太郎
 文部大臣
 昭和三・三・三
 杉山元
 農林大臣
 昭和三・三・三
 米内光政
 商工大臣
 昭和三・三・三
 鹽野季彦
 逓信大臣
 昭和三・三・三
 林銑十郎
 鐵道大臣
 昭和三・三・三
 山崎達之輔
 拓務大臣
 昭和三・三・三
 兒玉秀雄
 伯
 結城豊太郎

内閣總理大臣
 昭和三・三・六成立
 近衛文麿
 外務大臣
 昭和三・三・六
 近衛文麿
 内務大臣
 昭和三・三・六
 近衛文麿
 陸軍大臣
 昭和三・三・六
 近衛文麿
 海軍大臣
 昭和三・三・六
 近衛文麿
 司法大臣
 昭和三・三・六
 近衛文麿
 文部大臣
 昭和三・三・六
 近衛文麿
 農林大臣
 昭和三・三・六
 近衛文麿
 商工大臣
 昭和三・三・六
 近衛文麿
 逓信大臣
 昭和三・三・六
 近衛文麿
 鐵道大臣
 昭和三・三・六
 近衛文麿
 拓務大臣
 昭和三・三・六
 近衛文麿

近衛内閣

昭和三・三・六成立

存續一年七ヶ月

内閣總理大臣
 昭和三・三・九
 米内光政
 外務大臣
 昭和三・三・九
 米内光政
 内務大臣
 昭和三・三・九
 米内光政
 陸軍大臣
 昭和三・三・九
 米内光政
 海軍大臣
 昭和三・三・九
 米内光政
 司法大臣
 昭和三・三・九
 米内光政
 文部大臣
 昭和三・三・九
 米内光政
 農林大臣
 昭和三・三・九
 米内光政
 商工大臣
 昭和三・三・九
 米内光政
 逓信大臣
 昭和三・三・九
 米内光政
 鐵道大臣
 昭和三・三・九
 米内光政
 拓務大臣
 昭和三・三・九
 米内光政

平沼内閣

昭和三・三・二成立

存續八ヶ月

内閣總理大臣
 昭和三・三・二
 平沼騏一郎
 外務大臣
 昭和三・三・二
 平沼騏一郎
 内務大臣
 昭和三・三・二
 平沼騏一郎
 陸軍大臣
 昭和三・三・二
 平沼騏一郎
 海軍大臣
 昭和三・三・二
 平沼騏一郎
 司法大臣
 昭和三・三・二
 平沼騏一郎
 文部大臣
 昭和三・三・二
 平沼騏一郎
 農林大臣
 昭和三・三・二
 平沼騏一郎
 商工大臣
 昭和三・三・二
 平沼騏一郎
 逓信大臣
 昭和三・三・二
 平沼騏一郎
 鐵道大臣
 昭和三・三・二
 平沼騏一郎
 拓務大臣
 昭和三・三・二
 平沼騏一郎

内閣總理大臣
 昭和三・三・八成立
 阿部信行
 外務大臣
 昭和三・三・八
 阿部信行
 内務大臣
 昭和三・三・八
 阿部信行
 陸軍大臣
 昭和三・三・八
 阿部信行
 海軍大臣
 昭和三・三・八
 阿部信行
 司法大臣
 昭和三・三・八
 阿部信行
 文部大臣
 昭和三・三・八
 阿部信行
 農林大臣
 昭和三・三・八
 阿部信行
 商工大臣
 昭和三・三・八
 阿部信行
 逓信大臣
 昭和三・三・八
 阿部信行
 鐵道大臣
 昭和三・三・八
 阿部信行
 拓務大臣
 昭和三・三・八
 阿部信行

阿部内閣

昭和三・三・八成立

存續五ヶ月

内閣總理大臣
 昭和三・三・七成立
 近衛文麿
 外務大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 内務大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 陸軍大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 海軍大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 司法大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 文部大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 農林大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 商工大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 逓信大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 鐵道大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 拓務大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿

米内内閣

昭和三・三・六成立

存續七ヶ月

内閣總理大臣
 昭和三・三・七成立
 近衛文麿
 外務大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 内務大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 陸軍大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 海軍大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 司法大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 文部大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 農林大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 商工大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 逓信大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 鐵道大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 拓務大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿

近衛内閣(第三次)

昭和三・三・七成立

存續一ヶ月

内閣總理大臣
 昭和三・三・七成立
 近衛文麿
 外務大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 内務大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 陸軍大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 海軍大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 司法大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 文部大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 農林大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 商工大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 逓信大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 鐵道大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿
 拓務大臣
 昭和三・三・七
 近衛文麿

衆議院解散一覽

議會	政府	解散年月日	理由
第二回	松方内閣	明治三〇・三・三	政府の重要諸法案否決のため
第五回	伊藤内閣	三〇・三・三〇	官紀振肅、軍艦千鳥事件、條約履行等に就き政府を追窮
第六回	伊藤内閣	三〇・六・二	自由黨提出の彈劾上奏案
第一回	松方内閣	三〇・三・五	不信任案提出
第二回	伊藤内閣	三〇・三・〇	地租増徴案反對
第七回	桂内閣	三〇・三・六	海軍擴張のたため
第九回	桂内閣	三〇・三・二	衆議院の本答文中中彈効上奏の意を表明したるため

第三五回	大隈内閣	大正三・三・三	朝鮮二箇師團解散案否決
第三八回	寺内内閣	三〇・三・三	不信任案提出
第四二回	原内閣	三〇・三・三	普選案を民意に問ふため
第四八回	清浦内閣	三〇・三・三	暴漢請願に關入請
第五四回	田中内閣	三〇・三・三	事進行不能のため
第五七回	濱口内閣	三〇・三・三	不信任案提出
第六〇回	犬養内閣	三〇・三・三	與黨少數にして政局不安定のため
第六八回	岡田内閣	三〇・三・三	與黨少數にして政局不安定のため
第七〇回	林内閣	三〇・三・三	不信任案提出

衆議院議員黨派別

(議會開會前日調、△は缺員)

議會回数	第七回	第五回	第四回	第五回
立憲政黨	一七	一六	一六	一七
立憲政黨友會	一五	一五	一五	一五
第一俱樂部	一	一	一	一
社會大衆黨	一	一	一	一
第二控室	一	一	一	一
東方會	一	一	一	一
其他	一	一	一	一
計	四七	四七	四七	四七

衆議院議員職業別

職業別	昭和三	昭和三	昭和三	昭和三	昭和三
官吏	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
軍人	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
醫師及律師	五	五	五	五	五
記者	三	三	三	三	三
銀行會社員	二	二	二	二	二
其他	一	一	一	一	一
計	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇

貴族院議員數(各年六月末現在)

昭和三	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
昭和九	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
昭和十	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
昭和十	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
昭和十	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
昭和十	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

衆議院議員年齡別

年齡別	昭和三	昭和三	昭和三	昭和三	昭和三
三十以下	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三十一-四十	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
四十一-五十	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
五十一以上	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
計	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇

衆議院議員選舉(帝國統計年鑑)

年月	議員	有効投票	棄權數	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
大正四・三	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
六・四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
九・五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

第二十回總選舉

全國有權者數(昭和三〇・三)

道附縣	總數	道附縣	總數
北海道	五七、七五	道附縣	八七、五三
岩手	二二、三九	青森	二六、〇三
秋田	二二、三九	宮城	二六、〇三
福島	二二、三九	山形	二六、〇三
群馬	二二、三九	茨城	二六、〇三
千葉	二二、三九	埼玉	二六、〇三
神奈川	二二、三九	東京	二六、〇三
富山	二二、三九	新潟	二六、〇三
石川	二二、三九	山梨	二六、〇三
長野	二二、三九	岐阜	二六、〇三
福井	二二、三九	愛知	二六、〇三
岐阜	二二、三九	滋賀	二六、〇三
静岡	二二、三九	京都	二六、〇三
三重	二二、三九	大阪	二六、〇三
滋賀	二二、三九	奈良	二六、〇三
京都	二二、三九	和歌山	二六、〇三
大阪	二二、三九	兵庫	二六、〇三
奈良	二二、三九	鳥取	二六、〇三
和歌山	二二、三九	徳島	二六、〇三
兵庫	二二、三九	香川	二六、〇三
鳥取	二二、三九	高知	二六、〇三
徳島	二二、三九	佐賀	二六、〇三
香川	二二、三九	熊本	二六、〇三
高知	二二、三九	鹿兒島	二六、〇三
佐賀	二二、三九	市部	一四、六八八、二九八
熊本	二二、三九	郡部	九、九二九、七三四
鹿兒島	二二、三九	前部に比し	一三八、〇〇〇人増加

皇族	一六	皇室	一六
公	一六	公	一六
侯	一六	侯	一六
伯	一六	伯	一六
子	一六	子	一六
男	一六	男	一六
爵	一六	爵	一六
計	一六	計	一六

Table of election results for various prefectures including 山梨, 長野, 岐阜, 愛知, 三重, etc. Columns include candidate names, vote counts, and percentages.

全國各道府縣

投票者並に棄權歩合調

(第二十回總選舉、一一・四内務省調)

Table of election results for the 20th general election, categorized by region (道府縣). Columns include candidate names, vote counts, and percentages.

Table of election results for various prefectures including 山梨, 長野, 岐阜, 愛知, 三重, etc. Columns include candidate names, vote counts, and percentages.

選舉區(衆議院議員選舉法別表)

Table of electoral districts (選挙区) for the House of Representatives, listing district numbers and corresponding prefectures.

宮城縣	第四區	第三區	第二區	第一區	長野縣	第三區	第二區	第一區	岐阜縣	滋賀縣	山梨縣	第三區	第二區
柴田郡 刈田郡 仙臺郡	東西松 築本 磐前	上諏訪 伊那	北南上 佐久	上野 高井	惠土可 那岐兒	加茂 老津	養海羽 津島	大垣 縣葉	山稻 縣葉	早稻 縣葉	周磐濱 知田松	田實沼 方茂津	沼田 方茂津
加黒宮 美川城 郡郡	北南 安曇	下伊 那郡	埴小 科縣	下高 水内	吉大 城野	益本 野田	安不 八上	郡武 上儀	郡武 上儀	郡武 上儀	引瀨 佐名	富駿 土東	富駿 土東
五 人	三 人	四 人	三 人	三 人	三 人	三 人	三 人	三 人	五 人	五 人	四 人	四 人	四 人

第三區	第二區	第一區	新瀉縣	第二區	第一區	長崎縣	第五區	第四區	第三區	第二區	第一區	兵庫縣	第三區
古三南 志島	長蒲 沼原	中北 浦原	西新 瀉原	北東佐 松彼世	北西高 松來	長崎 市	朝養出 來父石	楯神飾 保崎磨	加美明 東臺石	川武尼 邊庫崎	神戶 市	兵庫縣	足中 納座
刈南北 羽魚	岩船 浦原	栗浦 船原	佐渡 郡	壹南 松浦	對南 馬高	對南 馬高	多米美 紀上方	尖佐赤 粟用穗	印加加 南古西	三津有 原名馬	津愛足 久甲	津愛足 久甲	津愛足 久甲
五 人	四 人	三 人	四 人	五 人	三 人	四 人	三 人	四 人	三 人	四 人	五 人	四 人	四 人

第一區		第二區		第三區		第四區		第五區		第六區		第七區		平均	
德島縣	勝名	勝名	勝名	勝名	勝名	勝名	勝名	勝名	勝名	勝名	勝名	勝名	勝名	勝名	勝名
香川縣	阿波	阿波	阿波	阿波	阿波	阿波	阿波	阿波	阿波	阿波	阿波	阿波	阿波	阿波	阿波
廣島縣	安佐	安佐	安佐	安佐	安佐	安佐	安佐	安佐	安佐	安佐	安佐	安佐	安佐	安佐	安佐
山口縣	美祿	美祿	美祿	美祿	美祿	美祿	美祿	美祿	美祿	美祿	美祿	美祿	美祿	美祿	美祿
和歌山縣	和歌	和歌	和歌	和歌	和歌	和歌	和歌	和歌	和歌	和歌	和歌	和歌	和歌	和歌	和歌
第一區	熊大	熊大	熊大	熊大	熊大	熊大	熊大	熊大	熊大	熊大	熊大	熊大	熊大	熊大	熊大
第二區	豐厚	豐厚	豐厚	豐厚	豐厚	豐厚	豐厚	豐厚	豐厚	豐厚	豐厚	豐厚	豐厚	豐厚	豐厚
第三區	深沼	深沼	深沼	深沼	深沼	深沼	深沼	深沼	深沼	深沼	深沼	深沼	深沼	深沼	深沼
第四區	高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知	高知
第五區	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡	福岡
第六區	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎
第七區	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島
平均															

第一區		第二區		第三區		第四區		第五區		第六區		第七區		平均	
北海道	釧路	釧路	釧路	釧路	釧路	釧路	釧路	釧路	釧路	釧路	釧路	釧路	釧路	釧路	釧路
青森縣	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森	青森
岩手縣	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手	岩手
秋田縣	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田	秋田
山形縣	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形	山形
福島縣	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島	福島
茨城縣	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城	茨城
栃木縣	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木	栃木
群馬縣	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬	群馬
神奈川縣	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川
東京縣	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
大阪府	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪
京都府	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都	京都
奈良縣	奈良	奈良	奈良	奈良	奈良	奈良	奈良	奈良	奈良	奈良	奈良	奈良	奈良	奈良	奈良
和歌山縣	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山
德島縣	德島	德島	德島	德島	德島	德島	德島	德島	德島	德島	德島	德島	德島	德島	德島
香川縣	香川	香川	香川	香川	香川	香川	香川	香川	香川	香川	香川	香川	香川	香川	香川
廣島縣	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島
山口縣	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口	山口
和歌山縣	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山	和歌山
第一區	伊那	伊那	伊那	伊那	伊那	伊那	伊那	伊那	伊那	伊那	伊那	伊那	伊那	伊那	伊那
第二區	吉佐	吉佐	吉佐	吉佐	吉佐	吉佐	吉佐	吉佐	吉佐	吉佐	吉佐	吉佐	吉佐	吉佐	吉佐
第三區	阿大	阿大	阿大	阿大	阿大	阿大	阿大	阿大	阿大	阿大	阿大	阿大	阿大	阿大	阿大
第四區	比雙	比雙	比雙	比雙	比雙	比雙	比雙	比雙	比雙	比雙	比雙	比雙	比雙	比雙	比雙
第五區	豐賀	豐賀	豐賀	豐賀	豐賀	豐賀	豐賀	豐賀	豐賀	豐賀	豐賀	豐賀	豐賀	豐賀	豐賀
第六區	高山	高山	高山	高山	高山	高山	高山	高山	高山	高山	高山	高山	高山	高山	高山
第七區	阿川	阿川	阿川	阿川	阿川	阿川	阿川	阿川	阿川	阿川	阿川	阿川	阿川	阿川	阿川
平均															

法定選舉運動費用額調 (昭和十二年四月七日內務省發表)

Table with columns for names (e.g., 廣島, 福岡, 長野), birth dates, and other personal details.

貴族院勳績議員表彰

昭和十五年三月十八日の貴族院本會議で勳績卅年登院卅年以上の議員を表彰することに決定した

德川家達公(四十七年)三宅秀氏(四十六年)黒田長成侯(四十五年)松平直平子(三十九年)青木信光子(同)山内豊貴侯(三十六年)室田義文氏(三十五年)山本達雄男(三十二年)前田利定子(三十二年)千秋隆男(同)伊集院兼知子(同)

木場貞長氏(三十一年)川村鐵太郎伯(三十年)柳橋義光伯(同)

【衆議院】昭和十三年十二月廿七日、第七十四議會は勳績卅年に及ぶ三土忠造(政友)小泉文次郎(民政)兩議員の表彰を行つた

選舉運動期間

Table showing election periods for various constituencies (e.g., 第一, 第二, 第三) with columns for election date, election period, and election type.

列國議員及選舉有權者

Table listing countries (e.g., 帝國, 英國, 佛國, 米國) and their respective members and voting rights.

政治・行政—議會

第七十六回 帝國議會通過 法律案一覽

昭和十五年十二月二十四日召集された通常議會たる第七十六回帝國議會は、十一年一月二十一日再開以來、百二十八條に上る法律案をはじめ十四件に上る豫算案並に八十七件に達する政府提出法律案を可決し、三月二十六日閉院式を履行した、今議會の協賛を経た法律案は左の通りである。

- 一 民法中改正法律案
一 民法中改正法律案
一 非訴訟事件手續法中改正法律案
一 戶籍法中改正法律案
一 陸軍軍人軍屬懲罰處分例中改正法律案
一 海軍軍人軍屬懲罰處分例中改正法律案
一 借地法中改正法律案
一 借家法中改正法律案
一 商工會議所法第十四條ノ臨時特例ニ關スル法律案
一 民事訴訟法中改正法律案
一 陪審法中改正法律案
一 昭和十二年法律第八十四號中改正法律案(支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行に關スル件)(政第十二號)
一 陸軍軍法會議法中改正法律案
一 海軍軍法會議法中改正法律案
一 郵便貯金法中改正法律案
一 昭和十六年度一般會計支出ノ財源ニ充ツル爲公

- 一 債發行三關スル法律案
- 一 昭和十五年法律第七號中改正法律案（造幣局東京出張所ノ廢止、工場其ノ他ノ建物及其ノ附屬設備ノ新築擴張ニ關スル法律案）
- 一 昭和十三年法律第二十二號中改正法律案（關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル件）
- 一 朝鮮事業公債法中改正法律案
- 一 朝鮮鐵道用品資金會計法中改正法律案
- 一 臺灣事業公債法中改正法律案
- 一 留萌鐵道株式會社及新潟臨港開發株式會社所屬鐵道買収ノ爲公債發行三關スル法律案
- 一 田名部運輸鐵道株式會社所屬鐵道ノ經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行三關スル法律案
- 一 富士身延鐵道株式會社及自柵鐵道株式會社所屬鐵道買収ニ關スル法律案
- 一 大正九年法律第五十六號中改正法律案（北海道拓殖鐵道補助ニ關スル件）
- 一 大正二年法律第九號中改正法律案（裁判所ノ管轄區域ニ關スル件）
- 一 軍機保護法中改正法律案
- 一 地方分限稅法中改正法律案
- 一 刑法中改正法律案（兩院協議會成案可決）
- 一 船舶保護法案
- 一 無業法中改正法律案
- 一 國總務員法中改正法律案
- 一 衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律案
- 一 府縣會議員、市町村會議員等ノ任期延長ニ關スル法律案
- 一 國防保安法案
- 一 帝都高速交通營業法案
- 一 日本發券株式會社法中改正法律案
- 一 關稅定率法中改正法律案
- 一 昭和十二年法律第五十七號改正法律案（關ノ輸入稅免除ニ關スル件）
- 一 相續稅法中改正法律案
- 一 臨時利得稅法中改正法律案
- 一 樺太開發株式會社法案
- 一 昭和十二年法律第九十二號中改正法律案（輸出物品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件）
- 一 健康保險法中改正法律案
- 一 國稅徵收法中改正法律案
- 一 關稅法中改正法律案
- 一 關東局、臺灣總督府、樺太廳及南洋羣島ノ各特別會計ニ於ケル簡易生命保險及郵便年金ノ事務ノ取扱ニ關スル經費等ニ關スル法律案
- 一 木炭需給調節特別會計法中改正法律案
- 一 重要機械製造事業法案
- 一 工作機械製造事業法案中改正法律案
- 一 貸家組合法案
- 一 住宅營團法案
- 一 醫務保護法案
- 一 國民勞働手帳法案
- 一 勞働者年金保險法案
- 一 日本利得株式會社法中改正法律案
- 一 恩給法中改正法律案
- 一 義務教育費國庫負擔法中改正法律案
- 一 小學校令ノ改正ニ伴フ恩給法等ノ規定ノ整理ニ關スル法律案
- 一 外國爲替管理案改正法律案
- 一 不動産擔保及損失補償法中改正法律案
- 一 兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル法律案
- 一 朝鮮銀行法及臺灣銀行法ノ臨時特例ニ關スル法律案
- 一 朝鮮銀行法中改正法律案
- 一 臺灣銀行法中改正法律案
- 一 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案
- 一 輸出補償法中改正法律案
- 一 東亞海運株式會社法案
- 一 昭和十二年法律第九十號中改正法律案（米穀ノ應急措置ニ關スル件）
- 一 治安維持法改正法律案
- 一 國民貯蓄、合法案
- 一 國民貯蓄、合法案
- 一 國民更正金庫法案
- 一 日本勸業銀行法中改正法律案
- 一 北海道拓殖銀行法中改正法律案
- 一 農工銀行法中改正法律案
- 一 委員會等ノ整理等ニ關スル法律案
- 一 蠶業統制法案
- 一 人造石油製造事業法中改正法律案
- 一 帝國燃料蠶業株式會社法中改正法律案
- 一 帝國石油株式會社法案
- 一 櫻井開發法案
- 一 木材統制法案

行政

官廳別文官人員（昭和十三年末現在）

官廳	勅任	奏任	判任	計	嚮託	雇	傭
內閣	1	1	1	3	1	5	10
外務省	1	1	1	3	1	5	10
陸軍省	1	1	1	3	1	5	10
海軍省	1	1	1	3	1	5	10
司法省	1	1	1	3	1	5	10
文部省	1	1	1	3	1	5	10
農林省	1	1	1	3	1	5	10
工務省	1	1	1	3	1	5	10

內閣官制

內閣は國務各大臣を以て組織し内閣總理大臣は各大臣の首班として機務を奏宣し旨を承けて行政各部の統一を保持する。閣議に附すべき事項は一、法律案及豫算決算案、二、外國條約及重要なる國際案件、三、官制又は規則及法律施行に係る勅令、四、諸省間の主管權限の争議、五、天皇より下付せられ又は帝國議會より送致する人民の請願、六、豫算外の支出、七、勅任官及地方長官の任命及進退、其の他各省主任の事務に就き高等行政に關係し事務稍々重きものは總て閣議に附する。尚ほ各省大臣の外特旨に依り國務大臣として内閣員に列せしめらるゝことがある。

各省官制通則（抄録）

各省大臣は主任の事務に付其の責に任じ主任の明瞭ならざる事務にして兩省以上に關涉するものあるときは閣議に提出して其の主任を定める。其の職權若くは特別の委任により省令を發することを得、所部の官吏を統轄し奏任官の進退は内閣總理大臣を経て之を上奏し判任官以下は之を專行する各省には政務次官、事務次官、參事官、局長、秘書官、書記官、屬の職員を置く、政務次官は大臣を助け國務に參畫し帝國議會との交渉事項を掌理し、參事官は大臣の命を受け帝國議會との交渉事項其の他の國務に參與する。

官廳	元	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
遞信省	1,010	3,000	3,000	1	1	1	1	1	1	1	1
鐵道省	1,000	3,000	3,000	1	1	1	1	1	1	1	1
拓務省	1,000	3,000	3,000	1	1	1	1	1	1	1	1
厚生省	1,000	3,000	3,000	1	1	1	1	1	1	1	1
會計検査院	1,000	3,000	3,000	1	1	1	1	1	1	1	1
行政裁判所	1,000	3,000	3,000	1	1	1	1	1	1	1	1
貴族院事務局	1,000	3,000	3,000	1	1	1	1	1	1	1	1
衆議院事務局	1,000	3,000	3,000	1	1	1	1	1	1	1	1
警視廳	1,000	3,000	3,000	1	1	1	1	1	1	1	1
北海道廳	1,000	3,000	3,000	1	1	1	1	1	1	1	1
府縣廳	1,000	3,000	3,000	1	1	1	1	1	1	1	1

文官人員累年表 (日本帝國統計年鑑)

年次	勅任	奏任	判任	計	雇
昭和四年末	一、九〇七	一、九〇七	一、九〇七	一、九〇七	一、九〇七
五年末	一、九〇七	一、九〇七	一、九〇七	一、九〇七	一、九〇七
六年末	一、九〇七	一、九〇七	一、九〇七	一、九〇七	一、九〇七
七年末	一、九〇七	一、九〇七	一、九〇七	一、九〇七	一、九〇七

文官俸給累年表 (單位千圓)

年次	勅任	奏任	判任	總數
昭和六年	七、七六	六、五〇	四、〇〇	一八、二六
七年	七、七六	六、五〇	四、〇〇	一八、二六
八年	七、七六	六、五〇	四、〇〇	一八、二六
九年	七、七六	六、五〇	四、〇〇	一八、二六
十年	七、七六	六、五〇	四、〇〇	一八、二六
十一年	七、七六	六、五〇	四、〇〇	一八、二六
十二年	七、七六	六、五〇	四、〇〇	一八、二六
十三年	七、七六	六、五〇	四、〇〇	一八、二六

高等官俸給 (年俸單位圓)

職任官	俸給
△九、六〇〇 內閣總理大臣	九、六〇〇
△六、八〇〇 國務大臣、宮内大臣、内大臣、朝鮮總督	六、八〇〇
△六、六〇〇 樞密院議長、特命全權大使、大審院長、特許局長、臺灣總督、會計検査院長、行政裁判所長	六、六〇〇

州知事其の他

△二級四、六五〇、二級四、四八〇 宮内事務官、侍從、式部長官其の他

△二級四、六五〇、二級四、三〇〇 法制局參事官、内務事務官、税關長、稅務監督局長、鐵道局長、警備總監其の他

△二級四、六五〇、二級四、三〇〇、三級四、〇五〇 神宮學頭、陸海軍教授、大審院判事、控訴院部長、地方裁判所長、論事正、直轄學校長、會計検査官、行政裁判所評定官其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇 式部官、掌典次長

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

△二級四、〇五〇、二級三、六六〇、三級三、四〇〇 學習院受教其の他

判任官月俸表 (抄録)

職任	俸給
内閣、樞密院、各省、道府縣	一、二〇〇 一、三〇〇 一、四〇〇 一、五〇〇 一、六〇〇 一、七〇〇 一、八〇〇 一、九〇〇 二、〇〇〇 二、一〇〇 二、二〇〇 二、三〇〇 二、四〇〇 二、五〇〇 二、六〇〇 二、七〇〇 二、八〇〇 二、九〇〇 三、〇〇〇 三、一〇〇 三、二〇〇 三、三〇〇 三、四〇〇 三、五〇〇 三、六〇〇 三、七〇〇 三、八〇〇 三、九〇〇 四、〇〇〇 四、一〇〇 四、二〇〇 四、三〇〇 四、四〇〇 四、五〇〇 四、六〇〇 四、七〇〇 四、八〇〇 四、九〇〇 五、〇〇〇 五、一〇〇 五、二〇〇 五、三〇〇 五、四〇〇 五、五〇〇 五、六〇〇 五、七〇〇 五、八〇〇 五、九〇〇 六、〇〇〇 六、一〇〇 六、二〇〇 六、三〇〇 六、四〇〇 六、五〇〇 六、六〇〇 六、七〇〇 六、八〇〇 六、九〇〇 七、〇〇〇 七、一〇〇 七、二〇〇 七、三〇〇 七、四〇〇 七、五〇〇 七、六〇〇 七、七〇〇 七、八〇〇 七、九〇〇 八、〇〇〇 八、一〇〇 八、二〇〇 八、三〇〇 八、四〇〇 八、五〇〇 八、六〇〇 八、七〇〇 八、八〇〇 八、九〇〇 九、〇〇〇 九、一〇〇 九、二〇〇 九、三〇〇 九、四〇〇 九、五〇〇 九、六〇〇 九、七〇〇 九、八〇〇 九、九〇〇 十、〇〇〇

宮内省判任官月俸表

職任	俸給
内閣、樞密院、各省、道府縣	一、二〇〇 一、三〇〇 一、四〇〇 一、五〇〇 一、六〇〇 一、七〇〇 一、八〇〇 一、九〇〇 二、〇〇〇 二、一〇〇 二、二〇〇 二、三〇〇 二、四〇〇 二、五〇〇 二、六〇〇 二、七〇〇 二、八〇〇 二、九〇〇 三、〇〇〇 三、一〇〇 三、二〇〇 三、三〇〇 三、四〇〇 三、五〇〇 三、六〇〇 三、七〇〇 三、八〇〇 三、九〇〇 四、〇〇〇 四、一〇〇 四、二〇〇 四、三〇〇 四、四〇〇 四、五〇〇 四、六〇〇 四、七〇〇 四、八〇〇 四、九〇〇 五、〇〇〇 五、一〇〇 五、二〇〇 五、三〇〇 五、四〇〇 五、五〇〇 五、六〇〇 五、七〇〇 五、八〇〇 五、九〇〇 六、〇〇〇 六、一〇〇 六、二〇〇 六、三〇〇 六、四〇〇 六、五〇〇 六、六〇〇 六、七〇〇 六、八〇〇 六、九〇〇 七、〇〇〇 七、一〇〇 七、二〇〇 七、三〇〇 七、四〇〇 七、五〇〇 七、六〇〇 七、七〇〇 七、八〇〇 七、九〇〇 八、〇〇〇 八、一〇〇 八、二〇〇 八、三〇〇 八、四〇〇 八、五〇〇 八、六〇〇 八、七〇〇 八、八〇〇 八、九〇〇 九、〇〇〇 九、一〇〇 九、二〇〇 九、三〇〇 九、四〇〇 九、五〇〇 九、六〇〇 九、七〇〇 九、八〇〇 九、九〇〇 十、〇〇〇

選舉法改正案

第七十七議會に提出と決定
衆議院議員選舉法改正は第七十六議會に提出することになり、浦府長官、市町村長等關係機關宛て右の旨の内示を行った。新政治體制就中議會制度確立のためには絶対不可缺の基本條件の一つである同法案の審議提出を理由なくして取止めることは政府の所信に背馳するものであり且つ十七年三月末の總選挙を舊選挙法下に執行する

が如きは政治的に現状打破を否定することとなるので断乎として提出することに決定せるものである。しかして改正法案の内容は昭和十五年十二月六日の閣議で決定せる要綱に則り
一、議員定数減少(四百六十六名を四百名に)
二、選挙区改正(現在の中選挙区を一府縣一區原則)
三、選挙資格改正(戸主)
四、議員候補者推薦制度設置
五、選挙運動の範圍擴大
六、選挙違反罰則強化
七、選挙公營の徹底
八、選挙手續簡易化

を含み、戸主制選挙制度に對しては各方面よりの反對が相當激烈を極めてるので政府部内においてもこの點には相當考慮を加ふべしとの意見があり特に有権者數の激減(五百萬人)は新人の進出を阻止する結果を招來することが豫想されるのである。一方衆議院側には第七十六議會前後に比し數段内外情勢の重大化するべき十六年三月に總選挙を執行するのは前年の議員任期延長を無意味ならしめるものであるから更に一年延長し従つて選挙法改正も亦延期すべきであるとの議論もあるが政府としては獨目的見解就中議員任期の無制限延長は現行選挙法あるひは議會構成の根本を暗害ならしめる虞があるのかかる意見は斷乎排絶し一意新選挙法の確立に向つて邁進することになるであらう

外交

外交の一年

昭和十五年九月

六日 ハル米長官、佛印問題に關し對日抗議書出の旨發表

十二日 小林商工大臣以下の特派使節團蘭印に到着

二十三 佛印の運命開始には日本の協力が必要と、ドクトー佛印總督聲明▽日本、ブラジル文化條約締結

二十七日 日、獨、伊三國條約ベルリンで調印、長くも詔書を發表せらる

一〇日 獨、伊三國條約成る

帝國政府は世界史空前の一大變局に對處し内に大東亞共榮圈を確立すると共に、外に向つて世界新秩序の建設に指導的役割を果すべく努力しつゝあるが、右大使命を一段と有効強力に推進するため意圖を向しする獨逸、伊太利兩國との間に三國樞軸強化に關する條約を締結すべく兩國との間に折衝を遂げつゝあつたが、廿七日午後八時十五分（獨逸時間午後一時十五分）ベルリンに於て來栖駐獨大使リッペンとロツプ獨外相チアノ伊外相三善間に歴史的調印を行ひ茲に世界歴史に輝きき繁

明を劃する三國同盟の締結をみるに至つた、これがため政府は同月十二日より數次に亘り四相會議臨時閣議、政府大本官連絡會議、樞密院會議を開いて閣議を練つた結果、十九日には、天皇陛下親臨の下に御前會議開かれ長くも聖斷の下國論全く一決し舉國一大艦隊の打開に挺身協力すること、なつたものである、しかし條約締結の詔書發表せられ一億國民の向ふべきところを示させ給ふた日本國、獨逸國及び伊太利國三國條約要旨

大日本帝國政府、獨逸國政府及び伊太利國政府は萬邦をして各其所を得しむるを以て恒久平和の先決条件なりと認めたるに依り、大東亞及び歐洲の地域に於て各其の地域に於ける當該民族の共存共榮の實を擧ぐるに足るべき新秩序を建設し、且つ之を維持せんことを根本義と爲し、右地域に於て此の趣旨に應ずる努力につき相互に連携し、且つ協力することに決意せり、而して三國政府は更に世界到る處に於て同様の努力を爲さんとする諸國に對し協力を各々するものにして斯くて世界平和に對する三國協局の抱負を實現せんことを欲す、依つて日本國政府、獨逸國政府及び伊太利國政府は左の通協定せり

第一條 日本國は獨逸國及び伊太利國の歐洲に於ける新秩序建設に關し指導的地位を認め且つ之を尊重す

第二條 獨逸國及び伊太利國は日本國の大東亞に於ける新秩序建設に關し指導的地位を認め且つ之を尊重す

第三條 日本國、獨逸國及び伊太利國は前記の方向を尊重す

第四條 日本國、獨逸國及び伊太利國は前記の方向を尊重す

【十月】

七日 天羽駐伊大使チアノ伊外相と會談

八日 クレーギー英大使ビルマ雲南ルート再開を松岡外務大臣に演説

十日 ビルマ・ルート再開に關する英首相の演説に對し、松岡外務大臣反駁聲明

十六日 日・蘭商會の進捗状況につき日・蘭共同聲明發表

三十日 建川駐ソ大使モロトフ外相と會見

【十一月】

一日 小林閣印特派使節歸朝

▽建川・モロトフ初會見

一日ソ調整へ第一歩

日ソ國交調整の重大任務を帯びて、十月十六日モスクワに赴任した建川駐ソ大使は廿日モロトフ外務人民委員との初會見を行ひ、重要會談を遂げたが、その成行は今後の國際情勢に重大な轉機を齎すものとして頗る注目すべきである、右に關し、外務省では一日左の如き情報發表を行つた
廿日建川大使はモロトフ外務人民委員と會見せり

一〇日 日ソ接近を傳へ

重慶來電によれば重慶政府の對樞軸不接近に關する米國の要求に對し、重慶政府首腦部間にはソ聯の動向を窺て徐々に態度を決すべしとする傾向極めて濃厚となつて來た
即ち重慶當局はあらゆる手段を盡してソ聯對樞軸關係の發展、就中日ソ國交調整の成行を注視し交渉内容の探査に努めてゐるが、駐ソ大使部力子慶次の報告並に王寵惠對バヌウチキン大使の頻繁な接觸により或種の見透しをつけ得たものゝ如く、外交部はしきりに現行ソ支不可條約を援用、支那の權益を犠牲に供するが如き日ソ取り決めの成立妨害に躍起となつてゐる、一方延安側も、ソ聯の對外政策の變化は中共の立場と全く無關係である事を力説し國民黨側を安堵せしめる事にこれ努めてゐるが從來事毎に抗

戰を呼號してゐた中共が日ソ國交調整並に陳介駐獨大使等の和平進言に關し終始沈黙を守り、樞密院新報が未だこれらの問題について何ら言及してゐないことは日ソ國交調整後の中共の動向に若干の變化を豫想せしめるものではなにかと重視されてゐる
二日 在東亞米國人の引揚げにつき松岡外務大臣談話發表

四日 ギリシア政府、わが國にギリシア船に航行を繼續するやう指令を發する旨わが方に通告

五日 日滿支經濟海運要綱十箇條で決定

六日 對日石油問題につき英、米、蘭印で協議中と英外務次官聲明

八日 上海佛相界法院接收につき日・佛共同聲明

十三日 御前會議に於て支那事變問題意見一致せる旨内閣書記官長談話發表▽外務省南洋局新設

十五日 ヒ獨總統、紀元二千六百年祝賀のメッセーヂを來栖駐獨大使に手交

二十日 ハンガリー、日獨伊三國同盟參加に關する議定書に正式調印

二十四日 スロバキヤ國三國同盟に参加

二十五日 元外相野村大將駐米大使に任命する旨野村大將を

新駐米大使に起用

松岡外相は就任早々外交陣營の刷新を期すべく堀内駐米大使以下四十名の在外大使並に參事官に對し歸朝命令を發するの大英斷を遂行したが、その後建川中將の駐ソ大使、堀切善兵衛氏の駐伊大

針に基き努力に付相互に協力すべきことを約す更に三國同盟中何れかの一國が現に歐洲戰爭又は日支紛争に參入し若らざる一國に依て攻撃せられたるときは三國は有らざる政治的、經濟的及び軍事的方法に依り相互に援助すべきことを約す

第四條 本條約實施の爲各日本國政府、獨逸國政府及伊太利國政府に依り任命せらるべき委員より成る混合專門委員會は遲滞なく開催せらるべきものとする

第五條 日本國、獨逸國及び伊太利國は前記條約項が三國同盟の各とソヴェト聯邦との間に現存する政治的狀態に何等の影響をも及ぼさざるものなることを確認す

第六條 本條約は署名と同時に實施せらるべく、實地の日より十年間有効とす

右期間満了前適當なる時期に於て締約國中の一國の要求に基き締約國は本條約の更新に關し協議すべし

使起用等その異色ある人事は朝野の期待するところであつた、而して堀内駐米大使の後任如何は日獨伊三國條約締結後に於ける日米關係の推移に鑑み世界の耳目を集中せしむる處であつたが松岡外相は今野村大將を駐米大使として起用する事に内定、米國政府に對してアグレマン要請中であつたが此程アグレマンの到着を見るに至つたので手續きの完了を待つて發令された

【十一月】

七日 駐支大使に木多龍太郎氏起用

十四日 第十四回總動員會議開かれ、貿易統制に關する勅令要綱案可決

十九日 松岡外務大臣、野村新駐米大使壯行會の席上、日米關係に關し所見を述べ

二十日 日獨伊同盟混合委員會設置に關し情報局發表

二十三日 日泰友好和親條約批准を交換

三十日 日佛印東初會議開かれ、經濟問題に付意見交換▽日伯文化協定成立（ブラジル）

昭和十六年一月

一日 芳澤使節、日蘭第一回會談

六日 日佛印第三次東京會議開く

十日 日佛印第五次東京會議開く

二十日 佛印米の本邦輸出入につき、日佛代表間に意見の一致を見た旨情報局發表

二十一日 日ソ漁業協定成立を松岡外務大臣貴族院で公表

二十三日 蘭印フアン・モーク經濟長官、蘭印をアツア・プロックに包含せんとする國際經濟關係の展開は歓迎せぬと聲明す

二十四日 タイ・佛印兩國、帝國政府の停戦及び紛争調定申入を受諾せる旨情報局發表

情報局發表

泰國及び佛國政府は今般泰佛印國境紛争に關する帝國政府の停戦及び紛争調定申入を受諾せり、泰國に於ける失地回復運動機運發生以來、佛印間の關係緊張の一途をたどりたるにつき帝國政府は大東亞の安定靜謐と東亞民族の共存共榮を顧念し、斯かる問題に干支を訴ふることなく、平和裡に解決せられんことを欲し必要なる措置を施し來れるも不幸にして、その後遂に泰佛印間に武力闘争を見るに至れり、而して佛國側に對しては十二月初旬、在東京ソリ大使を通じ非公式に紛争解決に關し調停の用意ある旨申出置きたり然るにその後事態は沈靜解決の方向に進まざるのみならず最近に於ては兩國の戰鬪益々擴大せられ、前途頗る憂慮すべきものありと認めらるゝに至りしを以て一月廿日松岡、海大臣より佛國兩國政府に對し戰鬪行為の即時停止及び居中調停に關する帝國政府の提議を正式に申入れたることを今般右申入れに對し佛、泰國兩國政府は夫々受諾の旨を回答し來れり

二十六日 松岡外務大臣衆議院演說總會において對米決意を表明す
二十八日 タイ・佛印間の戰鬪行為午前十時を以つて停止さる
二十九日 タイ・佛印停戦會議サイゴンの帝國軍艦上において開始さるる日伊放送協定成立
三十一日 タイ・佛印停戦協定成立
泰・佛印の停戦協定後軍艦上で調印完了
【情報局發表】佛國停戦會議は帝國委員參加の下に一月廿九日より西貢洋上帝國軍艦内に於て行はれ居りたる處廿一日午後八時（日本時間）停戦協定成立し兩國全體委員並に帝國委員は夫々これに署名調印せり、兩國境紛争の根本的解決は近く東京に於て開かれるべき和平會議に於て議せらるべきもその前提たる停戦協定が斯くも速かに成立せるは當事國双方の東西共榮圏内の靜謐平和に對する完全な理解と眞摯なる努力とのもたらせるところにして帝國政府の欣快お能はざるどころなり

二月

四日 松岡外相重ねて對米外交の基調を闡明す
五日 新國民政府初代駐日大使植民護氏著任す
タイ・佛印調停會議のタイ國代表一行入京
七日 タイ・佛印紛争調停東京會議開始
十二日 タイ・佛印の停戦期間をさらに二週間延長する旨情報局發表
十四日 日滿支一元化の交通政策要綱閣議決定
蒙古王來朝

三月

一日 ブルガリア、三國同盟に正式參加
二日 佛大使、我がタイ・佛印調停案に對する回答を松岡外相に手交す
六日 タイ・佛印國境紛争調停會議につき、日本案の主要なる點につき同意成立の旨、三國共同表

コンミニニケ發表、▽松岡外相、アンリ佛大使を訪問、調停案の細部につき會談
七日 在佛印邦人日揚勸告を撤回す
八日 オットー獨大使佛國、ブルガリア通商使節クラウザンノフ氏入京
十一日 タイ佛印の紛争調停成立、三國共同コンミニニケ發表

三國共同コンミニニケ

【情報局發表】今回東京に於て開催せられたるタイ國佛印度支那間國境紛争調停會議は去る七日第一回公式會議を以て開始せられ、爾後三回の非公式會議の外連日個別會談を重ね調停者側の斡旋に依り漸次双方意見の接近を圖りたる結果、大體妥結の見逐しを得たるを以て調停國は同日二十四日第四次非公式會議の席上調停案を提出し爾來兩當事局に對し同案受諾を勸説し來れる處今般佛・タイ兩國政府は右調停案を基礎とし之に若干の修正を加へたるものを受諾し、本日午後四時調停條項に署名を了したり

調停條項左の通り

(イ)佛國は一九〇四年二月十三日の佛蘭西國・シヤム國間協約第三條に定められたるバクライ並にバツタンパン、ブルサット兩州の州境以北シエムレアブ、バツタンパン兩州境の南端グラシラック湖に接する地點より經度線に沿ひ北上し十五Gの緯度線との交會點に至り右交會點より緯度線に沿ひ東交し、メコン河に達する線以北のメコン河右岸の土地をタイ國に割讓す、但しスツン・トレン對岸小地帯は佛印側に留保す
(ロ)前記の割讓地帯は全地帯を非武装地帯とし且つ佛蘭西國民及び佛印印度支那人は全地帯に於て入國、居住、營業につきタイ國民と絕對平等の特典を享有す
(ハ)タイ國政府はルアン・プラバン對岸三角地帯に於けるルアン・プラバン王室御陵を尊敬し其の保存修繕等に關し便宜を供與す
(ニ)メコン河境界は最深部河底の原則に依り之を定むるもコン及びコソニ二島嶼はタイ國主權の下に兩國の共同管理とし、同島嶼に於ける從來の佛側施設は佛國に屬す
尚右署名に際し日本側に前記調停條項に依る紛争解決の決定的性質を保障し佛タイ側より大東亞に於ける平和の維持特に日タイ日佛間の特殊緊密關係の樹立又増進に關聯し、追つて取極めを爲すべき趣旨を明にしたる文書を夫々日タイ、日佛間に取り交したり斯くて佛・タイ兩國間に友好平和關係回復せらるると共に關係三國の紐帶關係益々強化せらるるに至るべし

十二日 訪獨伊の松岡外相一行出發
二十四日 松岡外相モスクワにてスターリン書記長、モロトフ外相と會談す
二十五日 日獨伊三國同盟にユーゴスラヴィア國參加す
二十六日 松岡外相バルリンに到着後記者發表

二十七日 松岡外相、ヒットラー總統と初會談。リツペントロツプ外相と第一次會談
三十日 國民政府遺都一周年記念日
三十一日 松岡外相ローマ着、ソ聯領海區賣與に日本側五漁區を失ふ

四月

一日 松岡外相、ムソリニ首相と初會談
二日 小倉正恒氏無任所相に親任
四日 豐田貞次郎氏商相に親任、マフガニスタン經濟使節團一行入京
五日 ソ聯邦、ユーゴスラヴィア國と不侵略條約を締結
六日 松岡外相を中心にバルリンに在歐大公使會購を開始す
七日 日滿支經濟協定要綱發表さるる松岡外相モロトフ外相と會談
十日 バルリンにて初の日獨伊混合委員會を開く
十二日 スロヴアキアに公使館を新設、大島駐獨大使を兼任公使に任命、獨タロアチアの獨立宣言を公表
十三日 日ソ中立條約成立
領土保全と不可侵
モスクワで調印完了

【情報局發表】帝國代表松岡外務大臣及津田大使並にソソヴィエトに聯邦代表「モロトフ」人民委員會議議長兼外務人民委員は四月十三日午

後二時(莫斯科時間)莫斯科に於て日蘇間中立條約に調印せるが其の要旨左の如し

左記

日本國及「ソヴィエト」聯邦間中立條約要旨
大日本帝國及「ソヴィエト」聯邦は兩國間の平和及友好の關係を鞏固ならしむるの希望に促され中立條約を締結することに決し左の如く協定せり

第一條 兩締約國は兩國間に平和及友好の關係を維持し且相互に他方締約國の領土の保全及不可侵を尊重すべきことを約す
第二條 締約國の一方が又は二以上の第三國よりの軍事行動の對象となる場合には他方締約國は該紛争の全期間中立を守るべし
第三條 本條約は兩締約國に於て其批准を了したる日より實施せらるべく且五年の期間効力を有すべし兩締約國の何れの一方も右期間満了の一

共同コムミニケ

大日本帝國政府及「ソヴィエト」聯邦政府は兩國間に締結せられたる中立條約の精神に基き兩國間の平和及友好關係を保障する爲大日本帝國は蒙古人民共和國の領土の保全及不可侵を尊重し「ソウ

イェト」聯邦は滿洲帝國の領土の保全及不可侵を尊重す

二十日 松岡外相、滿洲里青、聲明書を發表
二十一日 露國中のオット大長官任マソードロス首相の下にギリシア改造内閣成立
二十二日 松岡外相歸京、參内して委曲を奏上
二十四日 日ソ中立條約を樞密院で可決
二十五日 日ソ中立條約効力を發生
二十六日 獨逸經濟使節團一行入京
二十九日 日滿通商初會議を開催マローマで日獨伊混合委員會を開催

【五月】

六日 日・佛印經濟協定の調印成るマヌスターリン書記長人民委員會議々長に就任す
七日 芳澤全權、フアン・モータ代表と重要會談すマ獨・佛停戰協定成る
九日 佛・泰蘭平和條約東京で調印さる、日獨伊三國混合委員會を松岡外務大臣司會のもとに開催
十三日 大島、堀切兩大使、ムソリーニ伊首相と會談
十四日 ブルガリア國、滿洲國を承認
二十日 日ソ中立條約の批准を交換
二十七日 ルーズヴェルト米大統領、獨逸談話を發表、援英支策を強調マ日本・イラン修好條約の批准書を首都テヘランで交換を完了す
三十一日 滿・獨貿易協定の更改成る

【六月】

六日 日・蘭印會談の對日回答を芳澤使節に手交す
七日 帝國政府、クロアチア國を承認す
九日 日獨會談後會を新宮、目黒
十一日 對蘭印會談に對する帝國政府の回答方針正式に決定すマ日ソ通商・貿易協定なる

日ソ通商交渉公使に關する共同コムミニケ
日ソ通商協定並に貿易及び支拂ひ協定締結のため軍川駐ソ大使とミコヤン、ソ聯貿易人民委員との間に二月十七日以來會談を重ねつゝありたるところ、右交渉は双方の互譲的精神により順調に進み六月十一日右二協定の案文決定のため手續きを了せり
一、通商協定
(一)本協定は有効期間五ヶ年時に滿期通告を爲さざる限り効力は續後自動的更新す
(二)(イ)輸出入税(ロ)輸出入止歩留限(ハ)船舶及び貨物(ニ)調稅等の手續(ホ)噸稅
(三)協定一ヶ年に於ける輸出は生絲、繭、機械及び器具類、糧食油、雜貨及び其他計三千萬圓

もつて大統領は同時に在米支那資金に對し凍結續制を適用することとした、支那資金に關する許可制の運用は支那政府の外國貿易および爲替取引上の立場を強化する見地に基つて行はれることになつてゐる、支那をこの大統領令に包含せしめたのは支那政府の希望に基つたもので米國の支那援助政策の繼續と一致するものである
マ日英・日印・日緬通商條約の廢棄を駐日英大使通告す
二十七日 日・蘭印會談協定を停止の旨、ジャッア銀行發表
二十八日 日佛共同防衛協定書を樞密院臨時本會議で可決
マ英・米・加之三國に對し外國人關係取引取締規則を制定實施の旨、大藏省發表
二十九日 日・佛共同防衛に基き陸海軍部隊を佛印に増派の旨大本營陸海軍報道部發表マ日・佛印共同防衛協定書に加藤駐佛大使とダラン佛副首座正式調印す

輸入は石油、マンガン鐵、白金肥料及び雜品等計三千萬圓にして輸出入合計六千萬圓
(四)取引の支拂ひは原則として圓貨を以つて行はる
三、通商協定並に貿易及び支拂協定の効力は正式調印と同時に發生す
十五日 クロアチア國、三國同盟に加入、ヴネチアで調印
十七日 汪精衛主席入京す
十八日 對蘭印交渉一應打ち切りの旨、情報局發表
表
廿二日 ドイツ、對ソ宣戰を布告
廿三日 近衛首相、汪主席共同聲明を發表す
廿四日 モスクワ在留邦人婦女子の引揚げを外務省訓令す
廿五日 汪主席一行離京
廿七日 芳澤使節パタゴニアを出版す
廿八日 國民政府に三億圓の借款供與方を決定

【七月】

一日 ドイツ、イタリー、ルーマニア、スロヴァキア、クロアチア、スペイン、ハンガリー、ブルガリア國、國民政府を承認す
二日 御前會議に於て帝國の重要國策を決定せり
十日 芳澤蘭印特派使節歸京
十一日 外國電報を日英獨の三ヶ國語に制限す
十五日 軍川大使、モロトフ外相と會談す
十六日 内閣構成を刷新のため近衛内閣閣員職す
十八日 第三次近衛内閣成立、豊田貞次郎氏外相

【八月】

批准交換を待たず正式調印と同時に効力を發する
一日日、泰間に一千萬バツツ(約一千六百萬圓)の借款成立す
▽泰國、滿洲國を承認す
▽對日石油の禁輸強化を米大統領發令す
米、對日石油を禁輸
ルーズヴェルト大統領は一日附を以て發動機用燃料並に航空機用潤滑油の輸出停止を命じた、大統領は同時に右以外石油製品(航空機用燃料、航空機用潤滑油)の輸出も平常乃至今次戰前の輸出量にまで制限するよう指令した、因に發動機燃料及び航空機用潤滑油は一年前の八月一日以來輸出許可製品となつてゐたものである
ルーズヴェルト大統領は一日石油製品輸出統制強化に關し發表すると同時に輸出統制官に對し發動機用燃料及び航空機用潤滑油の西半球、英帝國及び侵略に抵抗してゐる國々の非占領地區以外に對する輸出を禁止する様命令を發したが、今回の石油製品輸出禁止に關するホワイト・ハウスの正式發表文中には特に日本同との文字は使用されてゐらず、ホワイト・ハウスの當局もこれを強調してゐるが、一般には右措置が日本を目標としたことは明白であると見られてゐる、ホワイト・ハウスの發表の石油製品輸出制限強化に關する正文左の通りルーズヴェルト大統領は本日附を以て國防的見地から石油製品輸出に關し輸出統制當局に對し更に規定を作る様命令した、今回の措置によ

り直ちに次の二項が結果として齎されるであらう、即ちこれに依り發動機用燃料並に航空機用潤滑油及び、これ等の製品が抽出される一定原料の西半球、英帝國、非占領地乃至侵略に抵抗してゐる諸國家以外への輸出が禁止され、同時に、その他の石油製品も上記の土地以外への輸出については通常又は戰前の量に制限され、その基礎の上に許可證が發給されることにならう

佛印の防範は日本に依存する旨、ヴィシー政府聲明す
八日 在佛印の現地各機關(軍事を除く)は特命全權大使が統率と決定す
十五日 外務次官に天羽英二前駐伊大使就任す
十六日 日・泰間に大使を交換と決定、初代大使に坪上貞二氏親任さる
十八日 デンマーク國、國民政府を承認す
二十一日 泰、佛印國境劃定第一回委員會をサイゴンで開催
二十二日 本多大使、南京に降任
二十七日 野村駐米大使、太平洋問題に關する近衛首相のメッセージを米大統領に手交

列國の元首

Table listing heads of state for various countries including Afghanistan, America, Bulgaria, and others.

Table listing heads of state for various countries including Albania, Austria, Belgium, and others.

Table listing heads of state for various countries including Spain, Soviet Union, and others.

Table listing heads of state for various countries including Bulgaria, Romania, and others.

在本邦各國大使

Table listing ambassadors in Japan for various countries like America, France, and others.

Table listing temporary agents and ambassadors for various countries like Afghanistan, Austria, and others.

中華民國(麻布區飯倉町六ノ二四) 特命全權大使 楳 民 館
 ハンガリー(魏町區平河町三ノ自二ノ一〇) 特命全權大使 ニコラ・ド・ヴエーグ
 チリ(芝區日金町一ノ七) 特命全權大使
 アルマンド・ラブラ・カルヴァアル
 デンマーク(魏町區九段三ノ自) 特命全權大使 ラルス・ペー・テイリツツエ
 ドイツ(魏町區赤坂町一ノ二四) 特命全權大使 オイゲン・オット
 トルコ(波谷區代々木山谷町三三八) 特命全權大使 フェリツト・テツク
 ノールウェー(魏町區元ノ内ノ三三號廿一號館) 臨時代理公使
 アルノルドウス・ハー・ホルスタツド
 フィンランド(麻布區飯倉町六二) 特命全權公使 カール・グスタフ・イドマン
 嶽及(波谷區飯倉町六六) 臨時代理公使 サミ・シメイカ
 フランス(麻布區飯倉町三三) 特命全權大使 シヤルル・アルセーヌ・アンリ
 ブラシル(赤坂區赤坂町三二) 特命全權大使 フレデリコ・デ・カス
 テロ・プランコ・クラーク
 ベルギー(魏町區香町五) 特命全權大使 ビエール・フォルトム
 ベル(麻布區飯倉町一) 特命全權公使 リカルド・リベラ・シユレーデル
 特命全權公使

ポーランド(芝區三田町九) 特命全權大使 タツデ・ド・ロメール
 ポルトガル(魏町區三年町一) 特命全權公使
 ルイス・エステヴェス・フェルナンデス
 滿洲國(麻布區飯倉町五〇) 特命全權大使 李 紹 庚
 メキシコ(魏町區赤坂町二ノ二一) 特命全權公使(ネラル・ホセ・ルイス・アメスタク
 ルーマニア(麻布區飯倉町五五) 特命全權公使 ジョルジュ・バグレスコ
 オーストラリア聯邦(牛込區士町三ノ二) 特命全權公使(代理公使)ケイス・オフイサー
 パナマ(麻布區本村町三五) 特命全權公使 アン・ヘロ・フェラーリ

【戰時内閣】
 首相兼國防相 チヤーチル
 國務卿書 ジョン・アンダーソン
 外相 アイデン
 無任所相 グリーンウッド
 財政相 キングスレー・ウッド
 勞働相 アーネスト・ベウイン
 航空機製作相 ビー・ウーアブルツク
 【平常内閣】

各國閣員
 英 吉利(一五・一〇・三)
 海軍次官 リツドウ將軍
 陸軍次官 フランチェスコ・プリコロ將軍
 空軍司令官 ルツソ將軍
 首相官房次官 アキレ・スタラーチニ
 義勇軍司令

人民委員會議長 スターリン
 國民計書委員 メヅラウク
 外務部 モロトフ
 内務部 ヴオロシロフ
 海軍部 ボチヨムキン
 教育 セミオン・デンセルスキー
 海上運輸 河川運輸 ツオジム・シヤシコフ
 司法 エヌ・ルイテコフ
 外國貿易 ア・イ・ミヤコン
 國防工業 ラザール・カガノヴィツチ
 木材工業 S・M・アツツエロヴィツチ
 輕工業 ルーキン
 機械製造工業 ルウオフ
 造船工業 イワン・コツセンコ
 纖維工業 コシギン
 食料工業 カバノフ
 燃料工業 ラザール・カガノヴィツチ
 發電所 電氣工業 ミハイル・ベルウヒン
 鐵道製造工業 イワン・デウオーシヤン
 有色金屬工業 アレクサンドル・サモヒウアロフ

首相兼國防相 外相兼海軍相 ダルラン
 國務卿書 アンチツエ
 外相 パルトレミー
 內務相 ビュシニエ
 財政相 ブウチリエ
 勞働相 カチオ
 無任所相 モアツセ
 無任所相 クロニエ
 新任國務長官兼糧食部長官 シヤルバン
 情報部長官 マリオン

エストニア(一四・一〇・一〇)
 首相 ウルオツ
 外相 ビーブス
 國防相 レーク中將
 內務相 エユリナ
 文部相 コーゲルマン
 農務相 トウピツツ
 司法相 カスク
 社會相 アソール
 經濟相 ヘツプ
 官傳相 オイデルマー
 運輸相 ヴイターク

瑞典
 國務卿書 アドルフ・ヒットラー
 外相 ヨハヒム・フォン・リツペンδρο
 內相 ウイルヘルム・フリツク
 航空相 ヘルマン・ゲーリング元帥

通信相 オーネツルゲ
 交通相 ドルブシユエラー
 財政相 ルツ・シユエーリン・フォン
 勞働相 クロスイツク伯
 經濟相 フランツ・ゼルテ
 教育相 ワルター・フンク
 宗教相 パルンハルト・ルスト
 法務相 ハンス・ケルル
 國民啓蒙宣傳相 フランツ・ギユルトナー
 農業相 ヨゼフ・ゲツベルス
 大審院長 ワルテル・リヒアルト・ダレー
 エルヴィン・ブムケ

伊 太利(一四・一〇・三)
 首相兼內務・海軍相 ベニート・ムソリーニ
 外相 ガレアツツオ・チアノ伯
 伊領アフリカ相 アツチリヨ・テルツチ
 文部相 パオロ・タオン・デイ・レヴェル
 農務相 チエザレ・マリア・デヴエツキ
 司法相 デイヴアルチスモン
 交通相 ジョヴァンニ・タツシナリ
 土木相 ホスト・ウエンツウリ
 農務相 アントニオ・ステファノ・ベソニ
 法務相 デイノ・グランデ
 民衆教化相 デイノ・アルフイェリ
 社會相 レナード・リツチ
 文化宣傳相 アレクサンドロ・バウオリニ
 貿易相 ラファエロ・リカルルデイ
 公共相 アテルキサレナ
 陸軍參謀總長 ルドルフ・グラチアーニ元帥

ソウイェト聯邦(一五・六)
 人民委員會議長 スターリン
 國民計書委員 メヅラウク
 外務部 モロトフ
 内務部 ヴオロシロフ
 海軍部 ボチヨムキン
 教育 セミオン・デンセルスキー
 海上運輸 河川運輸 ツオジム・シヤシコフ
 司法 エヌ・ルイテコフ
 外國貿易 ア・イ・ミヤコン
 國防工業 ラザール・カガノヴィツチ
 木材工業 S・M・アツツエロヴィツチ
 輕工業 ルーキン
 機械製造工業 ルウオフ
 造船工業 イワン・コツセンコ
 纖維工業 コシギン
 食料工業 カバノフ
 燃料工業 ラザール・カガノヴィツチ
 發電所 電氣工業 ミハイル・ベルウヒン
 鐵道製造工業 イワン・デウオーシヤン
 有色金屬工業 アレクサンドル・サモヒウアロフ

外交

一四六

化学工業 ミハエル・デニソフ
 建築材料工業 レオニード・ソスニン
 建設 セミヨン・ザハロウイチ・ギンツ
 郵便局長 ハンクラチエフ
 農務 A・B・リウウピモフ
 農務 ベネテイクト
 穀物検査官 テイホン・ユールキン
 農務部長 スクリンニコフ
 農務部長 イワン・ペレシブキン
 交通通信 アルセリー・ツペーレフ
 海軍 ニコライク・ズネツォフ
 保健 ブエルソフ
 副官 エフ・ポボフ
 ソウイェト検査官 ミコヤンコ・シオル
 国立銀行 アレキセイ・グリチウノフ

ハンガリー

首相兼副相 ハウル・テレキー伯
 外相 チヤキー
 内相 ケレステス・コイシヤ
 國防相 パルダ將軍
 文相 ルイス・レメニイ・シユネラー
 法相 ヴァレンティン・ホーマン
 農相 ダスナデイ・ナギ
 商相 ガサ・ボルネミザ
 無任所相 ミカエル・テレツキ伯
 ジャロツス

首相兼無任所相 ユベール・ピエロ
 外相 スパーク
 國防相 カミーユ・グット
 内相 ドニ將軍
 法相 ヴァンデル・ポールルテン
 土木相兼交通相 マルク
 農務相 アルチユール・ワオーテール
 農務相 ラウル・リシヤール
 文相 ペランカール

フィンランド

首相 リスト・リチ
 外相 タナー
 國防相 ウーノ・ハンスラ
 文相 ペカラ
 農務相 ハイキネン
 海軍相 フアゲルホルム
 運輸相 サロパレー
 内相 エルンスト・フオンブロン
 國防相 ニューカネン
 商工相 キチライネン
 法相 ゼデルヘルム
 公共事業相 フオン・フイアント
 無任所相 パーシキヴィ
 首相兼外相 ツーデロス

副首相兼海相 サケルラリウ
 陸相 デミトラカキン
 空相 ニコライデス
 農務相 ヴアルヴァロツソン
 勞働相 デミトラス

首相兼海相
 外相 オランヤ (一四・七・二四)
 國防相 ヘンドリック・コライン博士
 文相 J・A・N・パティン博士
 經濟相 ポーデンハウゼン
 法相 ヴァンディク
 植民相 シユリーケ
 社會相 デヴオーイス
 文相 デヴィサース
 農務相 ヴァデン・ブツシユ
 海軍相 ヴァンリーツ・デジユデ
 首相兼海相
 外相 葡牙
 植民相 サラザル博士
 首相 アルミンド・ロドリゲス・モレイロ
 ホセ・シルヴェストル・フエレイ
 ンボツサ

首相兼外相 ツーデロス
 (一四・二・一三改選)
 ベルアルピン・ハンソン

外相 クリスチヤン・ギユンター
 國防相 カルル・グスタフ・ウエストマン
 文相 アウグスト・ニルソン
 法相 エルンスト・ヨハネス・ウイグオ
 ルス

西班牙

首相 フランシスコ・フランコ將軍
 外相 パイグベテリ大佐
 國防相 ヴアレラ將軍
 文相 モレノ提督
 農務相 ヤーゲ將軍
 內相 セリアノ・スネル
 經濟相 マルチン
 法相 エウゲル
 農務相 ビルバオ
 商工相 ラステフ大佐
 公共事業相 ブウフ
 無任所相 グランデ將軍
 同相 デル・カステイロ
 同相 ホルダーナ將軍

リビア

首相 ツエルニウス
 外相 ビザウカス
 國防相 ウルブンス
 文相 ムステイキス
 法相 タモサイチア
 農務相 クリクスシウナス

外交

文相 ヒストラス
 內相 ゲルマナス
 法相 ストカス
 農務相 イオン・アントネスク
 外相 ホリア・シマ
 國防相 コステイン・シユトウルツ
 勞働相 ヴァンシーレ・イアシンセリ
 法相 ミハイル・アントネスコ
 無任所相 ペトロウイツェスコ

ルーマニア

首相 イオン・アントネスク
 外相 ホリア・シマ
 國防相 コステイン・シユトウルツ
 勞働相 ヴァンシーレ・イアシンセリ
 法相 ミハイル・アントネスコ
 無任所相 ペトロウイツェスコ

スロヴァキア自治政府

首相 ペラ・ツィカ
 外相 フィルヂナンド・ウルカンスキー
 經濟相 ゲザ・メドリツキー
 國防相 ドルヂンスキー
 文相 カブロス將軍
 法相 ジョセフ・シヴァツク
 交通公共事業相 ケジャ・フリツツ
 宣傳相 ユリウス・スターノ
 宣相 サノ・マツハ

ユーゴスラヴィア

總理 ダシヤン・シモヴィツチ
 副總理 プラドゴ・マチエツク
 外務大臣 スロボタン・パノヴィツチ

外相 ニンキツチ
 法相 マルコウイツチ
 文相 ミツシヤ・トリフイノヴィツチ
 內相 ユラユ・シユティ
 農務相 ブデイサル・エヴィツチ
 國防相 ボグリユウ・イリツチ
 交通相 イワン・アンドレス
 商業相 ダフェル・クレノヴィツチ
 鐵業相 ミラン・グロル
 社會保險相 トルパール
 勞働相 フランツ・クロウエツツ
 無任所相 マルコ・グルコウイツチ

勃利

首相 牙利 (一五・二・一六)
 外相 ボクタン・フィロフ
 國防相 イワン・ボボフ
 內相 カプロフスキー
 文相 ドブリ・ボジジロフ
 法相 テオドシ・ダスカロス將軍
 經濟相 サゴロフ
 運輸相 イワン・パツリノフ
 土木相 ゴラノフ
 法相 ヴアシレフ
 宣相 ミタコフ

イ

總理大臣 ルアン・ピボン・ソククラーム
 外務大臣 ナイ・デイレク・チャイヤナム

一四七

外交

国防大臣	ルアン・ブロムヨテイ中將	同	ルアン・プロム・ヨーテイ大佐	外相	サラコグル・スグル
大蔵大臣	ルアン・ブラディット・トマヌダム博士	同	ルアン・ウイチツト・ワターカイン	文相	オウラン
農務大臣	ブラ・ウエーチヤヤン・ラグシツト大佐	同	クン・サマーハーン・ヒタカタイ	保健相	アリカン・サフエツト
文部大臣	ルアン・シン・ソンドラームチャイ大佐	同	ルアン・チャムナング・ユツタシラバ大佐	經濟相	アラタンユ・ホウロウシユ
文部副大臣	ルアン・コーピット・アパイ・ウオング	同	ルアン・サグウオイン・キタキツト中佐	國防相	オザルブ・カヂム將軍
内務大臣	ルアン・アドルデット・チャラス大佐	同	ルアン・セリ・ルエンリツト大佐	關稅專賣相	ムーリス・エルクメン
司法大臣	ルアン・ダムロン・ナーワーサワツト大佐	首輔兼内相	ムスタハ・エルナパス・バシヤ	總督	ピ・ダンカン
經濟大臣	ブラ・ポリバン・ユタキツト大佐	外相	ワシフ・アートルロス・ガリ・バシヤ	國相	エム・ヘルツオホ
無任所大臣	ルアン・カツチャ・ソングラーム大佐	內相	ア・メード・マヒル	司法相	ピロウ
同	ルアン・チャムナン・ニテイカセ	首輔兼内相	サバ・ハバシ・ペー	大藏相	ジエー・シー・スムノツ
同	ルアン・チャウエーン・サツク・ソングラム少佐	外相	オスマン・マハラム・バシヤ	內相	エヌ・シー・ヘーベンハ
同	ルアン・ナイ・レツカ・チャイヤ・ナム	法相	ガレブ・バシヤ	商相	ビー・グロブラー
同	ルアン・ナイ・トア・ラバヌコロム	交通相	ノクラシ・バシヤ	新西蘭	フリー
同	ルアン・ナリペート・マニツト	同	ルコ (一四・一一・二五)	首輔兼外相	サプエツ
同	ルアン・ナーワー・ウイツチツト	內相	レフィク・サイダム	稅關稅相	ワナレシユ
同	ブラエニン・バーム・モントリー	首輔兼内相	ファイク・オズトラク	內務相	W・パリー
同		外相	アグリ・フアド	商工相	D・サリヴァン
同		內相	セテインカヤ・アリ	商務長官	
同		首相兼總長		埃	
同		同		及	

外交

海相兼商相	エ・ジー・キヤメロン	文相	ゴンサロー・パスチス・ペーラ	商務長官	エウダルド・ポネー
內相	フール	聯邦區長官	ラウル・カステリヤノ	外相	エウダルド (一二・一二・一三)
選信及勸導長	ハリソン	勞務局長官	ヘナロ・パスケス	內相	ホルヘ・キンタナ中佐
貿易相	ジーマックリー	農務局長官	イグナシオ・エメ・ペテータ	勸業相	エレオドロ・サエンス中佐
厚生相	スチユーアート	衛生局長官	ガビーノ・パスケス	國防相	ルイス・エレラ中佐
航空相	フエヤーベヤルン	山林局長官	レオニダス・アルマサン	外相	カイエルモ・フレイレ大佐
國務長官	コーデル・ハル	共和國事務總長	ミゲル・アークベード・技師	商務長官	カルロス・マヌエル・ラレア
財務長官	ヘンリー・モーゲンソ	聯邦及直轄區總長	シルベストレ・ゲレーロ	外相	アラダド (一四・一八)
陸軍長官	スチムソン	首相兼外相	スロロン伯	內相	フスト・プリエト博士
司法長官	ロバート・ジャクソン	總督	マツケンジ・キング	勸業相	ニコラス・デルガード將軍
選信長官	デエームス・エイ・フアラー	商相	チャールズ・ダンニグ	內相	シブリアノ・コーダ博士
海軍長官	ノックス	國防相	W・D・バラ	司法文部	パブロー・マツクス・インスフラニ
農務長官	ハロルド・エル・イクス	無任所相	アイアン・マツケンジ	外相	エドアルド・トレアニ・ヴィエラ
農務長官	ウイツカード	國務長官	ラウル・ダンデユランド	內相	大佐
農務長官	ダニエル・シー・ローバー	司法長官	フアン・ロセレマン	勸業相	アレハンドロ・ダバロス博士
農務長官	フランシス・パーキンス女史	內務長官	エスタニスラオ・カルタニア	文相	エフライム・ガルドソ博士
農務長官	ヘスス・アグスチン・カストロ	國防長官	カルロス・ペラエス	勸業相	トビアス・スニーガ・モントウフ
農務長官	ヘスス・アグスチン・カストロ	選信長官	ルシアノ・マルティネス	文相	アル
農務長官	ヘスス・アグスチン・カストロ	農務長官	アグステイン・クルース	勸業相	ラウル・グルデアン
農務長官	ヘスス・アグスチン・カストロ	衛生長官	ラファエル・サントス・ヒメネス	勸業相	ルイス・フェルナンデス・エレ
農務長官	ヘスス・アグスチン・カストロ	農務長官	ヘルマン・ワバルテル・デルリーオ	勸業相	ルイス・ドブレレス・エセ
農務長官	ヘスス・アグスチン・カストロ	農務長官	マヌエル・メンシーア	勸業相	アントニオ・ベニア・チャパリア
農務長官	ヘスス・アグスチン・カストロ	農務長官	ホセ・コメス・メナ	勸業相	アウラ (一三・一一・三)
農務長官	ヘスス・アグスチン・カストロ	農務長官	ホセ・コメス・メナ	勸業相	カルロス・コンチャ

司法文部 シュアン・フランスシスコ・レカ
 ルデス博士
 大蔵省 フランシスコ・エスカリス博士
 陸海軍 ニコラス・デルガト大佐

外 相 **ニコムピア** (一二・三・二)
 ガウリエル・ダーベ
 ゴンサロ・レストレーボ
 アルベルト・リエラス・カマルゴ
 アレハンドロ・ベルナール
 ユリオ・パスコン

外務長官 エメ・ホセ・マリア・カンチロ
 内務長官 デイオ・ヘネス・タボアダ
 大蔵長官 ペドロ・グロソ
 司法文部長官 ホルヘ・エー・コール
 陸軍長官 カルロス・デー・マルケス
 海軍長官 レオン・エレ・スカツ
 農務長官 エメ・ホセ・パテイリア
 労働長官 エメ・マヌエル・ラモン・アルゲ
 アラド

智 利 (一一・三・二二・二四)
 アブラム・オルテガ・アグアヨ
 ペドロ・エンリーケ
 ロベルト・ウアツシホルツ
 アルベルト・カペロ
 ルデシンド・オルテガ

農 相 アルツィロ・オラウアリア
 勸業相 アルツィロ・ピアンチ
 土地植民相 カルロス・アルベルト
 保健相 ミゲル・エンチエバルホ
 司法相 パウル・プーガ
 労働相 アントニオ・ボウビン

樞軸と帝国外交

帝國と歐洲新秩序確立に挺身しつゝある獨伊兩國とは相携へて公正な世界新秩序建設、人類永遠の平和確立に現状維持國家群の凡ゆる妨害を排除しつゝ聖なる使命達成に邁進してゐる。然し我國と獨伊兩國間の各領域に於ける各自の分擔は地域的距離のため最高日際には合致するもの、必ずしも金利害が一致する迄には至つてゐない状態にあつた。然るに獨ソ開戦によつて、亞歐兩域に於ける新秩序の距離は次第に僅少となり、更に獨ソ戦の結果、獨軍の壓倒的優勢によつて今やスターリン赤色政權の極東蟠踞は不可避の運命となり従つて我國は赤色政權と一衣帯水の日本海を距て、相對することになつた。

亞歐の新秩序建設戦今一體化

東亞共榮圈との接壤地帯に歐洲の戦雲を直接導入するものである。斯くて亞歐に於ける兩新秩序建設戦は最早の間ほとんどの何等の間隙を殘さず、完全に一體化せんとし全く世界的規模に擴大するに到つた。而して狡猾老獪な英・米兩國はすでにかくあるを豫見して、我國を獨・伊兩國とを離間し亞歐兩域に於ける新秩序戦を各別個のものとして各個擊破せんとし我國と英米兩國との交渉説を流布し或は我國に對する包圍陣の強化をはかる等、色々必死の術策を弄してゐる。もとより我國としては獨伊に對する信義はしばらく別とすも歴史の必然性によりますます獨・伊兩國との提携を密接ならしめるものであり、さらに最近の世界情勢ははや英米の如何なる詐術を以てするも離間すべからざる程、密著を餘儀ならしめるに至つてゐる。東亞の妖雲は歐洲の颯風をともしつゝ、いよいよ本格的暴風雨と化さんとせしめ、樞軸國家群對現狀維持國家群との對立は宿命と化すに至つた。英米が術策をめぐらせはめくらすほど樞軸國家群の提携は緊密とならざるを得なくなつて來た。従つてかかる客觀情勢に對處すべき東亞の事象は更に困難を加へられたものと云ふべく、共榮圈確立の指導者たる帝國の責務も又重大となり、いよいよ東亞東歐の分岐點に際會したものとす我國國民一致、不動の決意が要請されると共に、これら錯綜せる外交陣は一段と緊張を加へ、今後の新秩序建設への飛躍的な姿勢を示すに至つた。

歐洲大戰一年史

【一九四〇年九月】

四日 ルーマニア内閣閣議
 七日 獨、開戦以來の英船損害四百廿萬噸と發表
 △獨機、ロンドンに報復空襲
 二十三日 英艦、佛領西フリカ聖港ダカールを砲撃

【十月】

四日 ヒットラー獨總統、ムソリーニ伊首相、北伊ブレネルに會談
 十二日 ルーマニア進駐の眞意につき發表
 十八日 英國ビルマ・ルートを開す
 二十六日 ヒ總統とベタン佛首席との會談において獨佛協力意見一致を見た旨、佛政府發表
 △英エンプレス・オブ・ブリテン號(四二、三〇〇トン)の爆沈を獨軍發表
 二十八日 伊、希兩國、交戦状態に入る▽ヒ總統、首相北伊フローレンスで會談

【十一月】

四日 スペイン、北阿タンジール接收を聲明

歐洲大戰二年史

十二日 モロトフ、ソ聯外務人民委員ヒ總統と會談

十三日 モロトフ、ソ聯外務人民委員ヒ總統と第二次會談

十四日 獨ソ會談内容につきソ聯當局發表

十八日 ブルガリア國王・ヒ總統と會見せる旨

ブルガリア政府發表、獨、伊、西會談、ベルヒテスガーデンで開始

廿六日 自耳義領コンゴ對伊宣戰を布告

【十二月】

四日 獨羅經濟協定成立(ベルリン)

六日 米國ギリシア援助を確約

十二日 ハンガリー・ユーゴ友好條約締結

十三日 獨ソ國境劃定決定兩政府正式承認(モスクワ)

十四日 アルゼンチン・ウルグワイ防衛協定調印

十八日 米船十六隻(十四萬八千トン)を英に奪却する旨米海軍委員會議發表

△獨政府オランダとの關稅を撤廢

【一九四一年一月】

二日 獨艦太平洋で活躍の旨獨軍司令部發表

十日 獨ソ新經濟協定正式調印

十二日 地中海に於ける伊英海戰、伊水雷艦隊、英巡洋艦一、驅逐艦二を擊沈す

十五日 武器貸與法案審議の下院外交委員会で、ル國務長官援英の急務を強調

二十二日 米、英のモルガン、タッカー兩島に海空軍基地を建設する旨發表

二十九日 援英艦船は悉く擊沈する旨、ヒットラー對米決意を表明

【二月】

八日 對英武器貸與案、米國下院にて可決

十日 英、ルーマニアに國交關係斷絶を通告

十一日 太平洋において戰爭起ると對英援助は變らずとル米大將領聲明

十二日 ムソリーニ伊首相、フランコ西大統領との會談につきスペイン政府公表

十三日 ベタン佛首席、フランコ・スペイン大統領と會見

十六日 シンガポール海峡に機雷敷設の旨、英海軍省發表

十七日 ブルガリア・トルコ間に不侵略協定成立

二十二日 中部地中海に機雷敷設の旨、英海軍省發表

二十四日 佛内閣改造なる▽ヒットラー春季政勢を強調す

二十七日 歐洲大戰開始以來の各國損失船隻は三百六十萬噸と米海軍委員會議發表

二十八日 シンガポール海峡の機雷敷設區域を擴大の旨、英當局發表

【三月】

一日 ブルガリア、三國同盟に正式参加▽獨の空

獨逸隊ブルガリアに進駐を開始

- 五日 英、ブルガリアの國交断絶を英公使發表
- 十日 米陸軍兵力百萬突破を當局發表
- 十二日 英船の冬中(十一月-十二月)の喪失二百三萬七千噸と獨逸發表。▽獨逸機のリュアアブル猛襲報せらる
- 十五日 反極軸國援助に全力を盡す旨、ルーズヴェルト大統領聲明
- 十六日 いかなる國の援助も効なしとヒットラー總統、米大統領の演説に應酬
- 二十二日 獨逸海軍の英船撃沈激化す
- 二十四日 ソ聯、トルコ兩國、不可侵宣言を交換
- 二十五日 日獨伊三國同盟にユーゴスラヴィア國参加す
- 二十七日 ユーゴスラヴィアに政變起り、ベテラ國土親政を布告す

【四月】

- 一日 獨逸船舶抑留をハル米國務長官、米洲諸國へ通告
- 三日 ユーゴスラヴィア國の反獨逸運動激化す。▽獨逸軍、イングランド地方を猛襲す
- 五日 ソ聯、ユーゴスラヴィア國と不侵條約を締結
- 六日 獨逸、ユーゴスラヴィア、ギリシア兩國へ進駐開始▽伊軍、南都ユーゴに進駐開始
- 九日 獨逸、サロニカを占領▽獨逸アルバニアに進駐す

【五月】

- 二日 英、イラク兩軍開戦す
- 三日 英船の撃沈一十萬噸を突破の旨、獨逸局發表
- 四日 參戰の用意ありとルーズヴェルト大統領聲明

【六月】

- 二日 ヒットラー獨逸總統とムソリーニ伊首相アレ

- 十日 獨逸、ユーゴ首都ベルグラードに突入▽クロアチア、ユーゴ國より獨立を宣言▽ベルリンにて初の日獨伊混合委員會を開催
- 十一日 ハンガリー軍、ユーゴ國に進駐開始
- 十二日 獨逸、クロアチアの獨立宣言を發表
- 十三日 日ソ中立條約成る▽獨逸ベルグラード入城を公表
- 十六日 獨逸軍、十時間に互りロンドン猛襲▽獨逸軍サラエヴオ占領を發表
- 十七日 ユーゴ軍無條件降伏(正式休戦は十八日)
- 十九日 獨逸、オリン波斯山を占領
- 二十日 米加兩國軍需品生産に關し協力する旨の協定成立
- 二十一日 ツーデロス首相の下にギリシヤ改進黨内閣成立▽獨逸、ラミア、ウオロスを占領
- 二十三日 ギリシヤ軍の一部降服を伊軍發表
- 二十三日 ギリシヤ軍の無條件降伏を獨逸發表、クレタ島に進駐を國王聲明
- 二十五日 全海洋に哨戒網を採用の旨、ルーズヴェルト大統領聲明
- 二十七日 獨逸、アテネに入城

【七月】

- 六日 スターリン書記長、人民委員會議長に就任す
- 七日 獨逸停戦協定成る
- 十日 ヘス獨逸總理、スコットランドに飛行し落下傘にて著陸す
- 十四日 獨逸、紅海を作戦水域に指定す
- 十六日 東地中海全部を危険水域に指定の旨當局發表
- 十七日 獨逸空軍イラクに進出、英空軍基地を爆撃▽英佛空軍シリアで交戦開始▽クロアチア新國王にスポレト公アイモノ殿下御就任と決定
- 二十日 獨逸軍、落下傘・グライダー部隊を以てクレタ島攻撃開始
- 二十一日 獨逸、英國東地中海艦隊を猛攻し巡洋艦四隻、驅逐艦數隻を撃沈す
- 二十四日 グリニランド沖に獨逸大海戦を展開、獨逸隊は英艦フッド號を爆沈し、英主力艦(キング・ジョージ五世號)に大損傷を與ふ
- 二十五日 獨逸、クレタ島に敵前上陸を開始
- 二十七日 獨逸主力艦ビスマルク號爆沈す
- 二十八日 獨逸軍、クレタ島首都カネア市を占領す
- 三十一日 獨逸、伊軍、クレタ島を完全占領す▽イラク軍の一部、英國に休戦の申し入れ、協定成る

シネル時に留談す

- 三日 英軍、シリア國境に集結す
- 八日 英軍及びド・ゴール軍、ミリア、レバノンに侵入の旨、英政府發表す
- 十四日 獨逸及び歐洲の被占領國、被攻略國(英國を除く)の在米資金の凍結をルーズヴェルト米大統領命令す
- 十五日 クロアチア國、三國同盟に加入、ウエネチアで調印式成る
- 十六日 米國政府、在米獨逸領事館の閉鎖と關係個人の引揚げを要求す
- 十八日 獨逸友好條約の調印完了す
- 十九日 在獨及び被占領地區内の米領事館の閉鎖と關係個人の退去を獨逸政府要求す▽在伊米領事館の閉鎖を伊政府要求す
- 二十二日 ドイツ、對ソ官戦を布告し、進駐を開始す▽ソ聯對獨逸命令を發す▽伊國、對ソ官戦を布告す▽ルーマニア國、對ソ官戦を布告、進駐を開始す
- 二十三日 リトアニア、獨立を宣言す
- 二十五日 フィンランド國、對ソ官戦を布告す▽スウェーデン國、獨逸の國內通過に同意す
- 二十六日 伊國、對ソ遠征軍を派遣の旨發表
- 二十七日 ハンガリー國、對ソ官戦を布告▽デンマーク國、對ソ國交を断絶す

【八月】

- 五日 英増援部隊、シンガポール港に到着の旨、マレー政廳發表
- 六日 對ソ戰の綜合戰果を獨逸最高司令部發表、(捕虜八十九萬五千、破壊機九千九百)
- 八日 ソ聯機、ベルリンを初空襲す
- 十四日 チャーチル英首相とルーズヴェルト大統領大西洋の會談を終り、ナチ打倒を共同宣言す
- 十六日 英ソ間に一千萬ポンドの借款なる
- 十七日 獨逸、ニコラエフを占領す
- 十九日 獨逸、伊、羅、洪聯台軍、ドニエプル河西部地域を占領
- 二十日 獨逸、アイスランド島を初空襲す
- 二十二日 獨逸、對ソ二ヶ月の綜合戰果發表(ソ軍の損害五百萬、戰車、大砲各一萬四千、飛行機一萬一千を撃破)
- 二十五日 英ソ兩軍、イラン國に侵入
- 二十八日 イラン政府、英ソ侵入軍への抗戦を停

【九月】

- 二十九日 ヒットラー總統、ムソリーニ首相、果斷線に於て重要會談す
- 四日 米驅逐艦、アイスランド沖で潜水艦に擲撃す
- 六日 米驅逐艦事件に關し、獨逸水艦の正當防衛を獨逸政府聲明
- 七日 英機、ベルリンを大空襲
- 八日 諸領スピッツベルゲン諸島に英、加、諸聯合軍上陸
- 十一日 ルーズヴェルト大統領、海洋の自由と防禦水域の哨戒強化を放棄確言す
- 十四日 米國・アイスランド間の商船防衛と樞軸國艦艇の撃沈を十六日より實施の旨、ノックス米海軍長官聲明
- 十六日 獨逸空軍、カイロを初機撃▽本年一月以來二千八百隻(七十二億トル)の伊艦艇約を行つた旨、米海軍發表
- 十八日 ソ聯機、日本海流矢に嚴重抗戦の旨、外務省發表
- 十九日 獨逸軍、月餘に亘る攻勢戦の後途に南部戦線最大の要衝キエフに進入す▽他の部隊も是に前後してポルタワを占領
- 二十一日 獨逸司令部 現在までの戰果(捕虜十五萬、戰車百五十、破壊六百二門)を發表

【七月】

- 七日 米海軍部隊、アイスランド進駐の旨米當局發表す

軍事☆航空☆國防

二陸 軍二

全軍に戰陣訓を通達

陸軍では東亞建設の第一線に立つ皇軍百萬將兵のため「戰陣訓」を編纂、強く軍人精神の實踐場揚に努めると共に戰陣の本義を明解にし、將兵の座右の銘としてこれを服行せしめ皇軍の神髓發揮を促し、東亞新秩序建設の上に邁る皇軍の神髓發揮を促すこととなつた、而してこの戰陣訓は第一現役全軍將兵は勿論、在郷軍人にも頒たれるもので、東條陸相は昭和十六年一月七日午後四時中にて參内、上奏御裁可を得たので、八日昭和紀元二千六百一年の陸軍治め親兵式當日を以て「陸軍第一號」を以て「本書ヲ戰陣道傳揚ノ資ニ供ヘベシ」と、これを全軍に通達、聖諭服行の完備を期することとなつた。

戰陣訓

序

夫れ戰陣は、大命に委き、皇軍の神髓を發揮し、攻

むれば必ず取り、戦へば必ず勝ち、邁る皇道を宣布し、敵をして仰いで御稜威の尊嚴を感銘せしむる處なり。されば戰陣に臨む者は、深く皇國の使命を體し、堅く皇軍の道義を持し、皇國の威徳を四海に宣揚せんことを期せざるべからず。

第二皇 軍

軍は天皇統帥の下、神武の精神を體現し、以て皇國の威徳を顯揚し皇運の扶翼に任ず。常に大御心を奉じ、正にして武、武にして仁、克く世界の平和を現するものは神武の精神なり。武は敵なるべし仁は邁るべきを要す。苟も皇軍に抗する敵あらば、烈々たる武威を振ひ斷乎之を擊碎すべし。假令峻敵の威克く敵を屈服せしむとも、服するは辱たず従ふは慈しむの徳に缺くるあらば、未だ以て全しとは言ひ難し。武は驍らず仁は飾らず、自ら溢るゝを以て尊しとなす。皇軍の本領は恩威並ひ行はれ、邁く御稜威を仰がしむるに在り。

第三軍 紀

皇軍軍紀の神髓は、長くも大元帥陛下に對し奉る絶対隨順の崇高なる精神に在り。上下齊しく統帥の尊嚴なる所以を感銘し、上は大綱の承行を謹厳にし、下は諄んで服従の至誠を致すべし。盡忠の赤誠相續し、脈絡一貫、全軍一令の下に寸毫紊るるなきは、是戦捷必須の要件にして、又實に治安確保の要道たり。特に戰陣は、服従の精神實踐の極致を發揮すべき處とす。死生困苦の間處し、命令一下欣然として死地に投じ、黙々として献身服行の實を擧ぐるべからず。

本訓 (其の一)

第一皇 國

大日本は皇國なり。萬世一系の天皇上に在りまし、皇國の皇統を紹繼して無窮に君臨し給ふ。皇恩萬民に通じ、聖徳八紘に光被す。臣民亦忠孝勇武祖傳相承け、皇國の道義を宣揚して天業を翊贊

もの、實に我が軍人精神の精華なり。

第四團 結

軍は、長くも大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉る。渾き聖慮を體し、忠誠の至情に和し、畢軍一心一體の實を致すべし。軍隊は統率の本義に則り、隊長を核心とし、鞏固にして而も和氣融融たる團結を固成すべし、上下各々其の分を盡し、常に隊長の意圖に従ひ、誠心を他の腹中に置き、生死利害を超越して、全體の爲に没するの覺悟なかるべからず。

第五協 同

諸兵心を一にし、己の任務に邁進すると共に、全軍戦捷の爲欣然として没我協力の精神を發揮すべし。各隊は互に其の任務を重んじ、名譽を尊び、相信じ相助け、自ら進んで苦難に就き、戮力協心相携へて目的達成の爲力闘せざるべからず。

第六 攻撃精神

凡そ戰陣は勇猛果敢、常に攻撃精神を以て一貫すべし。攻撃に方りては果斷積極機先を制し、剛毅不屈、敵を粉砕せんば已まざるべし。防禦又克く攻勢の銳氣を包蔵し、必ず主動の地位を確保せよ。陣地は死すとも敵に委すること勿れ。追撃は斷々乎として飽く迄も徹底的なるべし。勇往邁進百戰百勝、沈著大膽離局に處し、堅忍

不拔困苦に克ち、有ゆる障碍を突破して一意勝利の獲得に邁進すべし。

第七 必勝の信念

信は力なり。自ら信し毅然として戦ふ者常に克く勝者たり。必勝の信念は千磨必死の訓練に生ず。須く寸暇を惜しみ肝膽を砕き、必ず敵に勝つる實力を涵養すべし。勝敗は皇國の隆替に關す。光輝ある軍の歴史に鑑み、百戰百勝の傳統に對する己の責務を銘肝し、勝たずば斷じて已むべからず。

本訓 (其の二)

第一敬 神

神靈上に在りて昭覽し給ふ。心を止し身を修め篤く敬神の誠を捧げ、常に忠孝を心に念じ、仰いで神明の加護に恥ぢざるべし。

第二孝 道

忠孝一本は我が國道義の精神にして、忠誠の士は又必ず純情の孝子なり。戰陣深く父母の志を體して、克く盡忠の大義に徹し、以つて祖先の遺風を顯彰せんことを期すべし。

第三 敬禮舉措

敬禮は至純なる服従心の發露にして、又上下一致の表現なり。戰陣の間特に嚴止なる敬禮を行はざ

るべからず。禮節の精神内に充溢し、舉措謹嚴にして端止なるは強き武人たるの證左なり。

第四 戰友道

戰友の道義は、大義の下死生相續ひ、互に信頼の至情を致し、常に切磋琢磨し、緩急相救ひ、非違相戒めて、俱に軍人の本分を完うするに在り。

第五 率先躬行

幹部は熱誠以て直行の範たるべし。上正しからざれば下必ず紊る。戰陣は實行を尙む。躬を以て衆に先んじ毅然として行ふべし。

第六 責任

任務は神聖なり。責任は極めて重し。一業一務忘れせず、心魂を傾注して一切の手段を盡くし、之が達成に遺憾なきを期すべし。責任を重んずる者、是實に戰場に於ける最大の勇者なり。

第七 死生觀

死生を貫くものは崇高なる献身奉公の精神なり。死生を超越し一意任務の完遂に邁進すべし。身心一切の力を盡くし、從容として悠久の大義に生くることを悦びとすべし。

第八 名を惜しむ

恥を知る者は強し。常に瀟灑豪門の面目を思ひ、

愈々奮勵して其の別待に答ふべし。生きて國の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ。

第九 質實剛健

質實以て陣中の起居を律し、剛健なる士風を作興し、旺盛なる志氣を振起すべし。陣中の生活は簡素ならざるべからず。不自由は常なるを思ひ、毎事節約に努むべし。奢侈は勇猛の精神を蝕むものなり。

第十 清廉潔白

清廉潔白は、武人氣節の由つて立つ所なり。己に克つこと能はずして物慾に提はるる者、争でか皇國に身命を捧ぐるを得ん。身を保持するに言及せぬ。事に處するに公正なれ。行ひて俯仰天地に愧ぢざるべし。

本訓 (其の三)

第一 戦陣の戒

一 一時の過失、不測の大事を生ず。常に備へ敵に警めざるべからず。
敵及住民を輕侮するを止めよ。小成に安んじて勢を厭ふこと勿れ。不注意も又災禍の因と知るべし。
二 軍機を守るに細心なれ。誤者は常に身邊に在り。
三 哨兵は重大なり。一軍の安危を擔ひ、一隊の軍紀を代表す。宜しく身を以てその重きに任じ

嚴肅に之を服行すべし。

四 思想戦は、現代戦の重要な一面なり。皇國に對する不勳の信念を以て、敵の宣傳欺騙を破推するのみならず、進んで皇道の宣布に勉むべし。
五 流言蜚語は信念の弱きに生ず。惑ふこと勿れ勳すること勿れ。皇軍の實力を確信し、篤く上官を信頼すべし。
六 敵軍の保護に留意するを要す。微聲、抑収、物資の掃蕩等は總て想定に從ひ、必ず指揮官の命に依るべし。
七 皇軍の本義に鑑み、仁恕の心能く無辜の住民を愛護すべし。
八 戦陣苟も酒色に心奪はれ、又は慾情に驅られて本心を失ひ、皇軍の威信を損じ、奉公の身を過るが如きことあるべからず。深く戒慎し、斷じて武人の清節を汚さざらんことを期すべし。
九 怒を抑へ不満を制すべし。「怒は敵と思へ」と古人も教へたり。一時の激憤を後日に殘すこと多し。

軍法の峻嚴なるは特に軍人の榮譽を保持し、皇軍の威信を完うせんが爲なり。常に出征當時の決意と慇懃とを想起し、遙かに思を父母妻子の眞情に馳せ、假初にも身を軍科に曝すこと勿れ。

第二 戦陣の嗜

一 尙武の傳統に培ひ、武徳の涵養、技能の練磨に勉むべし。

「毎事退屈する勿れ」とは古き武將の言葉にも見えたり。

二 後顧の憂を絶ちて只管奉公の道に勵み、常に身邊を整へて死後を清くするの嗜を肝要とす。屍を戦野に曝すは固より軍人の覺悟なり。縦ひ遺骨の遺らざることあるも、敢て意とせざる様顯て家人に含め置くべし。
三 戦陣病廢に斃るゝは遺憾の極なり。特に衛生を重んじ、己の不節制に因り奉公に支障を來すが如きことあるべからず。
四 刀を魂とし馬を寶と爲せる士武士の嗜を心とし、戦陣の間常に兵裝器材を尊重し、馬匹を愛護せよ。
五 陣中の徳義は戦力の因なり。常に他隊の便益を思ひ、宿舎、物資の獨占の如きは慎むべし。「立つ鳥跡を濁さず」と言へり。雄々しく床しき皇軍の名を、異郷邊土にも永く傳へられたきものなり。
六 總して武勳を誇らず、功を人に譲るは武人の高風とする所なり。
他の榮達を羨まず己の認められざるを恨まず、省みて我が誠の足らざるを思ふべし。
七 諸事正直を旨とし、誇張虚言を恥とせよ。
八 常に大國民たるの襟度を持し、正を踐み義を貫きて皇國の威風を世界に宣揚すべし。
九 萬死に一生を得て歸還の大命に浴することあらば、具に思を護國の英靈に致し、言行を慎み

て國民の範となり、愈々奉公の覺悟を固くすべし。

結

以上述べる所は、悉く勳諭に發し、又之に歸するものなり。されば之を戦陣道義の實踐に資し、以て聖諭服行の完備を期せざるべからず。
戦陣の將兵、須く此の趣旨を體し、愈々奉公の至誠を擲んで、克く軍人の本分を充つして、皇恩の渥きに答へ奉るべし。

陸軍管區表

(昭和十六年四月一日實施)

東部	中部	仙臺	宇都宮	千葉	水戸	前橋	仙臺	福島	新潟	金澤	富山	長野	名古屋	岐阜	豊橋	静岡	京都	福知山
師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、	師管 關東區 管轄區域 東京府、神奈川縣、山梨縣、本郷、東京府、本郷區、下谷區、淺草區、本所區、深川區、豊島區、荒川區、王子區、板橋區、

軍事・航空・國防——陸軍

軍事・航空・國防—陸軍

神戶 兵庫縣—神戶市、尼崎市、西宮市、洲本市、武庫川、川邊郡、有馬郡、多紀郡、水上市、津名郡、三原郡

姫路 兵庫縣—明石市、姫路市、飾磨市、明石郡、加古郡、印南郡、加東郡、美濃郡、飾磨郡、掛保郡、佐用郡、赤穂郡、多可郡、加西郡、美方郡、城崎郡、養父郡、出石郡、朝來郡、宍粟郡、神崎郡

岡山 岡山縣—岡山縣

廣島 廣島縣—廣島市、吳市、安藝郡、安佐郡、佐伯郡、高田郡、雙三郡、山縣郡

福山 廣島縣—福山市、尾道市、三原市、深安郡、神石郡、比婆郡、甲奴郡、廣島郡、沼隈郡、世羅郡、御調郡、豊田郡、賀茂郡

松江 島根縣—松江市、八束郡、能義郡、大原郡、仁多郡、磯岐島

濱田 島根縣—鹿足郡、美濃郡、那賀郡、邑智郡、通摩郡、安藝郡、飯石郡、鞆川郡

山口 山口縣—山口縣

久留米 福岡縣—福岡市、直方市、飯塚市、筑紫郡、早良郡、糸島郡、糟屋郡、嘉穂郡、鞍手郡、宗像郡、朝倉郡

佐賀 福岡縣—久留米市、大牟田市、三池郡、山門郡、八女郡、三潁郡、三井郡、浮羽郡

長崎 長崎縣—長崎縣

札幌 北海道—札幌市、室蘭市、石狩支廳、釧路支廳、日高支廳、空知支廳

函館 北海道—函館市、小樽市、渡島支廳、檜山支廳、後志支廳、根室支廳

旭川 旭川縣—旭川市、上川支廳、宗谷支廳、留萌支廳

弘前 青森縣—弘前市、秋田縣

秋田 秋田縣—秋田縣

山形 山形縣—山形縣

備考 軍管區又は師管は夫々該管區又管區に在る軍司令官又は師團長の管轄に屬す

參謀總長 明治二十二年三月參謀本部條例を制定、參謀總長を置き、陸軍大將又は中将を以てこれに補す

二階代參謀總長

補任 氏名 補任 氏名

明三・三 熾仁 親王 明三・一 長谷川好道

三・一 彰仁 親王 大三・三 上原 勇作

三・一 川上 操六 三・三 河合 操

三・三 大山 巖 三・三 鈴木 莊六

三・三 山縣 有朋 昭三・二 金谷 範三

三・三 兒玉源太郎 三・三 戴仁 親王

三・三 兒 保肇 三・三 杉山 元

列國陸軍軍備一覽 (昭和十四年末)

國	平時兵力	種別	兵力	團除數
蘇聯邦	約 二三五萬	正 規 軍 內務人民委員部軍	約 百九十萬 約 三十五萬	步兵師團 百十箇師團 騎兵師團 三五箇師團
中 華 民 國	約 九十三萬	中 央 軍 其 他 諸 軍	三十九萬 五十四萬	步兵 百五十二箇師團 騎兵 三十六箇旅團 砲兵 七箇旅團 其他 砲兵 七箇旅團 不 正 規 軍 約 七 萬 本 表 の 外 の 多 數 の 兵 隊 略 多 り て 軍 隊 と 匪 徒 を 有 し 其 數 の 實 力 と 十 萬 を 下 ら ぬ 五 の と 判 斷 せ ら
米 國	約 五十三萬 (戰前) 約 四十三萬 (戰時)	正 規 軍 護 國 軍	法定數 四十二萬五千 現在數 約 二十萬 約 二十一萬	步兵 九師團 騎兵 三師團 步兵 一八師團 (一部未完成) 騎兵 四師團 (其數不明)

軍事・航空・國防—陸軍

國	本國軍	正 規 軍	約 兵力	備 考
英 國	約 八十萬		約 二十萬	二十箇師團 使用上の外征に 正 規 軍 約 七 十 萬 萬 國 際 的 に 於 て 今 次 戰 争 に 於 て は 少 數 の 兵 員 約 十 萬 餘 を 動 員 力 の 外 に 七 〇 萬 餘 の 兵 隊 を 有 す
佛 國	約 四十五萬七千	正 規 軍 地 方 軍 豫 備 軍	約 三十萬 約 二十萬	本國に駐屯す る部隊 步兵師團 二十箇師團 植民地師團 一箇師團 移動師團 四箇師團 戰車旅團 三箇旅團
在 本 國 兵 力			約 四十四萬 八千	

國	伊	國獨	國
約六十五萬	約正規軍二百萬	武裝團十八萬二千	正規軍約六十五萬四千 (戰前約八十四萬)
本國軍	師自設突騎機歩 動車衛兵兵兵 化師師師師師	警民委憲 憲任統治 隊兵領兵	及在植民地 及ルヴァン
約六十萬 內憲兵五萬	四師團 一五箇師團 四師團	約三萬四千 一萬五千 十三萬二千	十四萬六千 六萬
エルザ 一六 箇師團	胸中 一箇師團	歐洲の強國 であるが如く	騎兵五師團 砲兵四師團 工兵旅團 海兵旅團 歩兵旅團 騎兵旅團

列國新兵器整備一覽 (昭和十四年末)

佛	邦聯蘇	國	波
約四千 七百機	機千八約 (千五機線一第内)	機百二	機百七約
飛行機 中一五 箇師團	飛行機約七二〇中 隊外に氣球中隊、 海軍機中隊各若干	別計二六〇〇機 補助隊二〇〇機 外隊約七二〇機 自衛隊約七二〇機	飛行機 氣球 二大隊
約三萬 七箇師團	高射砲 約三萬 六箇師團	一部は旅團に はせらるる 高射砲 約三萬 六箇師團	本國境の外 税關監視隊
約三萬 六箇師團	約三萬 六箇師團	約五萬 本國境の外 約二萬六千	約三萬 六箇師團
獨立戰車中隊	獨立戰車中隊	獨立戰車中隊	獨立戰車中隊

英	國米	國伊	國
千五約	機百三千二約	機千三約 (屬所省軍空)	(航空省所屬)
艦海其 外の艦 載遣二 二〇〇 機機	正規軍 偵察隊 七四〇 中隊 中隊	飛機中 約行 二海島中 〇軍同隊 協隊同 隊五軍	尙阿佛利加 其他の植民 分を合すは 五中隊とな る
砲の隊正 二二海軍 三五〇〇 門機外高射 砲機中隊砲	約高外約砲八 本機針二數聯 機字五〇〇隊 機兵七〇〇門	一五砲る勇二聯野 四司陣軍大隊戰 〇砲各地上隊五高 門數部高團(一)射 約二射す義十砲	五聯隊
裝相艦滅右 甲官兵の三 自數用化外 動を機五〇 車有載ひの〇 す車歩機輛	其他裝甲 約二〇〇 輛車	一右戰車 五〇〇輛	約四 右戰車數 其他裝甲 約二〇〇 輛車

ソ聯主要部隊擴張一覽表

飛行機數	狙擊師團	騎兵師團
約三〇〇	約三	約三
約三〇〇	約三	約三
約三〇〇	約三	約三
約三〇〇	約三	約三
約三〇〇	約三	約三
約三〇〇	約三	約三
約三〇〇	約三	約三
約三〇〇	約三	約三
約三〇〇	約三	約三
約三〇〇	約三	約三

軍事・航空・国防——陸軍

戰車數 約 2500 約 3000 約 3500 約 4000
 軍直重砲隊 約 1000 約 1500 約 2000 約 2500

在極東軍隊增強概見表

總兵數 狙擊師團 騎兵師(旅團) 飛行機 戰車
 增強前 平一萬 個 二個旅 約一五〇 少數
 現在 四萬 個 七個師 二〇〇〇 一、八〇〇

備考 現在の飛行機中には航線距離三軒に達する超重爆撃機約三〇〇機が含まれて居る。(浦潮)東京間の直線距離は約千二百軒である、又潜水艦一〇〇がある。

蔣政權を中心とする支那の陸軍

約九三〇、〇〇〇
 三九〇、〇〇〇
 五四〇、〇〇〇

摘要 本表の外多數の不正規兵、土匪團ありて軍隊と略々同様の實力ありて、正規軍に改編せらるゝこと多々あり、兵力約四、五十萬

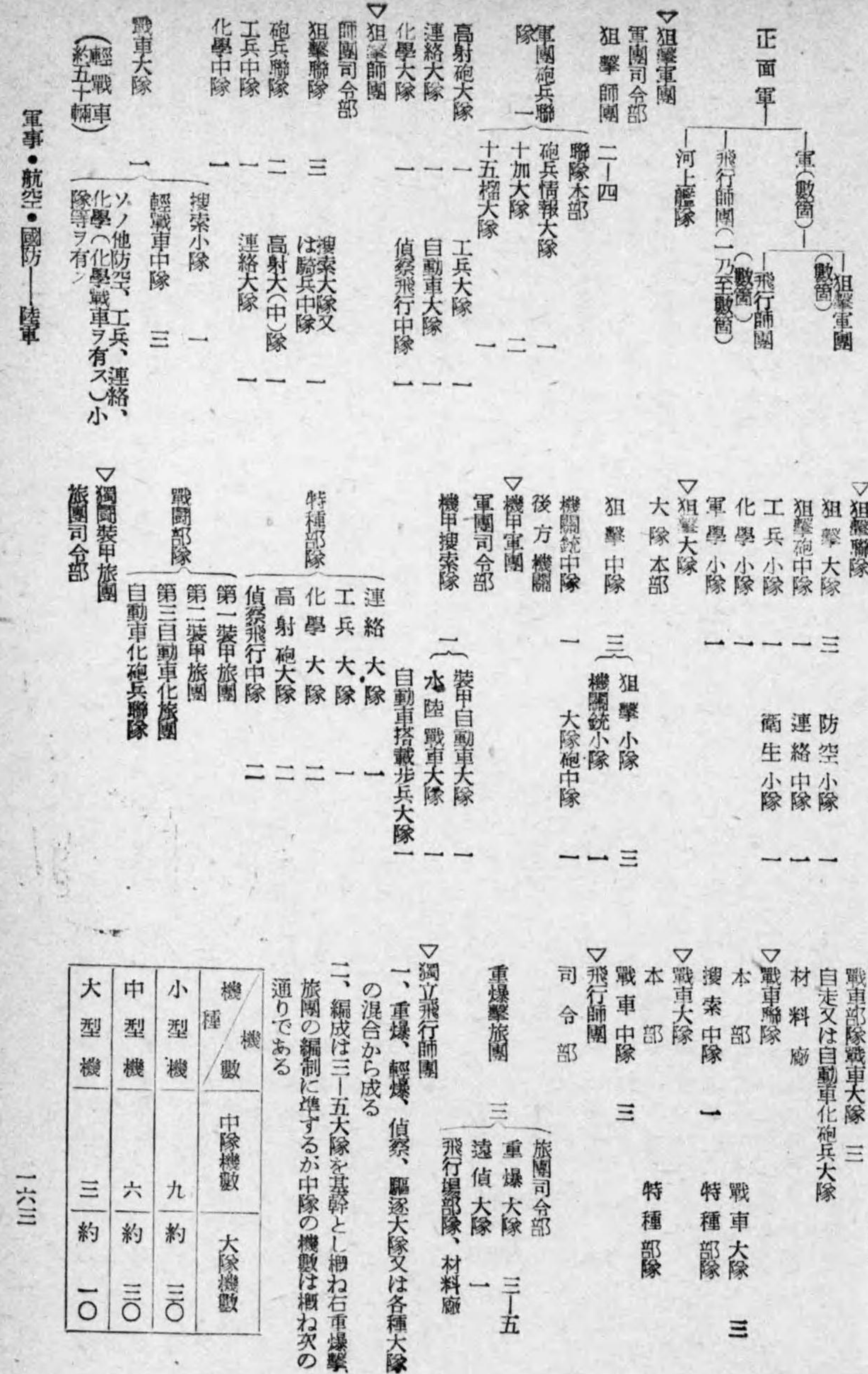
列國の軍事豫算

一九三八年 一九三九年 一九四〇年
 約 一萬五千 約 一萬五千 約 一萬五千

備考 ×印は特別軍隊費を含みたるもの
 米 國 陸軍總額 約 1,100,000 千磅
 英 國 陸軍總額 約 1,000,000 千磅
 佛 國 陸軍總額 約 1,000,000 千磅
 伊 國 陸軍總額 約 1,000,000 千磅
 波 蘭 陸軍總額 約 1,000,000 千磅
 加 洲 陸軍總額 約 1,000,000 千磅
 印 度 陸軍總額 約 1,000,000 千磅
 新 西 蘭 陸軍總額 約 1,000,000 千磅
 南 阿 那 陸軍總額 約 1,000,000 千磅
 愛 蘭 自由 國 陸軍總額 約 1,000,000 千磅

一九三七年 一九三八年 一九三九年
 約 1,000,000 千法
 約 1,000,000 千法
 約 1,000,000 千法
 約 1,000,000 千法
 約 1,000,000 千法
 約 1,000,000 千法
 約 1,000,000 千法
 約 1,000,000 千法
 約 1,000,000 千法
 約 1,000,000 千法

ソ聯陸軍の編成と裝備



軍事・航空・國防——陸軍

▽化學戰關係

- 一、平時から化學戰に關する諸種の機關並に化學戰部隊を常置する。且つ各部隊に専門の瓦斯掛將校と化學小隊を有する。
- 二、化學戰部隊は極めて機械化しその機動力と資材の輸送力を増大する傾向にある。
- 三、化學戰部隊は一般に投射と撒毒を主として編成、裝備されてゐるが、なほ瓦斯放射、火焰放射及び煙使用の裝備を有する。
- 四、砲兵には瓦斯彈、飛行機には投下瓦斯雨下の裝備を有し、又狙撃師團及び騎兵師團の工兵には撒毒裝備を有す。狙撃師團は更に毒煙、手投瓦斯及び擲彈銃用瓦斯彈を補備する。

陸軍現役將校定限年齢

六十五歳	大將	主計中將	軍醫中將	藥劑中將
六十二歳	中將	主計少將	軍醫少將	藥劑少將
六十歳	少將	主計大佐	軍醫大佐	藥劑大佐
五十八歳	大佐	主計中佐	軍醫中佐	藥劑中佐
五十五歳	中佐	主計少佐	軍醫少佐	藥劑少佐
五十二歳	少佐	主計大尉	軍醫大尉	藥劑大尉
五十歳	大尉	主計少尉	軍醫少尉	藥劑少尉

陸軍武官俸給

大將	六、八〇〇	中將	五、八〇〇
少將	五、〇〇〇	大佐	四、〇〇〇
中佐	三、〇〇〇	少佐	二、〇〇〇
大尉	一、八〇〇	中尉	一、〇〇〇
少尉	一、〇〇〇	少尉	八〇〇
少尉	七〇〇	少尉	六〇〇
少尉	五〇〇	少尉	四〇〇
少尉	三〇〇	少尉	二〇〇
少尉	一〇〇	少尉	一〇〇

特別大演習一覽

回数	年次	演習地	参加師團
一	明治三三	宇都宮地方	近衛、第一、二
二	三	大阪地方	第三、四、九、十
三	三	仙臺地方	第一、八
四	三	熊本地方	第六、十二
五	三	姫路地方	第五、十、十一

海軍

帝國艦船一覽(昭和十五年九月末現在)

艦名	排水量(基準)	竣工	速力	備砲	造船所
龍田	三、三〇〇	大正八	三三	一〇	佐世保工廠
加古	七、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
青葉	七、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
衣笠	七、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
那智	一〇、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
羽黒	一〇、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
妙高	一〇、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
足柄	一〇、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
愛宕	一〇、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
高雄	一〇、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
鳥海	一〇、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
摩耶	一〇、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
龍田	三、三〇〇	大正八	三三	一〇	佐世保工廠
加古	七、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
青葉	七、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
衣笠	七、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
那智	一〇、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
羽黒	一〇、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
妙高	一〇、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
足柄	一〇、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
愛宕	一〇、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
高雄	一〇、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
鳥海	一〇、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所
摩耶	一〇、〇〇〇	昭和二	三〇	一〇	三菱長崎造船所

軍事・航空・國防——海軍

阿武隈	五、七〇〇	同	浦賀船渠會社
神通	五、九〇〇	同	神戶川崎造船所
那珂	五、九〇〇	同	橫濱船渠會社
最上	八、〇〇〇	昭和〇三〇	吳工、廠
三隈	八、〇〇〇	同	三菱長崎造船所
鈴谷	八、〇〇〇	同	橫須賀工廠
熊野	八、〇〇〇	同	神戶川崎造船所
利根	八、〇〇〇	同	三菱長崎造船所
筑摩	八、〇〇〇	同	三菱長崎造船所

龍驤	五、一〇〇	三・七種高角三	橫須賀工廠
蒼龍	一〇、〇〇〇	同	吳工、廠
飛龍	一〇、〇〇〇	三・七種高角三	橫須賀工廠
航空母艦	計六隻	排水量(基準)計 八、八〇〇噸	
潛水母艦			
駒橋	一、一〇〇	大正三三九	佐世保工廠
迅鯨	五、一〇〇	同	三菱長崎造船所
長鯨	五、一〇〇	同	三菱長崎造船所
大鯨	一〇、〇〇〇	昭和九〇三	橫須賀工廠
劍鯨	一〇、〇〇〇	同	橫須賀工廠
高崎	一〇、〇〇〇	同	橫須賀工廠

淺間	九、〇〇〇	明治三三二	英國アームストロング社
八雲	九、〇〇〇	同	獨逸ウアルカン社
吾妻	八、〇〇〇	同	英國アームストロング社
出雲	九、〇〇〇	同	英國アームストロング社
磐手	九、〇〇〇	同	伊國アンサル社
春日	七、〇〇〇	同	玉造船工場
占守	九、〇〇〇	昭和五九七	淺野造船所
海防艦	計七隻	排水(基準)計 五、一〇〇噸	
航空母艦			
鳳城	七、〇〇〇	大正二二五	吳工、廠
赤城	七、〇〇〇	昭和二六五	橫須賀工廠
加賀	八、〇〇〇	同	同

能登呂	一四、〇〇〇	大正九三〇	神戶川崎造船所
神威	一四、〇〇〇	二二〇〇	ニューヨーク、シツビルデン
千歳	九、〇〇〇	三三〇〇	吳工、廠
千代田	九、〇〇〇	三三〇〇	吳工、廠
瑞穂	九、〇〇〇	三三〇〇	神戶川崎造船所
水上機母艦	計五隻	排水量(基準)計 天、〇〇〇噸	
既成艦排水量(基準)計			
敷設艦			
常磐	九、〇〇〇	明治三三三	英國アームストロング社
勝利	一、〇〇〇	大正六三〇	吳工、廠
白鷹	一、〇〇〇	昭和四六〇	石川島造船所
敷島	一、〇〇〇	同	浦賀船渠會社

入重山	一、二〇〇	七、一〇〇	三種高角二	吳工、廠	
沖島	一、〇〇〇	一、一〇〇	一四種	播磨造船所	
初鷹	一、〇〇〇	一、一〇〇	同	同	
蒼鷹	一、〇〇〇	一、一〇〇	同	同	
敷設艦	計八隻	排水量(基準)計 三、八〇〇噸			
鳥羽	二、五〇〇	同	短八種二	佐世保工廠	
磯峨	六、五〇〇	大正元五〇	二種一、八種高角三	同	
安宅	七、五〇〇	二、六〇〇	三種一、八種高角二	橫濱船渠會社	
比良	三、五〇〇	三、六〇〇	八種高角二	揚子機務有限公司	
勢多	三、五〇〇	三、六〇〇	八種高角二	揚子機務有限公司	
堅田	三、五〇〇	三、六〇〇	同	上海東華造船會社	
保津	三、五〇〇	三、六〇〇	同	同	
熱海	一、七〇〇	昭和四六〇	短八種高角一	揚子機務有限公司	
二見	一、七〇〇	五、六〇〇	同	玉造船工場	
伏見	一、七〇〇	五、六〇〇	同	藤永田造船所	
隅田	一、七〇〇	五、六〇〇	同	同	
權立	一、七〇〇	五、六〇〇	同	同	
砲艦	計十二隻	排水量(基準)計 四、八五〇噸			
一等驅逐艦					
艦名	排水量	竣工	速力	備砲	製造所
澤風	一、二〇〇	大正九三〇	二種四	三	三菱長崎造船所

峰風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	舞鶴工廠
矢風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	三菱長崎造船所
沖風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	舞鶴工廠
羽風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	三菱長崎造船所
秋風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	舞鶴工廠
汐風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	三菱長崎造船所
夕風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	舞鶴工廠
太刀風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
帆風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
野風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
沼風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
波風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
神風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
春風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
朝風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
旗風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
松風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
朝風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
夕風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
追風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
疾風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
早風	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
如月	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
陸月	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
文月	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
彌月	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
卯月	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同
菊月	一、二〇〇	九、三〇〇	同	同

艦名	排水量(基準)	竣工	速度	大砲	射擊管	製造所	伊號	排水量(基準)	竣工	速度	大砲	射擊管	製造所
水無月	1,350	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第一	1,350	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社
長月	1,350	二二	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第二	1,350	二二	同	同	同	浦賀船渠會社
三月月	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第三	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
夕月	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第四	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
望月	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第五	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
磯波	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第六	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
東雲	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第七	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
薄雲	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第八	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
白雲	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第九	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
吹雪	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第十	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
初雪	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第十一	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
白雲	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第十二	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
薄雲	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第十三	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
東雲	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第十四	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
磯波	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第十五	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
望月	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第十六	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
夕月	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第十七	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
三日月	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第十八	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
長月	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第十九	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社
水無月	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社	伊號第二十	1,350	二三	同	同	同	浦賀船渠會社

艦名	排水量(基準)	竣工	速度	大砲	射擊管	製造所	伊號	排水量(基準)	竣工	速度	大砲	射擊管	製造所
雪風	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第一	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社
黒風	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第二	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社
初風	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第三	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社
親潮	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第四	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社
早潮	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第五	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社
夏潮	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第六	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社
栗	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第七	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社
榊	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第八	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社
蓮	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第九	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社
若竹	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第十	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社
吳竹	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第十一	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社
芙蓉	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第十二	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社
朝顔	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第十三	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社
刈萱	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第十四	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社
早苗	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第十五	1,900	昭和二三	17.0	二	六	浦賀船渠會社
二等驅逐艦	計九隻	排水量(基準)	17.0	二	六	浦賀船渠會社	伊號第十六	計九隻	排水量(基準)	17.0	二	六	浦賀船渠會社

軍事・航空・國防—海軍

伊號第七十三	一四〇〇	〇	一〇〇〇	一	六	神戶川崎造船所
伊號第七十四	一四〇〇	〇	一〇〇〇	一	六	佐世保工廠
伊號第七十五	一四〇〇	〇	一〇〇〇	一	六	三菱神戶造船所
伊號第七十六	一四〇〇	〇	一〇〇〇	一	六	吳工廠
伊號第七十七	一四〇〇	〇	一〇〇〇	一	六	三菱神戶造船所

二等潜水艦

呂號第三十	六〇〇	大正三	三〇〇	一	四	神戶川崎造船所
呂號第三十一	六〇〇	昭和二	三〇〇	一	四	同
呂號第三十二	六〇〇	大正三	三〇〇	一	四	同
呂號第三十三	六〇〇	昭和〇	三〇〇	一	四	吳工廠
呂號第三十四	六〇〇	三	三〇〇	一	四	三菱神戶造船所
呂號第三十五	六〇〇	大正二	三〇〇	一	四	同
呂號第三十六	六〇〇	昭和二	三〇〇	一	四	同
呂號第三十七	六〇〇	三	三〇〇	一	四	同
呂號第三十八	六〇〇	大正二	三〇〇	一	四	三菱神戶造船所
呂號第三十九	六〇〇	三	三〇〇	一	四	同
呂號第四十	六〇〇	三	三〇〇	一	四	同
呂號第四十一	六〇〇	三	三〇〇	一	四	同
呂號第四十二	六〇〇	三	三〇〇	一	四	同
呂號第四十三	六〇〇	三	三〇〇	一	四	同
呂號第四十四	六〇〇	三	三〇〇	一	四	同
呂號第四十五	六〇〇	三	三〇〇	一	四	同
呂號第四十六	六〇〇	大正五	三〇〇	一	四	同
呂號第四十七	六〇〇	昭和二	三〇〇	一	四	同
呂號第四十八	六〇〇	三	三〇〇	一	四	同
呂號第四十九	六〇〇	三	三〇〇	一	四	同
呂號第五十	六〇〇	三	三〇〇	一	四	同

水雷艦

千鳥	五七〇	昭和八	三〇〇	二	二	舞鶴工作部
真鶴	五七〇	九	三〇〇	二	二	藤永田造船所
友鶴	五七〇	九	三〇〇	二	二	舞鶴工作部
初雁	五七〇	九	三〇〇	二	二	藤永田造船所
鴻鵠	五七〇	二	三〇〇	二	二	舞鶴工作部
鴨	五七〇	二	三〇〇	二	二	石川島造船所
隼	五七〇	二	三〇〇	二	二	橫濱船渠會社
鶴	五七〇	三	三〇〇	二	二	大坂鐵工所
雁	五七〇	三	三〇〇	二	二	三井玉工場
鷹	五七〇	三	三〇〇	二	二	橫濱船渠會社
鳩	五七〇	三	三〇〇	二	二	播磨造船所

掃海艦

第一號	六〇〇	大正三	三〇〇	一	四	播磨造船所
第二號	六〇〇	三	三〇〇	一	四	玉造船工場
第三號	六〇〇	三	三〇〇	一	四	大坂鐵工所
第四號	六〇〇	昭和四	三〇〇	一	四	佐世保工廠
第五號	六〇〇	四	三〇〇	一	四	玉造船工場
第六號	六〇〇	昭和四	三〇〇	一	四	大坂鐵工所
第七號	六〇〇	三	三〇〇	一	四	玉造船工場

第八號	六〇〇	二	三〇〇	同	浦賀船渠會社
第九號	六〇〇	二	三〇〇	同	舞鶴工廠
第十號	六〇〇	二	三〇〇	同	石川島造船所
第十一號	六〇〇	二	三〇〇	同	浦賀船渠會社
第十二號	六〇〇	二	三〇〇	同	石川島造船所
第十三號	六〇〇	二	三〇〇	同	藤永田造船所
第十四號	六〇〇	二	三〇〇	同	大坂鐵工所
第十五號	六〇〇	二	三〇〇	同	藤永田造船所
第十六號	六〇〇	二	三〇〇	同	玉造船工場
第十七號	六〇〇	二	三〇〇	同	大坂鐵工所
第十八號	六〇〇	二	三〇〇	同	玉造船工場

石廊	二四〇〇	二	三〇〇	同	大坂鐵工所
櫻片	二四〇〇	三	三〇〇	同	神戶川崎造船所
早朝	二四〇〇	三	三〇〇	同	吳工廠
鳴門	二四〇〇	三	三〇〇	同	橫須賀工廠
間宮	二四〇〇	三	三〇〇	同	神戶川崎造船所
宗谷	二四〇〇	三	三〇〇	同	三菱長崎造船所
樺野	二四〇〇	三	三〇〇	同	神戶川崎造船所
大泊	二四〇〇	三	三〇〇	同	英國シヨンプラウソ社
朝日	二四〇〇	三	三〇〇	同	英國シヨンプラウソ社
明石	二四〇〇	三	三〇〇	同	三菱長崎造船所

列國主力艦一覽 (昭和十五年九月)

練習特務艦	敷島	二、五噸	明治三	六、六節	英國アームズ社
同	富士	九、九	〇	六、五	同
同	攝津	六、三	〇	三、〇	吳工廠
同	室戸	八、三	五	三、五	三菱神戶造船所
同	野島	八、三	五	三、五	同
同	知床	一四、〇	〇	三、〇	神戶川崎造船所
同	櫻葉	一四、〇	〇	三、〇	同
同	佐多	一四、〇	〇	三、〇	橫濱船渠會社
同	鶴見	一四、〇	〇	三、〇	大坂鐵工所
同	尻矢	一四、〇	〇	三、〇	橫濱船渠會社

扶桑	二七、〇	三〇節	三六種	一二門	大坂鐵工所
山城	二七、〇	三〇節	三六種	一二門	神戶川崎造船所
伊勢	二七、〇	三〇節	三六種	一二門	神戶川崎造船所
日向	二七、〇	三〇節	三六種	一二門	神戶川崎造船所
陸奥	二七、〇	三〇節	三六種	一二門	神戶川崎造船所
金剛	二七、〇	三〇節	三六種	一二門	神戶川崎造船所
榛名	二七、〇	三〇節	三六種	一二門	神戶川崎造船所
霧島	二七、〇	三〇節	三六種	一二門	神戶川崎造船所

米 國

艦	職	中造建	未起工
アーカンサス	テキサス	ニューヨーク	ネヴァダ
オクラホマ	ペンシルバニア	アリゾナ	ミシシッピ
アイダホ	ニューメキシコ	テネシ	カリフォルニア
メリーランド	コロラド	ウエストヴァージニア	ワシントン
ノースカロリナ	インディアナ	マサチューセツト	アラバマ
サウスダコタ	イオワ	ニュージャージー	ミッソソ
リソイスコンシ			

20,000噸

英 國

艦	職	中造建	未起工
クインエリザベス	ワイスバイト	バーナム	ヴァリアント
マラヤ	リヴェンジ	ローヤルサバリン	レゾリューション
ラミリーズ	ネルソン	ロドネ	リナルス
リナウ	キングジョージ	プリンス・オブ・ウェールズ	アンソン
ビリー	ゼリコ	レイオン	テメレーヤ
デュークオブヨーク			

未起工二隻 八〇、〇〇〇噸
上記の外倫敦條約の結果戦艦より砲術練習艦に改造せられしアーロン・デューク一隻を有す

伊 國

艦	職	中造建	未起工
ジュリオ・チェザレ	コンテ・デイ・カヴール	カイオ・ドワイリオ	アンドレア・ドリア
リットリオ	ピットリオベネット	インペ	イソ

佛 國

艦	職	中造建	未起工
クトルペ	パル	プロヴァンス	ブルターニュ
ロレーヌ	ダンケルク	ストラブルグ	リシユリユ
リアンパール	クレマンソー	ギヤスコ	

軍事・航空・国防—海軍

獨 逸

艦	職	中造建	未起工
ルソー	アドミラル・シエーア	グナイゼナウ	シャルンホルスト
ビスマーク	ティルピッツ	デウチエラント	其他若干

ソ 聯

艦	職	中造建	未起工
パリスカヤ・コンムーナ	ボリユーチヤ	マラート	

太平洋に於ける列國海軍力一覽

(昭和十五年九月末現在)

艦隊名	艦名	艦種	速力	主砲
支那艦隊	驅逐艦	巡洋艦	排水艦	潜水艦
河川砲艦	油艦	空艦	給油艦	防艦

國	艦隊	種類	隻数	噸数	備考
印度	東印度艦隊	ケープタウン	巡	四〇〇	元〇
		油槽艦	一隻	一五	
		其他小艦艇	十隻	三五	
		潜水艦	二隻	六〇	
		アデレード	同	五〇〇	
		其他小艦艇	四隻	三五	
		リンドレー	同	三〇〇	
		アキレス	同	七〇〇	
		特設巡洋艦	三隻	三〇〇	
		掃海艦	三隻	三〇〇	
南洋	南洋艦隊	オースタ	巡	九〇〇	三〇
		マールヘッ	同	七〇〇	三〇
		砲艦	二隻	三〇	
		ヨツ	一隻	三〇	
		潜水艦	三隻	三〇	
		潜水艦	二隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
西蘭	西蘭艦隊	潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
加那利	加那利艦隊	潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
海軍	海軍	潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	
		潜水艦	一隻	三〇	

國	艦隊	種類	隻数	噸数	備考
智利	智利艦隊	アルミラント	戰艦	二	六、〇〇〇
		キヤピタン	戰艦	二	六、〇〇〇
		ゼネラル	戰艦	二	六、〇〇〇
		ブランコ	戰艦	二	六、〇〇〇
		シヤカ	戰艦	二	六、〇〇〇
		スル	戰艦	二	六、〇〇〇
		潜水艦	九隻	九〇	
		潜水艦	一隻	九〇	
		潜水艦	一隻	九〇	
		潜水艦	一隻	九〇	
秘魯	秘魯艦隊	アルミラント	戰艦	二	六、〇〇〇
		コロネル	戰艦	二	六、〇〇〇
		潜水艦	四隻	四〇	
		潜水艦	一隻	四〇	
		潜水艦	一隻	四〇	
		潜水艦	一隻	四〇	
		潜水艦	一隻	四〇	
		潜水艦	一隻	四〇	
		潜水艦	一隻	四〇	
		潜水艦	一隻	四〇	
哥倫比亞	哥倫比亞艦隊	潜水艦	一隻	四〇	
		潜水艦	一隻	四〇	
		潜水艦	一隻	四〇	
		潜水艦	一隻	四〇	
		潜水艦	一隻	四〇	
		潜水艦	一隻	四〇	
		潜水艦	一隻	四〇	
		潜水艦	一隻	四〇	
		潜水艦	一隻	四〇	
		潜水艦	一隻	四〇	

華府・倫敦兩條約廢棄經緯

過去十五年間、帝國海軍軍備を拘束し來つた華府及倫敦兩海軍軍備條約も昭和十一年十二月三十一日失効、今や二三ヶ國の一部協定を除き全世界は海軍力制限に關し全くの無條約時代となつた。

抑々軍備比率條約は偶然の現有兵力を基礎として制定せられたものである點に於て、既に現情に即せざる不合理なる條約と化したことを指摘して我國は極力斯る列國の差別的觀念を是正すべく一九三四年の倫敦海軍交渉及び

軍事・航空・國防—海軍

一九三五年の倫敦軍備會議に於て帝國の公正公愷なる主張を爲したるも竟に列國の諒解する處とならず、己むを得ず昭和十一年一月十五日帝國は會議より脱退した。

斯くて同會議は日本の脱退後、更に伊太利の脱退に遇ひ、結局英・米・佛三國會議となり、海軍兵力の質的制限及建艦通報並に情報交換等を規定したが、帝國は既に我が主張の原則が容れられず會議を脱退したる以上、爾今此の規定に何等拘束されるものにあらずとの事を當時明白に聲明せり。従つて帝國に關する限り軍備條約の制限は何等存在せざるに至り、純然たる無條約状態に還つたのである。

茲に十五年に亙る不正なる桎梏となつてゐる華府倫敦兩條約海軍制限一覽表を參考資料として敢て止め置く所以である。

華府條約制限一覽

國	主力艦合計	總排水量(噸)	航空母艦合計	總排水量(噸)
日	一五	一五〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇
英	一五	一五〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇
北米	一五	一五〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇
佛	一五	一五〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇
伊太利	一五	一五〇,〇〇〇	一	一〇,〇〇〇
總計	七五	七五〇,〇〇〇	五	五〇,〇〇〇

△主力艦 各艦標準排水量三五、〇〇〇噸を越ゆるを得ず。備砲口径一六吋(四〇六耗)を越ゆるを得ず。

△航空母艦 各艦標準排水量二七、〇〇〇噸を越ゆるを得ず但し(一)合計噸數の範圍内にて三三、〇〇〇噸を越えざるもの二隻を限り建艦することを得。

△備砲 (一)口径八吋を越ゆるを得ず(二)口径六吋を越ゆる備砲ある時は五吋を越ゆる砲數合計十門以内とす。但し噸數二七、〇〇〇噸以上の航空母艦に於ては八門以内とす。(三)航空機防禦用及口径五吋以下の備砲は無制限。

△其他の裝助艦 合計總排水量制限なし。
各艦其排水量一〇、〇〇〇噸を超えるを得ず。備砲口径八吋を超えるを得ず。

△條約有効期限 昭和十一年(一九三六年)十二月三十一日迄とす

倫敦條約海軍制限一覽

△主力艦

日 現存艦中 一隻保有 九隻保有
英 現存艦中 三隻保有 一五隻保有
米 現存艦中 三隻保有 一五隻保有
伊佛 一九三六年迄に代艦七〇、〇〇〇噸迄を建艦し得

△航空母艦

日 各、其排水量 二七、〇〇〇噸を超ゆるを得ず
英 各、其排水量 二七、〇〇〇噸を超ゆるを得ず
米 各、其排水量 二七、〇〇〇噸を超ゆるを得ず
伊佛 各、其排水量 二七、〇〇〇噸を超ゆるを得ず

△甲級巡洋艦

日 合計 一〇、〇〇〇噸
英 合計 一〇、〇〇〇噸
米 合計 一〇、〇〇〇噸
伊佛 合計 一〇、〇〇〇噸

△乙級巡洋艦

日 合計 一〇、〇〇〇噸
英 合計 一〇、〇〇〇噸
米 合計 一〇、〇〇〇噸
伊佛 合計 一〇、〇〇〇噸

伊佛 協定不成立無制限

逐艦 排水量(一、八五〇噸を超過するを得ず)
備砲(口径五・一吋を超過するを得ず)

日 合計 五、七〇〇噸

水艦 排水量(二、〇〇〇噸を超過するを得ず)
備砲(口径五・一吋を超過するを得ず)

英 合計 五、七〇〇噸

觀艦式一覽表

條約有効期限 昭和十一年(一九三六年)十二月廿一日

Table with columns for date, location, name, and aircraft carrier count.

Table listing aircraft carrier names and specifications for various nations.

Table listing aircraft carrier names and specifications for various nations.

列國航空母艦一覽

Main table listing aircraft carrier names, displacement, speed, and other details for various countries.

六ヶ國海軍力擴充概況

△第一 最近の米國海軍建艦計畫

艦種	一九三三年				一九三四年				一九三五年			
	依る計	興復	依る計	興復	依る計	興復	依る計	興復				
主力艦	1	1	1	1	1	1	1	1				
航空母艦	1	1	1	1	1	1	1	1				
甲級巡洋艦	1	1	1	1	1	1	1	1				
乙級巡洋艦	1	1	1	1	1	1	1	1				
驅逐艦	1	1	1	1	1	1	1	1				
潛水艦	1	1	1	1	1	1	1	1				
小計	3	3	3	3	3	3	3	3				
其他の艦艇	1	1	1	1	1	1	1	1				
合計	4	4	4	4	4	4	4	4				

備考(一)ウインソン案は海軍省及倫敦條約の規定(左表参照)だけ艦内艦艇を保有する爲右艦内において所定の追加建造に代艦起工の権利を大統領に付するもので前表記載の数字は右方針に基き一九三五年(昭和十一年度)以後一九三九年(昭和十四年度)迄に繰算成立せるもの、集計である(二)ウインソン擴張案は舊條約規定に擴張(約二〇%増となる)を加へた量の艦内艦艇を保有する爲右艦内において所定の追加建造に代艦起工の権利を大統領に付するもので前表記載の数字は一九三九年(昭和十四年度)に豫算成立せるもののみを示す

【一】現有兵力(昭和十四年(一九三九年)一月現在)

海軍約二、〇〇〇機(海軍艦艇航空隊及練習機を含む)、陸軍約一、六〇〇機(編制隊機及護國軍飛行機を含む)

艦種	現有兵力		建造中及未起工	
	隻	噸	隻	噸
主力艦	5	1,200	1	1,200
航空母艦	5	1,200	1	1,200
甲級巡洋艦	1	1,200	1	1,200
乙級巡洋艦	1	1,200	1	1,200
驅逐艦	3	1,200	3	1,200
潛水艦	3	1,200	3	1,200
小計	18	21,600	8	9,600

備考(一)現有兵力欄の驅逐艦中には輕敷設艦として使用せらるもの八隻を含む(二)昭和十三年(一九三八年)竣工として計上せるものには推定を含む(三)建造中及未起工欄の各艦の噸數(推定を含む)は▲主力艦三五、〇〇〇噸▲航空母艦一五、〇〇〇噸▲乙級巡洋艦一〇、〇〇〇噸▲潛水艦一、四四〇噸▲驅逐艦約一、六〇〇噸▲潛水艦一、四五〇噸

【二】擴張計畫

(一)海軍新ウインソン案に依り三、〇〇〇機以上を整備せんとす

(二)陸軍従來は昭和十五年(一九四〇年)六月末迄に二、三〇〇機を整備する豫定であった處新聞に依れば將來六、〇〇〇機を保有することを目標とし差當り今後二ヶ年間に三、〇〇〇機を増加すべき計畫を提出中である

【三】擴張計畫(イ)昭和十三年五月發表の計畫は昭和十五年三月末迄に左の通り充實せんとする

ものである▲本國部隊約二、三七〇機海外部隊四九〇機▲艦隊航空隊約五〇〇機▲計約三、三六〇機(ロ)同年十一月政府は右機數より約三割増勢する意向なる旨發表した

備考(一)海外部隊航空隊の一部は平時既に極東方面に配備せられて居る必要がある場合には海外部隊及航空隊は勿論本國部隊と雖もその何割かは極東方面に集中し得るであらう(二)尙蓬洲空軍は昭和十三年(一九三八年)初頭に於て第一線機約二〇〇機であつたが其後著々増勢中である

【七】昭和十四年一月ソ聯邦海軍現有兵力(潜水艦以上)並びに建造中及び未起工の艦艇

艦種	現有兵力		建造中及未起工	
	隻	噸	隻	噸
主力艦	5	1,200	1	1,200
航空母艦	5	1,200	1	1,200
甲級巡洋艦	1	1,200	1	1,200
乙級巡洋艦	1	1,200	1	1,200
驅逐艦	3	1,200	3	1,200
潛水艦	3	1,200	3	1,200
小計	18	21,600	8	9,600

【八】昭和十四年一月獨逸海軍現有兵力並に建造中及未起工の艦艇(潜水艦以上)

【九】昭和十四年(一九三九年)一月に於ける伊國海軍現有兵力並に建造中及未起工の艦艇(潜水艦以上)

【十】昭和十四年一月佛國海軍現有兵力並に建造中及未起工の艦艇(潜水艦以上)

列國海軍既成艦艇概要 (基準排水量)

(昭和十五年九月三十日調)

國別	隻數	噸	隻數	噸	隻數	噸	隻數	噸	隻數	噸
日本	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000
英國	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000
佛國	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000
伊國	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000
獨逸	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000
ソ連	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000
聯邦	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000
蘭國	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000